

令和4年度補正予算

**SSの事業再構築・経営力強化事業
(設備導入等支援事業)**

申請者用手引書

一般社団法人 全国石油協会

2023年 5 月

【問合せ先】 所属の石油組合又は(一社)全国石油協会(03-5251-0468)まで

ご申請前に「Ⅰ．Ⅱ．Ⅳ．」は必ずお読みください

目 次

Ⅰ．申請準備について	3
申請管理シート	4
申請管理シート(記入例)	5
申請書記入例	6
Ⅱ．事業目的及び概要	9
(1)予算額	9
(2)補助率	9
(3)補助対象設備	10
(4)申請期間	10
(5)実績報告書の提出期限	10
(6)申請するための要件	11
(7)本事業の注意事項	11
(8)申請から補助金交付までの流れ(フロー図)	14
地方自治体の方へ	15
SSの事業再構築・経営力強化事業 交付規程(抜粋)	16
Ⅲ．設備毎の事業内容	17
(1) ペーパー回収設備	17
(2) 地下タンク等入換	24
(3) 地下タンク等撤去・漏えい	41
(4) 省エネ型洗車機	90
(5) POS システム	96
(6) 省エネ型ローリー	104
(7) タブレット型給油許可システム	113
(8) 灯油タンク等スマートセンサー	119
(9) 官公需システム	124
・申請者の要件	
・補助対象経費	
・補助金上限額	
・実績報告書の提出	
・補助金支払請求書の提出	

IV. 補助金受給後に生じる義務	127
(1)財産管理	127
(2)対象となる財産	127
(3)処分制限期間	127
(4)財産処分の定義	129
(5)処分制限期間中の財産管理の方法	129
(6)処分制限期間中の財産処分	129
・取得財産等管理明細表記入例(設備関係)	131
・取得財産等管理明細表記入例(入換又は漏えい防止)	132
・取得財産等管理明細表記入例(省エネ型ローリー)	133
V. Q&A	134

【参考】チェックリスト 交付申請用

- ・ペーパー回収設備
- ・地下タンク等入換
- ・地下タンク等撤去・漏えい
- ・省エネ型洗車機
- ・POS システム
- ・省エネ型ローリー
- ・タブレット型給油許可システム
- ・灯油タンク等スマートセンサー

I. 申請準備について

- ・本事業において補助を受けることができるのは、同一の社(方)が運営する給油所等のうち2カ所が上限(1次募集で申請したものを含む)となります。但し、地下タンク等撤去に係る補助事業及び中核SSにおける自家発電設備の入換事業(別途募集、以下「中核SS自家発電設備」という)については、上限はありません。
- ・申請は給油所等の運営者又は所有者・賃貸者のいずれでも可能(所有者・賃貸者は一部設備では不可)ですが、運営者及び所有者・賃貸者の双方から申請する場合であっても、上記の2カ所が上限となります。
- ・申請給油所等1カ所につき、4つまでの設備を上限とし利用することができます。
但し、地下タンク等撤去に係る補助事業及び中核SS自家発電設備については、上限はありません。
- ・省エネ型ローリーについては、揮発油販売業者が給油所以外の配送拠点用として申請する場合であっても、当該販売業者が運営する給油所等の1カ所に導入するものとして、上記上限を適用します。
- ・申請する際、複数の給油所等を運営される社(方)は、登録給油所等の中から導入先を絞り込む必要がございます。次頁を参考に「申請管理シート」を作成され、申請整理に活用していただき、控えを申請書類と合わせてご提出ください(「申請管理シート」はホームページから作成いただくか次頁をコピーして作成ください)。
- ・下表に申請例を示しますのでご確認ください。

(申請例)

設 備	パターン1 可 2SSに2設備+1SS撤去 +1SS発電機(中核)				パターン2 可 2SSに9設備(うち1設備 発電機)+1SS撤去			パターン3 不可 3SSに6設備			パターン4 不可 1SSに7設備	
	運営者A石油				運営者B石油			運営者C石油			運営者D石油	
	①SS	②SS	③SS	④SS	①SS	②SS	③SS	①SS	②SS	③SS	①SS	
ペーパー回収					○			○			○	
省エネ型洗車機					○				○		○	
POSシステム	○	○			○					×	○	
省エネ型ローリー						○					○	
タブレット型給油許可システム						○		○			×	
灯油タンクスマートセンサー						○			○		×	
地下タンク等入換					○					×		
地下タンク漏えい	○	○				○					×	
地下タンク撤去			○				○					
中核SS自家発電設備				○		○						

※地下タンク撤去及び中核SS自家発電設備は、SS数及び設備数上限と別枠

事業に要する経費について、借入をお考えの申請者は、全国石油協会の信用保証制度を利用することができます。詳しくは石油組合又は全国石油協会（TEL03-5251-0460）にお問い合わせください。

申請管理シート

申請給油所等の運営者 _____

申請する給油所等		①	②	申請者名 (運営者又は 施設所有者(賃貸者含む))
	給油所名			
	登録番号			
	施設所有者(賃貸者含む)			
申請する設備	ベーパー回収設備 「3 補正利用」有・無			給油所①
				給油所②
	地下タンク等入換 「3 補正利用」有・無			給油所①
				給油所②
	地下タンク漏えい 「3 補正利用」有・無			給油所①
				給油所②
	省エネ型洗車機 「3 補正利用」有・無			給油所①
				給油所②
	POS システム 「3 補正利用」有・無			給油所①
				給油所②
	省エネ型ローリー 「3 補正利用」有・無			給油所①
				給油所②
	タブレット型給油許可システム 「3 補正利用」有・無			給油所①
				給油所②
	灯油タンク等 スマートセンサー」 「3 補正利用」有・無			給油所①
				給油所②

※令和3年度「脱炭素社会における燃料安定供給対策事業」において、補助金交付を受けた
又は交付決定を受けて繰越した設備の「3 補正利用」有・無の有に○を記してください。

※1次募集の申請分を含んで1事業者2SS、1SSあたり4設備までとなります。

(記入例)

申請管理シート

申請給油所等の運営者 全国石油株式会社

申請する給油所等		①	②	申請者名 (運営者又は 施設所有者(賃貸者含む))
	給油所名	永田町給油所	霞が関給油所	
	登録番号	3-000XX-0001	3-000XX-0003	
	施設所有者(賃貸者含む)	全国石油株式会社	脱炭石油株式会社	
申請する設備	ペーパー回収設備 「3 補正利用」有・無	○	○	給油所① 全国石油株式会社 給油所② 脱炭石油株式会社
	地下タンク等入換 「3 補正利用」有・無	○		給油所① 全国石油株式会社
	地下タンク漏えい 「3 補正利用」有・無		○	SS 毎に申請者名を記入してください 給油所② 脱炭石油株式会社
	省エネ型洗車機 「3 補正利用」有・無	○	○	給油所① 全国石油株式会社 給油所② 全国石油株式会社
	POS システム 「3 補正利用」有・無	3 年度補正予算事業で洗車機の補助を受けた(又は繰越した)場合、①②のSSでなくとも有に○		給油所① 給油所②
	省エネ型ローリー 「3 補正利用」有・無	○ (千代田油槽所に常置)		給油所① 全国石油株式会社 給油所②
	タブレット型給油許可システム 「3 補正利用」有・無	SS 以外に常置する場合はその場所を記入してください	○	給油所① 給油所② 全国石油株式会社
	灯油タンク等 スマートセンサー」 「3 補正利用」有・無			給油所① 給油所②

※令和3年度「脱炭素社会における燃料安定供給対策事業」において、補助金交付を受けた又は交付決定を受けて繰越した設備の「3 補正利用」有・無の有に○を記してください。

※1次募集の申請分を含んで1事業者2SS、1SSあたり4設備までとなります。

申請書記入例 P5 ペーパー回収設備①(運営者申請分)

(様式再構築第1号)

補助金交付申請書

2023年3月27日

一般社団法人 全国石油協会
会長 山宮 二郎 殿

SSの事業再構築・経営力強化事業事業交付規程第9条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

●申請する設備 (いずれか1つを丸で囲む)

①ペーパー回収設備	②省排型洗濯機	③省排型システム	④POSシステム	⑤省排型ローリー	⑥アプレット型給油許可システム	⑦灯油灯等スタートレター
-----------	---------	----------	----------	----------	-----------------	--------------

●申請者：該当項目に丸を付し、申請給油所の運営者と所有者が同じ場合、「給油所の運営者」の欄にのみ記入捺印し、申請給油所の運営者と所有者が異なる場合は、双方に記入捺印する。

申請者 (補助金の受給者及び管理者)		1. 給油所等の運営者 (運営者と所有者が同じ若しくは買賃人)		2. 給油所等の所有者 (買賃人)	
申請者の法人番号 (法人のみ：13桁)※国連参照		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
申請者の企業規模		1 中小企業等 2. 非中小企業 (みなし大企業、協同組合、地方自治体含む)			
申請資格要件 (申請する事業について該当する番号に○)		1. 地域インフラ又は地域コミュニティに必要な機能として、灯油配達又は店舗経営を行う揮発油販売業者等が行うもの 2. 自治体が発定した総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置づけられた地域で行うもの。 3. 事業を行う地域を管轄する自治体等の同意書等の提出があるもの 4. 複数の揮発油販売業者の統合を伴うもの			
給油所等の運営者	住所 (都道府県名から記入)	〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-14			
	会社名又は名称及び代表者名	全国石油株式会社 代表取締役 全国 太郎			
	品質確保法登録番号 (又は営業法届出番号)	0-第 12345 号 (石油販売業者の場合は営業法の届出番号)			
	電話番号/FAX番号	03-5251-000X / 03-5251-000Z 担当者名 全国 花子			
給油所等の所有者	住所 (都道府県名から記入)	〒 担当者名			
	会社名又は名称及び代表者名	同上			
	電話番号/FAX番号	担当者名			

○法人番号の調べ方等

①国税庁の「法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)から検索。検索結果は必ず申請書に添付して下さい。(13桁：商業登記簿原本の会社法人番号(12桁)ではありませんので、ご注意ください。)
②法人番号などを記載した書面を国税庁長官から通知されています(平成27年10月から通知を開始)。

●事業内容

1. 交付申請額 (工事費用総額)		5,000,000円 (税抜き)	
		(税込み 5,500,000円)	
2. 設置給油所等・導入設備			
①		②	
登録番号	0-第 12345 号 (0001) 石油販売業者は記入不要	登録番号	一第 号 ()
給油所名 (又は配達拠点名)	永田町給油所 系列 (ENEOS) 店舗形態：フルSS セルフSS フルセルフ化	給油所名	系列 () 店舗形態：フルSS・セルフSS・フルセルフ化
住所	東京都千代田区永田町 3-1-X	住所	
設備名又は型式	手引きを参考にペーパー回収設備の場合、「計量機」「荷卸し設備」等の詳細を記載 計量機「T0002」	設備名又は型式	手引きを参考にペーパー回収設備の場合、「計量機」「荷卸し設備」等の詳細を記載
台数(式数)	2基	台数(式数)	
施工業者名	東京計量機株式会社	施工業者名	
工事予定期間	2023年7月1日 ～2023年7月8日	工事予定期間	～ 年 月 日

●①又は②の給油所等に他に申請する設備 (該当する設備及び給油所等番号を丸で囲む。各給油所等において本申請含めて4つまでが上限となり、ローリーは1事業者1台が上限)

1. ペーパー回収設備	2. 地下タンク等の入換	3. 漏えい防止工事	4. 省排型洗濯機	5. 省排型ローリー	6. POS システム	7. アプレット型給油許可システム	8. 灯油灯等スタートレター
給油所①	給油所①	給油所①	給油所①	給油所①	給油所①	給油所①	給油所①
給油所②	給油所②	給油所②	給油所②	給油所②	給油所②	給油所②	給油所②

●上記1～8の設備の中で、過去に同一給油所等において補助金を受給している設備について、以下に記入。

番号	設備	承認番号	今回の申請による入換の有無	番号	設備	承認番号	今回の申請による入換の有無
			有・無				有・無

【ジービスインフォについて】

○国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進するため、全国石油協会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報 (採択日、採択先 (交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等) について、ジービスインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知置きください。

(※) ジービスインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を結びつけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。【掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>】

受付印
(組合用)

受付印
(協会用)

(様式再構築第1号)

補助金交付申請書

2023年3月27日

一般社団法人 全国石油協会
会 長 山 富 二 郎 殿

SSの事業再構築・経営力強化事業事業交付規程第9条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

●申請する設備 (いずれか1つを丸で囲む)

①ベーパー回収設備	②省排型洗車機	③省排型システム	④POSシステム	⑤省排型ローリー	⑥省排型給油許可システム	⑦灯油メーター
-----------	---------	----------	----------	----------	--------------	---------

●申請者：該当項目に丸を付し、申請給油所の運営者と所有者とが同じ場合、「給油所の運営者」の欄にのみ記入捺印し、申請給油所の運営者と所有者と異なる場合は、双方に記入捺印する。

申請者 (補助金の受給者及び管理者)	1. 給油所の運営者 (運営者と所有者が同じ若しくは賃借人)	2. 給油所の所有者 (賃貸人)
申請者の法人番号 (法人のみ：13桁)※国註参照	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
申請者の企業規模	①. 中小企業等	2. 非中小企業 (みなし大企業、協同組合、地方自治体含む)
申請資格要件 (申請する事業について 該当する番号に○)	1. 地域インフラ又は地域コミュニティに必要な機能として、灯油配送又は店舗経営を行う揮発油販売業者等が行うもの 2. 自治体が策定した総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置づけられた地域で行うもの。 ③. 事業を行う地域を管轄する自治体等の同意書等の提出があるもの 4. 複数の揮発油販売業者の統合を伴うもの	
給油所の運営者	住 所 (都道府県名から記入) 東京都千代田区永田町 2-17-14 会社名又は名称 代表取締役 全国 太郎 品質確保法登録番号 (又は品質法第10条第2項) O-第 12345 号 (石油販売業者の場合は品質法の届出番号) 電話番号/FAX番号 03-5251-000X / 03-5251-000Z 担当者名 全国 花子	
給油所の所有者	住 所 (都道府県名から記入) 東京都千代田区麹町 1-3-1 会社名又は名称 代表取締役 脱炭 二郎 電話番号/FAX番号 03-3501-000X / 03-3501-100X 担当者名 佐藤 ○○	

○法人番号の調べ方等

①国税庁の「法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)から検索。検索結果は必ず申請書に添付して下さい。(13桁：商業登記簿原本の会社法人番号(12桁)ではありませんので、ご注意ください。)
②法人番号などを記載した書面を国税庁長官から通知されています(平成27年10月から通知を開始)。

●事業内容

1. 交付申請額 (工事費用総額)	9,000,000円 (税抜き)
	(税込み 9,900,000円)
2. 設置給油所等・導入設備	
①	②
登録番号 0-第12345(0003) 石油販売業者は記入不要	登録番号 一第 号 ()
給油所名 (又は配送拠点名) 系列 () 店鋪形態 フルSS・セルフSS・フル→セルフ化	給油所名 (又は配送拠点名) 系列 () 店鋪形態 フルSS・セルフSS・フル→セルフ化
住 所 東京都千代田区麹町 4-1-X	住 所
設備名又は型式 手引きを参考にベーパー回収設備の場合、「計量機」「荷卸し設備」等の詳細を記載 計量機「T0002」2基 荷卸し設備「Z008」1基	設備名又は型式 手引きを参考にベーパー回収設備の場合、「計量機」「荷卸し設備」等の詳細を記載
台数(式数) 3基	台数(式数)
施工業者名 株式会社日本計量機	施工業者名
工事予定期間 2023年7月5日 ～2023年7月15日	工事予定期間 ～ 年 月 日

●①又は②の給油所等で他に申請する設備 (該当する設備及び給油所等番号を丸で囲む。各給油所等において本申請書に4つまでが上限となり、ローリーは1事業者1台が上限)

1. ベーパー回収設備	2. 地下タンク等の入れ換	3. 漏えい防止工事	4. 省排型洗車機	5. 省排型ローリー	6. POSシステム	7. 省排型給油許可システム	8. 灯油メーター
給油所 ①	給油所 ①	給油所 ①	給油所 ①	給油所 ①	給油所 ①	給油所 ①	給油所 ①
給油所 ②	給油所 ②	給油所 ②	給油所 ②	給油所 ②	給油所 ②	給油所 ②	給油所 ②

●上記1～8の設備の中で、過去に同一給油所等において補助金を受給している設備について、以下に記入。

番号	設備	承認番号	今回の申請による入換の有無	番号	設備	承認番号	今回の申請による入換の有無
			有・無				有・無

【ジービスインフォについて】

○国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進するため、全国石油協会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報(採択日、採択先(交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等)について、ジービスインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知ください。

(※)ジービスインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索・閲覧ができるシステムです。【掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>】

受付印
(組合用)

受付印
(協会用)

申請書記入例 P5 省エネ型洗車機①②(運営者申請分)

(様式再構築第1号)

補助金交付申請書

2023年3月27日

一般社団法人 全国石油協会
会長 山本 二郎 殿

SSの事業再構築・経営力強化事業事業交付規程第9条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

●申請する設備(いずれか1つを丸で囲む)

①ペーパ 回収設備	②省エネ 洗車機	③官公費 システム	④POS システム	⑤省エネ ローリー	⑥パレット 給油許可証	⑦灯油ボイ ル
--------------	-------------	--------------	--------------	--------------	----------------	------------

●申請者：該当項目に丸を付し、申請給油所の運営者と所有者が同じ場合、「給油所の運営者」の欄にのみ記入
捺印し、申請給油所の運営者と所有者が異なる場合は、双方に記入捺印する。

申請者 (補助金の受給者及び管理者)	1. 給油所等の運営者 (運営者と所有者が同じ若しくは質借人)	2. 給油所等の所有者 (質貸人)
申請者の法人番号 (法人のみ：13桁)※別注参照	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
申請者の企業規模	1. 中小企業等 2. 非中小企業(みなし大企業、協同組合、地方自治体含む)	
申請資格要件 (申請する事業について 該当する番号に○)	1. 地域インフラ又は地域コミュニティに必要な機能として、灯油配達又は店舗経営を行う無償油販売業者等が行うもの 2. 自治体が指定した総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置づけられた地域で行うもの。 3. 事業を行う地域を管轄する自治体等の同意書等の提出があるもの 4. 複数の無償油販売業者の統合を伴うもの	
給油所等の運営者	住所 (都道府県名から記入) 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 会社名又は名称 及び代表者名 全国石油株式会社 代表取締役 全国 太郎 品質確保法登録番号 (又は質借法届出番号) 0-第12345号 (石油販売業者の場合は質借法の届出番号) 電話番号/FAX番号 03-5251-00XX / 03-5251-00XX 担当者名 全国 花子	
給油所等の所有者	住所 (都道府県名から記入) 〒100-8901 東京都千代田区豊島 1-3-1 会社名又は名称 及び代表者名 脱炭石油株式会社 代表取締役 脱炭 二郎 電話番号/FAX番号 03-3501-00XX / 03-3501-10XX 担当者名 佐藤 ○○	

○法人番号の調べ方等

- ①国税庁の「法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)から検索。検索結果は必ず申請書に添付して下さい。(13桁・商業登記簿簿本の会社法人等番号(12桁)ではありませんので、ご注意ください。)
②法人番号などを記載した書面を国税庁長官から通知されています(平成27年10月から通知を開始)。

●事業内容

1. 交付申請額(工事費用総額)	15,000,000円(税抜き)
	(税込み 16,500,000円)
2. 設置給油所等・導入設備	
①	②
登録番号 0-第12345号(0001) 石油販売業者は記入不要	登録番号 0-第12345(0003) 石油販売業者は記入不要
給油所名 (又は配達 拠点名) 系列(ENEOS) 店舗形態：フルSS セルフSS フルセルフ化	給油所名 豊島が崎給油所 系列(出光興産) 店舗形態：フルSS セルフSS フルセルフ化
住所 東京都千代田区永田町3-1-X	住所 東京都千代田区豊島4-1-X
設備名又は型式 平引きを参考にペーパー回収設備の場合、「計量機」「荷卸し設備」等の詳細を記載 ドライブスルー洗車機「S802」	設備名又は型式 平引きを参考にペーパー回収設備の場合、「計量機」「荷卸し設備」等の詳細を記載 門型洗車機「R053」
台数(式数) 1基	台数(式数) 1基
施工業者名 東京洗車機株式会社	施工業者名 日本洗車機株式会社
工事予定期間 2023年7月1日 ～2023年7月8日	工事予定期間 2023年7月5日 ～2023年7月15日

●①又は②の給油所等で他に申請する設備(該当する設備及び給油所等番号を丸で囲む。各給油所等において本申請書で4つまでが上限となり、ローリーは1事業者1台が上限)

1. ペーパー回収設備	2. 地下タンク等の入れ	3. 漏えい防止工事	4. 省エネ型洗車機	5. 省エネ型ローリー	6. POSシステム	7. パレット給油許可証	8. 灯油ボイル
給油所①	給油所①	給油所①	給油所①	給油所①	給油所①	給油所①	給油所①
給油所②	給油所②	給油所②	給油所②	給油所②	給油所②	給油所②	給油所②

●上記1～8の設備の中で、過去に同一給油所等において補助金を受給している設備について、以下に記入。

番号	設備	承認番号	今回の申請による入換の有無	番号	設備	承認番号	今回の申請による入換の有無
4	洗車機	経営-01-01-000X (永田町給油所)	有・無				有・無

【ジービスインフォについて】

○国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進するため、全国石油協会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報(採択日、採択先(交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等)について、ジービスインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知ください。
(※)ジービスインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。【掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>】

受付印
(組合用)

受付印
(協会用)

Ⅱ. 事業目的及び概要

本事業は、揮発油販売業者等が行う、カーボンニュートラル社会に向けたSSの事業再構築・経営力強化を図り、今後も残り続ける石油製品の需要に対して安定供給を確保するために必要な設備の導入等を行う事業に要する経費の一部を補助する事業です。

(1) 予算額(国庫補助金)

約20億円

※上記金額は暫定額であり、1次募集における申請の精査により変動する可能性があります。

(2) 補助率

中小企業等…補助対象経費の2/3(1/2)

非中小企業…補助対象経費の1/3(1/4)

石油組合…補助対象経費の2/3(1/2)

※補助率の括弧の表示は、「令和3年度補正脱炭素社会における燃料安定供給対策事業」において申請設備と同一の設備に対する補助金交付を受けた又は補助金交付決定を受けて繰越した場合の当該設備の補助率(この申請者をリピーターという)。

- | |
|---|
| <p>1. 中小企業等 : 中小企業基本法第2条第1項に基づく次の会社又は個人事業者</p> <p>【小売業の場合】資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社。</p> <p>【卸売業の場合】資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社。</p> <p>※「卸売業」とは、副特約店等の他の揮発油販売業者に石油製品の卸売りを行うこと。</p> <p>※「卸売業」の場合、次のいずれかの書類を提出することが必要になります。</p> <p>(1)副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」</p> <p>(2)「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」</p> <p>※兼業の場合、直近1年間の売上高が一番大きい事業によって業種が決まります。(決算書類の提出が必要)小売業または卸売業に該当しない方は、本会まで直接ご連絡ください。</p> <p>2. 非中小企業 : 中小企業者等に該当しない者(みなし大企業、協同組合、地方自治体等含む)</p> <p>※「みなし大企業」とは、以下の1つ以上に該当する者をいいます。</p> <p>①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。</p> <p>②申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者</p> |
|---|

(3)補助対象設備

以下の設備。複数設備を申請することは可能ですが、設備毎の申請となります(P6～P8に申請書記載例)。

- ①ペーパー回収設備
- ②地下タンク等の入換
- ③地下タンク等の撤去(漏えい防止等対策含む)
- ④省エネ型洗車機
- ⑤官公需システム
- ⑥POSシステム(車番認証システム等含む)
- ⑦省エネ型ローリー
- ⑧タブレット型給油許可システム
- ⑨灯油タンク等スマートセンサー

※①～⑨の各設備の補助対象経費や条件等については、目次「Ⅲ. 設備毎の事業内容」の各設備のページに記載してありますのでご確認ください。

(4)申請期間

	申請期間
第2回目	2023年5月22日～ 2023年6月23日(協会到着日)

※受付期間中であっても申請が予算額に達した場合は受付を終了しますので、早めに申請くださるようお願いします。

※多数の申請があった場合は、交付決定までに時間を要することがありますので、ご承知置きください。

(5)実績報告書の提出期限

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了しましたら、次の期間内までに実績報告書を提出しなければなりません。

○事業完了後、30日以内に提出

○最終提出期限は、2024年2月9日(石油協会到着日)まで

(6) 申請するための要件

○本補助金制度を申請される方は、①燃料安定供給計画書(細則様式1又は審査判定基準様式5)及び事業を行う地域を管轄する地方自治体等の②同意書(細則様式1-2又は審査判定基準様式5-2)並びに、③協会が実施する燃料油激変緩和事業に係る広報ステッカーを店頭に掲示(細則様式1-3又は審査判定基準様式5-3)している写真をご提出いただくこととなります。

※地下タンク等撤去の申請は提出不要。官公需システムの申請は②「同意依頼書」のみ提出。

○ペーパー回収設備、POSシステム(車番認証システム等含む)及び省エネ型ローリーを申請される方は、災害協力要件として、以下の事項について誓約いただくこととなります。

- ・災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと
- ・SS設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り給油を継続すること
- ・災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること
- ・各都道府県組合の保有ローリーリストに追加し管理すること(ローリーのみ)

(7) 本事業の注意事項

○申請書提出後に本会から送付する「交付決定通知書」の日付以降に発注・契約する設置設備が対象です。既に設置しているものや「交付決定通知書」の日付より前に発注・契約しているものは対象となりません。

○補助金交付前、交付後に関わらず、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは、必ず協会に報告してください。

○本補助金の交付を受けて設置する設備(消費税抜きの取得単価50万円以上)については、「財産管理」を行う必要があります(取得単価は補助金受給額ではありません。)

処分制限期間中に対象設備を処分(SS廃止等による使用中止も含む)する場合、事前に協会へ処分申請手続きを行う必要があります。処分に当たっては、原則補助金の全部または一部を返還していただくこととなります。協会ホームページの補助事業のトップページ内「補助金を受ける前にお読みください」の内容を必ずご確認ください。詳しくはP126「IV. 受給後に生じる義務」に記載してありますのでご確認ください。

○申請者資格は、申請時点だけでなく、**補助事業実施期間中（補助金受給会計年度年度内）**においても要件を満たしておく必要があります。万が一、**補助事業実施期間中に申請資格要件を満たさなくなった場合は、申請の取消しとなり、補助金返還が必要になる可能性があります**のでご注意ください。

○補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられる場合があります。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・ 適正化法第 29 条から第 32 条までの規程による罰則
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

○補助事業に係る経理について、以下の通りしておく必要があります。

- ・ 補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておいてください。
- ・ 当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類（補助金申請手続きに係る全ての書類含む）について、補助事業完了の日の属する会計年度（4月1日～3月31日）の終了後5年間保存しておいてください。
- ・ 当該証拠書類について、国や協会から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておいてください。

○本補助金は、国からの補助金を原資として、協会を通じて補助対象者に交付されるものであり、法人税法第 42 条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、本補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、本補助金のうち固定資産の取得に充てられた部分の金額について法人税法第 42 条の規定を適用することができます。

※当該補助金のうち、撤去費等、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第 42 条の規定を適用することはできません。

※国税庁ホームページの質疑応答事例に「間接交付された国又は地方公共団体の補助金で取得した固定資産の**圧縮記帳の適用**について」が掲載されていますので参考にしてください。

○発注先が申請者自身である場合（自社調達を行う場合）は、国の補助事業事務処理マニュアルに基づき、次の通り「利益等排除」を行います。

【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

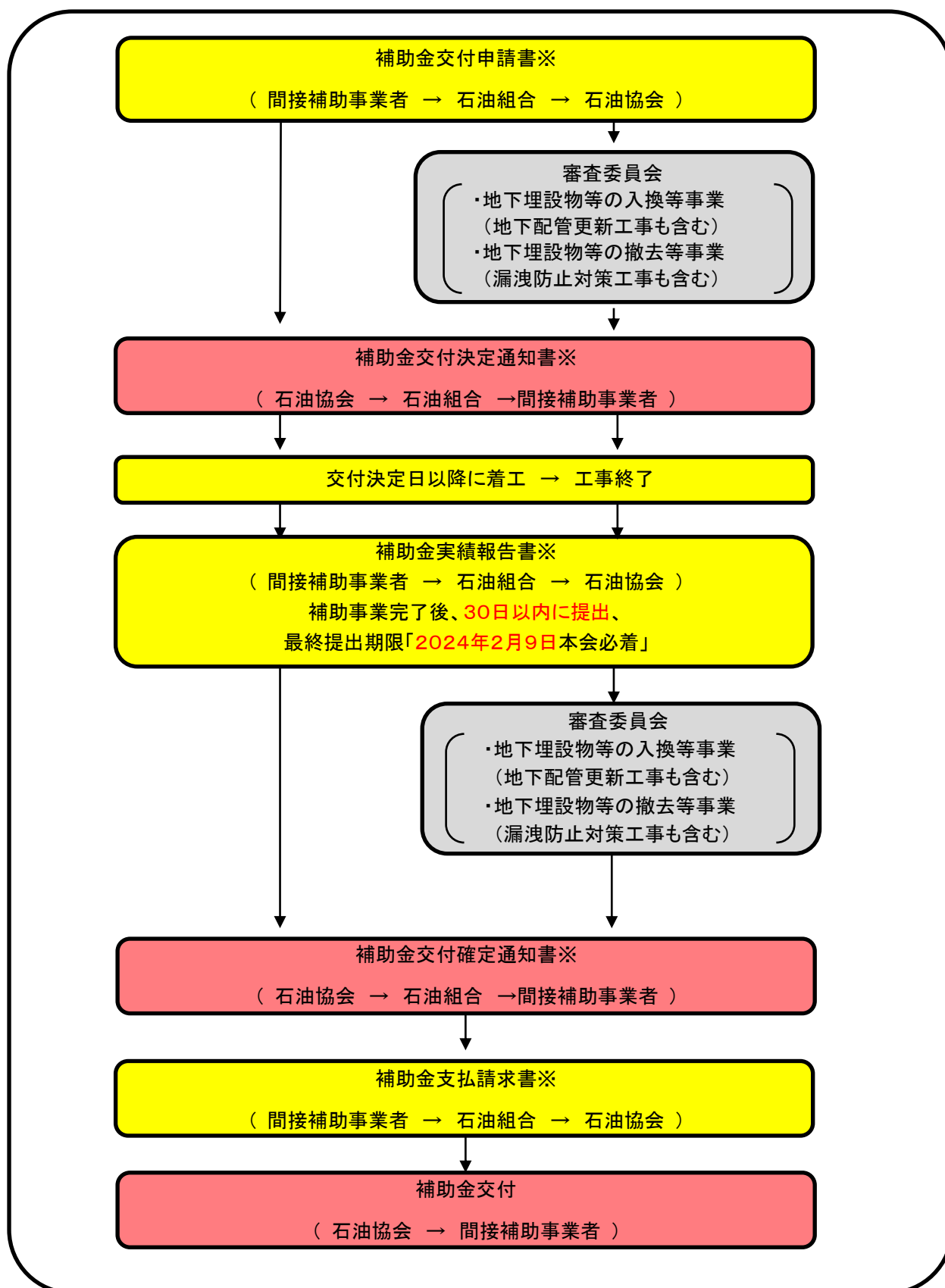
○国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進するため、全国石油協会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、ジービズインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知置きください。

（※）ジービズインフォとは、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。【掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>】

○令和４年度より石油組合に所属されない申請者は、補助金申請システム「Ｊグランツ」での申請も受け付けます。Ｊグランツを利用するにはＧビズＩＤの取得が必要です。Ｊグランツでの申請方法等の詳細は、Ｊグランツに掲載している事業者クイックマニュアルを参照してください。

【掲載アドレス：<https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow>】

(8) 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)



※ 石油組合非加入者の場合は、申請者と本会が直接手続きを行います。
なお、J グランツでの手続きも可能です。

地方自治体の方へ

平素より経済産業行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、経済産業省資源エネルギー庁では、カーボンニュートラル社会に向けた取組を進めていく中でも残り続ける燃料需要に対して安定供給を確保するため、令和4年度補正予算において「SS(※)の事業再構築・経営力強化事業」を措置いたしました。

※SS：サービスステーション、ガソリンスタンド

本事業は、SS事業者等が事業再構築や経営力強化に向けて行う設備導入等に対して補助を行うものとなりますが、申請に当たっては、地域に必要な燃料の安定供給に向けた計画「燃料安定供給計画書」を作成するとともに、申請事業の実施について地方自治体等の同意を得ること等が要件となっております。

つきましては、本事業の申請予定者より、申請に対する同意の依頼があった場合には、燃料安定供給計画書等申請内容をご確認いただき、管内地域に必要な燃料の安定供給の確保に資するものであると認められる場合にはご同意をいただけますと幸いです。

何卒、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

Q1 同意するにあたり判断基準はあるか。

A1 申請内容がSSの事業継続に結びつくものである場合は、管内地域に必要な燃料の安定供給の確保に資するものであると考えられます。燃料安定供給計画書等の記載内容や申請予定者からの説明を踏まえ、ご判断をお願いいたします。

Q2 地方自治体として、同意を行うことにより、申請事業について責任を負うのか。

A2 申請事業の内容・実施結果については、本事業執行機関・一般社団法人全国石油協会の責任の下、交付要綱等に基づく適正な審査を行った上で補助金の交付を行います。

Q3 同意は首長名義である必要があるか。

A3 首長名義である必要はありません。商工・産業所管部署などSS事業者や同意内容に関わる事務を所掌される部署の管理職等、意思決定を行う立場にある方の名義でご同意いただけますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

経済産業省 資源エネルギー庁
資源・燃料部 石油流通課

電話番号：03-3501-1320

SSの事業再構築・経営力強化事業 交付規程(抜粋)

(令和5年3月9日設定)

(事業の内容)

第4条 「SSの事業再構築・経営力強化補助事業」とは、次の事業の実施に要する経費に対して、当該経費の一部を助成する事業をいう。

- 一 ベーパー回収設備整備事業 申請給油所等のうち給油所に第2条第12号に定める設備を導入する事業をいう。
- 二 地下埋設物等の入換等事業 申請給油所等のうち給油所の地下埋設タンク及び地下埋設配管の両方又は地下埋設配管のみを撤去し、撤去した設備に応じて新たに地下埋設タンク及び地下埋設配管の両方又は地下埋設配管のみを設置する工事をいう。
- 三 地下埋設物等の撤去等事業 申請給油所等の地下埋設タンク及び地下埋設配管を撤去する工事(以下、「撤去工事」という。)、危険物漏えい未然防止を目的として実施する第2条第13号の内面ライニング施工工事及び第14号の電気防食システム設置工事並びに危険物漏えい早期検知を目的として実施する第2条第15号の精密油面計設置工事及び第16号の統計学による漏えい監視システム設置工事をいう。
- 四 省エネ型洗車機整備事業 申請給油所等のうち給油所に第2条第18号に定める設備を導入する事業をいう。
- 五 官公需システム整備事業 石油組合が第2条第19号に定める設備を導入する事業をいう。
- 六 POSシステム整備事業 申請給油所等のうち給油所に第2条第20号及び第21号に定める設備のいずれか又は両方を導入する事業をいう。
- 七 省エネ型ローリー整備事業 申請給油所等に第2条第22号に定める設備を導入する事業をいう。
- 八 タブレット型給油許可システム整備事業 申請給油所等のうち給油所に第2条第23号に定める設備を導入する事業をいう。
- 九 灯油タンク等スマートセンサー整備事業 申請給油所等のうち給油所に第2条第24号に定める設備を導入する事業をいう。

(申請資格)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、事業毎に次の各号の要件を満たす者とする。

- 八 前条第1号から第9号までの事業にあっては、次の要件のいずれかに該当するもの。ただし、第3号の撤去工事にあっては、この限りではない。
- ハ 事業を行う地域を管轄する地方自治体等の同意書等の提出があるもの

Ⅲ. 設備毎の事業内容

(1) ペーパー回収設備整備事業

1. 申請者の要件(補助対象給油所の要件)

○申請者の要件

本事業を申請できる者は、揮発油等の品質の確保等に関する法律(品質確保法)に基づき登録された給油所に、補助対象設備を設置する品質確保法の登録を受けた揮発油販売業者又は当該給油所の所有者又は貸主。

但し、次の法令違反等の事項に該当しない者

- ①申請資格に関する事項(誓約書(細則様式2)をご確認ください。)
- ②暴力団排除に関する事項(暴力団排除に関する誓約書(別紙)をご確認ください。)
- ③上記①②については申請会社の役員も含まれます。(役員等名簿(細則様式3)をご確認ください。)

※様式は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

※補助対象設備に関し、他の補助金と重複して利用することはできません。

○補助対象給油所の要件

補助金受給者は申請時に「燃料安定供給計画書」及び「災害発生時の対応に関する誓約書」を提出し、これらに基づき次の内容を実施する義務が生じます。

・燃料安定供給計画書(細則様式1)

本事業について8年以上にわたり、SS事業を継続し、立地地域に必要な燃料の安定供給を果たすこと。

・災害発生時の対応に関する誓約書(細則様式5)

【申請時】

・資源エネルギー庁の「災害時情報収集システム」に連絡先を登録すること。

【災害時】

・給油所設備の損傷や従業員の負傷等により事業継続が困難になった場合を除き、地域住民や被災者等に給油を継続すること。

・資源エネルギー庁に対し、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。

【平時】

・災害時情報収集システムにアクセスして初期登録すること。

・資源エネルギー庁が実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ参加すること。

2. 補助対象設備・補助対象経費

○補助対象設備

- ①ベーパー回収設備(計量機)
- ②ベーパー回収設備(荷卸し設備)

※中古品も対象です。

○補助対象設備の条件

- ①ベーパー回収設備(計量機)については、液化回収型に限る。但し、懸垂式については液化回収型でないものも認める。
- ②既存設備の基数以下に限る。但し、ベーパー回収設備(荷卸し設備)については未設置の給油所も補助対象とする。
- ③ベーパー回収設備(荷卸し設備)については、ベーパー(液化したベーパーを含む)を回収後、地下タンクに戻す設備に限る。

○補助対象経費

- ①本体購入費
- ②設置工事費(補助対象設備の設置に直接必要なものに限る。電気工事・土木工事等含む)
- ③消防納付金(消防手続費は補助対象外)
- ④既存設備から入換をする場合は、既存設備撤去・処分費

※消費税、諸経費、一般管理費、消防手続費等は補助対象外

3. 補助金上限額

○1SSあたりの補助率及び補助金上限額は、下表の通りです。

企業規模		補助対象経費上限額	補助率※	補助金上限額
中小企業等	新規申請者	900万円/SS	2/3	600万円/SS
	リピーター		1/2	450万円/SS
非中小企業	新規申請者		1/3	300万円/SS
	リピーター		1/4	225万円/SS

※受付期間中であっても申請が予算額に達した場合は受付を終了しますので、早めに申請くださるようお願いいたします。

○補助金額の算出方法

A. 「補助対象経費(発注額のうち補助金交付の対象となる費用)」

B. 補助対象経費上限額
900万円/SS

A または B のいずれか低い額 × 補助率 = C. 補助金額※

※2SSで同時に申請する場合は、SS毎に求めた「C. 補助金額」を足したもの。

ケース① 「中小企業等」、「既存設備数:計量機2台 荷卸し設備0台」のSSが、計量機2台と荷卸し設備1台導入

・事業総額 1,160 万円

内訳:補助対象経費(本体及び工事費等 260 万円×計量機2台、560 万円×荷卸し設備1台)1,080 万円、対象外経費 80 万円

・補助金額

→ 補助対象経費 900 万円(上限)×2/3=600 万円

ケース② 「非中小企業」、「既存設備数:計量機3台」のSSが、計量機4台を導入

・事業総額 1,040 万円

内訳:補助対象経費(本体及び工事費等 260 万円×計量機3台)780 万円、その他対象外経費 260 万円×計量機1台)260 万円

・補助金額

→ 補助対象経費 780 万円×1/3=260 万円

※上記ケース①及びケース②は、新規申請者の場合。

4. 申請の手続き

○申請時の提出書類

補助金申請をするときは、以下の書類を石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類及び別紙は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 補助金交付申請書(様式再構築第1号)
- ② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し
国税庁 法人番号公表サイト: <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- ③ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類
 - 1) 「商業登記簿謄本写し」(申請日において最新の内容のもの)
 - 2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」
 - 3) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「課税標準の分割に関する明細書写し」
 - 4) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「均等割額の計算に関する明細書写し」
 - 5) 「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)写し」
- ④ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、「みなし大企業」でないことを確認する書類として、直近3年分の法人税確定申告書の「別表1写し」及び直近の法人税確定申告書の「別表2写し」
- ⑤ 卸売業の場合は、③の書類に加えて次のいずれかの書類
 - 1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」
 - 2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」
- ⑥ 燃料安定供給計画書(細則様式1)及び同意依頼書(細則様式1-2)並びに燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙(細則様式1-3)
※地方自治体へ同意の依頼を行う際には、燃料安定供給計画書をはじめ申請関係書類をご用意の上、商工・産業を所管する部署等へお早めにご相談ください。ご相談に当たっては、本手引書P. 15~16をご活用ください。
- ⑦ 誓約書(細則様式2)
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書(交付規程別紙)
- ⑨ 役員等名簿(細則様式3)
※個人事業者の場合は、本人を記載する
- ⑩ 取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式4)
- ⑪ 災害発生時の対応に関する誓約書(細則様式5)
- ⑫ 運営者に貸与している者が申請者の場合は、次のいずれかの書類
 - 1) 所有者が確認できる当該施設に係る「建物不動産登記簿謄本写し」、「固定資産税評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」等
 - 2) 運営者との賃貸借関係を示す「契約書写し」等

- ⑬ 2業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は1業者の見積書写し及び選定理由書

※見積書は日付のあるもので、申請日時点で有効期限内のもの。

- ⑭ 申請する補助対象設備の製品仕様書(パンフレット)等

※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること

- ⑮ 申請給油所の日付入り写真

※給油所の全景写真、現況設備(入換する設備)の写真、増設の場合は申請する設備の設置予定箇所の写真

- ⑯ 申請給油所等の平面図

※現況設備(入換する設備)、増設の場合は申請する設備の設置予定箇所がわかる形で印をつけること

※地下タンク・配管の記載があること

- ⑰ その他協会が要請する書類

5. 補助金の支払手続き

○実績報告書の提出

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了した場合は、次の期間内までに実績報告書を提出いただきます。

- ・補助事業完了後、原則30日以内に提出
- ・最終提出期限は、2024年2月9日(石油協会到着日)まで

○実績報告時の提出書類

実績報告をするときは、以下の書類を石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 実績報告書(様式再構築第10号)
- ② 「注文書写し」及び「注文請書写し」、又は「契約書写し」
- ③ 施工業者が発行した「請求書写し」
- ④ 申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書」写し)

- ・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

- ・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。
- ◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果（振込み日翌日以降の作成（出力）日付であるもの）」写し
- ◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し（当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し）」
- ・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
- ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し（現金払いした理由書を添付すること）
- ・手形による支払は対象外となりますので注意してください。
- ⑤ 設置した補助対象設備の日付入り写真（給油所の全景写真、設置した設備の写真）
※設置した設備の写真は、工事工程写真（設置前・撤去中・設置中・設置後）の形で提出すること
- ⑥ 施工業者からの次のいずれかの書類
 - 1) 「納品書写し」
 - 2) 「検収書写し」
 - 3) 「作業報告書写し」
 - 4) その他設置したことがわかる書類
- ⑦ 消防申請を行った場合は、次の書類
 - 1) 「変更許可申請書」（消防の受付印があるもの）写し
 - 2) 「許可証」写し
 - 3) 「完成検査申請書」（消防の受付印があるもの）写し
 - 4) 「完成検査済証」写し
 ※仮使用承認申請の消防納付金が補助対象経費にある場合は、上記 1)～4)に加えて次の書類
 - 5) 「仮使用承認申請書写し」（消防の受付印があるもの）
 - 6) 「仮使用承認証写し」
- ⑧ 消防届出がある場合は「軽微な変更届出書」写し
- ⑨ 「取得財産等管理明細表」（様式再構築第 18 号）
- ⑩ その他協会が要請する書類

6. 実績報告及び支払等に関する注意事項

- ・石油協会から申請者への補助金のお支払いは、実績報告書及び添付書類で申請給油所の要件や代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。
 - ・申請内容と相違する実績内容であった場合、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができません。
 - ・補助金額の確定は、施工業者への支払実績に基づき確定します。
- ※支払実績に基づく確定となるため、一旦全額を負担する必要があります。
- ※金融機関への払込み手続において代金支払額から送金手数料を差し引いた場合、値引きの場合は、補助金の額が減額となる場合があります。

7. 補助金支払請求書の提出

- 石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。
- ※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

○補助金支払請求書(様式再構築第16号)

- ※補助金のお支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

(2) 地下タンク等入換事業

1. 地下タンク等の入換等工事の詳細

○事業内容: 既設の地下タンク・地下配管を二重殻タンク・樹脂製配管等に入れ換える工事
(樹脂製配管等のみを入れ換える工事を含む)

- ・「地下タンク等の入換等工事」を行う場合、次の「A：申請者の資格」と「B：申請給油所の資格」の両方を満たしていることが前提です。
- ・直近3年間の「財務状況がわかる資料（税務署に提出した決算書類等）」及び今後8年間の「長期経営計画書（協会様式）」を提出し、審査委員会により認められた者。
- ・「財産管理・財産処分について」の事項について遵守できること。

A: 申請者の資格

品質確保法に基づき登録された給油所を運営する揮発油販売業者等が行う既設の地下タンク・地下配管を二重殻タンク・樹脂製配管等に入れ換える工事について次の条件を満たす者。

(条件)

○直近3年間の財務状況がわかる資料及び今後8年間の長期経営計画を提出し、事業継続可能性等について、審査委員会により認められた者。

※申請給油所の所有者と運営者が異なる場合、上記の条件を満たす申請給油所の運営者と所有者が共同(連名)で申請すること。

※申請給油所の所有者と運営者が異なり所有者が申請する場合には、長期経営計画は、所有者と運営者双方とも作成し申請すること。

※賃貸借契約等で賃借人である当該給油所運営者(所有者ではない者)が賃貸人(当該給油所の所有者)の地下タンクと地下配管を撤去し、賃貸人の所有物として新たに地下タンクと地下配管を設置する義務を負う契約内容となっている場合は、ご相談ください。

B: 申請給油所等の資格

○既設の地下タンク・地下配管を二重殻タンク・樹脂製配管等に入れ換える工事について次の全ての条件を満たしていること。

ア) 申請時において、品質確保法に基づく登録事項の所在地にある給油所に係るものであること。

イ) 次の要件を満たす地下タンク又は地下配管が現に存在すること。

- ・石油製品又は廃油の用途に使用している地下タンク
- ・石油製品又は廃油の用途に使用している地下配管

ウ) 入れ換えを行う地下タンク及び地下配管については、次の要件を満たすこと。

- ・地下タンクは、石油製品又は廃油の用途に使用する二重殻タンクであって、漏洩検知装置付のものとする。
 - ・地下配管は、原則、石油製品（揮発油、軽油、灯油及び重油）の用途に使用する樹脂製配管（FRP配管を含む）とし、廃油の用途に使用する配管は、樹脂製配管又はポリエチレン被覆鋼製配管とする。
- エ）申請給油所の地下タンク・地下配管入換等工事に伴い使用しなくなる地下タンク及び地下配管は、原則全て撤去すること。（撤去しない場合は、補助金が交付されない場合があります。）
- オ）地下タンク・地下配管の入換工事及び設置工事に伴い、消防法に定める次の書類を実績報告書提出時に提出すること。
- ・消防法に規定する「危険物取扱所変更許可申請書」写し。
但し、全面改装の場合は「危険物取扱所廃止届」写し及び「危険物取扱所設置許可申請書」写し。
 - ・上記申請書に添付する「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」（構造・材質の記述があること）写し。
 - ・当該許可申請書に係る消防法に規定する「完成検査済証」写し。

●「長期経営計画」の記入方法

・「過去の決算状況」: 決算書に基づく決算額を記載

※給油所を複数運営している者は会社全体の決算金額にて算出ください。

・「経営計画」: これまでの財務状況や地下タンクを入れ換えたことによる申請給油所の経営効率化の促進、経営環境の変化等を考慮して、概算額を記載

【記入例】	過去の決算状況			経営計画(見込み)		
	3期前	2期前	直近期末	1年目 (2023 年)	2年目 (2024 年)	3年目 (2025 年)
①石油製品販売量(KL) (揮発油・軽油・灯油の合計)			3,636	3,670	3,700	3,750
対前年度比(%)				100.9	100.8	101.4
②売上高(千円) (石油製品以外の売上を含む)	751,229	766,253	768,170	770,000	771,540	773,083
対前年度比(%)		102.0	100.3	100.2	100.2	100.2
③仕入・経費(千円) (売上原価・販売費及び一般管理費)	677,746	698,078	712,039	715,000	717,860	720,731
対前年度比(%)		103.0	102.0	100.4	100.4	100.4
④営業利益(千円) (②から③を差し引いた額)	73,483	68,175	56,131	56,700	57,000	57,285
対前年度比(%)		92.8	82.3	101.0	100.5	100.5

	経営計画(見込み)				
	4年目 (2026 年)	5年目 (2027 年)	6年目 (2028 年)	7年目 (2029 年)	8年目 (2030 年)
①石油製品販売量(KL) (揮発油・軽油・灯油の合計)	3,800	3,850	3,900	3,950	4,000
対前年度比(%)	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
②売上高(千円) (石油製品以外の売上を含む)	774,629	776,178	777,730	779,285	780,844
対前年度比(%)	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2
③仕入・経費(千円) (売上原価・販売費及び一般管理費)	723,614	726,508	729,414	732,332	735,261
対前年度比(%)	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4
④営業利益(千円) (②から③を差し引いた額)	57,571	57,859	58,148	58,439	58,731
対前年度比(%)	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5

※添付書類: 直近3期分の決算書類

2. 補助金の額

①補助対象項目：補助対象項目は、専用見積書の項目のうち、次の5項目（専用見積書の網掛け部分の項目）となります。

- | |
|--|
| 1. 共通仮設等費
2. 解体工事
3. 給油設備・部品等（地下タンク・地下配管の本体を含む）
4. 給油設備工事
5. 設計・申請手続き費（消防納付金に限る） |
|--|

②補助対象経費と基準単価：「①補助対象項目」にあたる見積書の単価と、本会が設定している項目毎の基準単価（作業項目毎に上限単価を設定）を比較し、いずれか低い単価に数量を乗じて得た項目毎の額の合計が補助対象経費（上限額あり）となります。

③補助対象経費上限額、補助率及び補助金上限額

工事種類	企業規模		補助対象経費上限額 (土壌浄化費用を含む)	補助率※	補助金上限額 (土壌浄化費用を含む)
地下タンク等の入換等工事	中小企業等	新規申請者	4,500万円	2/3	3,000万円
		リピーター		1/2	2,250万円
	非中小企業	新規申請者		1/3	1,500万円
		リピーター		1/4	1,125万円
地下埋設配管の入換工事	中小企業等	新規申請者	3,000万円	2/3	2,000万円
		リピーター		1/2	1,500万円
	非中小企業	新規申請者		1/3	1,000万円
		リピーター		1/4	750万円

※受付期間中であっても申請が予算額に達した場合は受付を終了しますので、早めに申請くださるようお願いいたします。

④補助金の額：「②補助対象経費と基準単価」により算出した補助対象経費（工事工程毎に上限額あり）に「補助率」を乗じ求めた額が補助金の額となります。

* 申請に基づき審査された補助金の額が限度となり、実際に交付する補助金と異なる場合があります。

ア) 交付決定額(補助金の額)算出のイメージ

交付決定額(補助金の額)は、工事費総額のうち「補助対象経費(上限額あり)」に補助率を乗じて求めます。

そのため、工事費総額に補助率を乗じた額より少なくなりますのでご注意ください。

交付決定額(補助金額)の算出イメージ

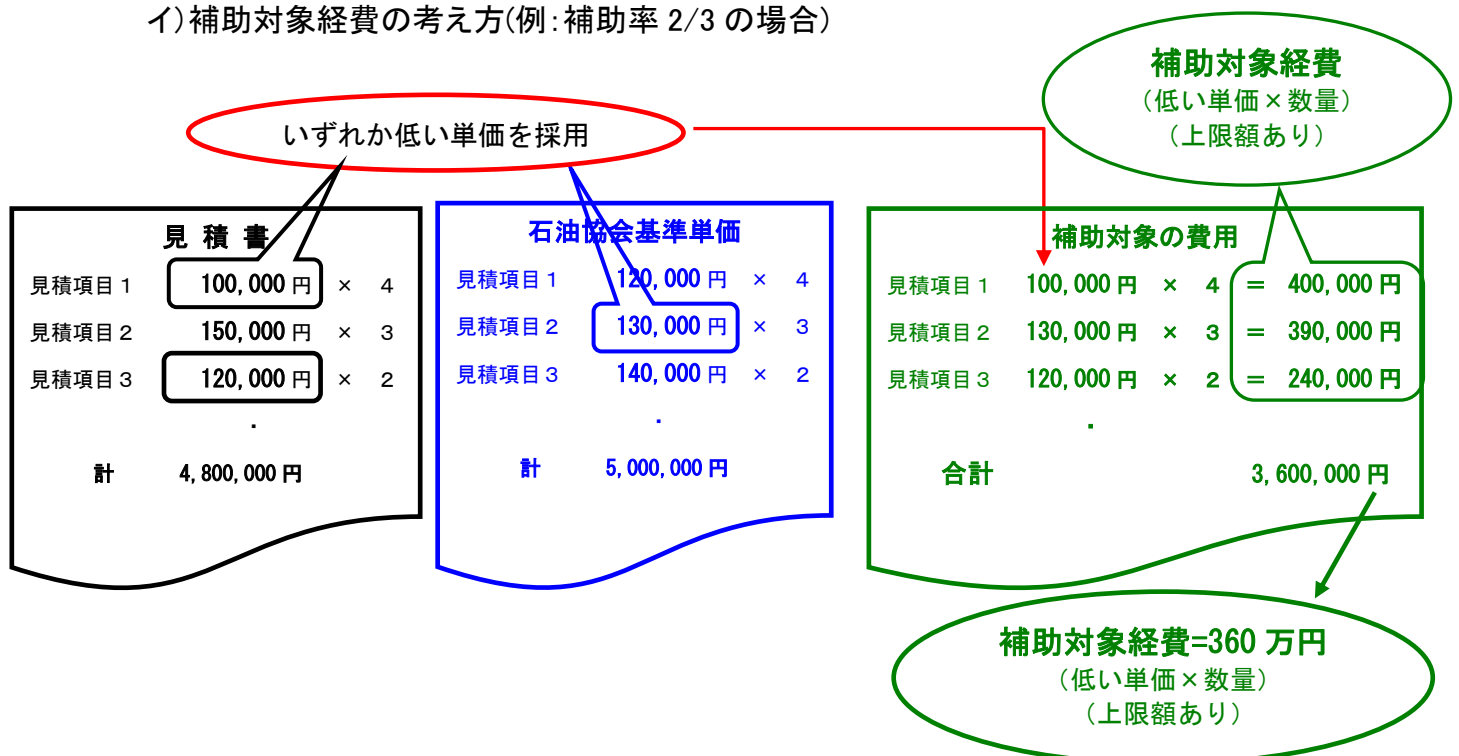
例: 工事費総額 5,000 万円、うち補助対象経費 4,500 万円、補助率 2/3 の場合

工事費総額 (5,000 万円)	補助対象経費 (うち 4,500 万円)	交付決定額=3,000 万円 (4,500 万円 × 2/3)
---------------------	-------------------------	------------------------------------

※見積額には、補助対象外の手費が含まれていますので、補助率が 2/3 の場合であっても交付決定額は必ずしも見積額の 2/3 にはなりません。

補助対象外の手費が多いほど自己負担が増すこととなります。

イ) 補助対象経費の考え方(例: 補助率 2/3 の場合)



※補助金の額の例: 360 万円(補助対象経費) × 2/3(補助率) = 240 万円(補助金の額)

3. 事業実施にあたっての注意点

①入換等工事に関する注意点

※交付決定は、受付期間終了後に開催する審査委員会での審査を経て行います。

ア) 事前着工は不可

申請書類を本会で審査し不備等が無ければ、交付決定通知書(工事開始許可)を送付します。工事着工は、工事開始許可後でないと補助金交付の対象となりません。万一、許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

イ) 重複申請は不可

本事業の交付の対象となる設備に関して、他の補助金と重複して申請することはできません。

なお、本事業の設備導入補助金(ペーパー回収計量機、省エネ型洗車機等)を利用する方は、撤去費用等に含まれないよう施工業者とご調整ください。

ウ) 分割発注は不可

本事業を利用する場合、いずれの工事も複数の施工業者に分割して発注することを認めていません。必ず1事業者に発注してください。

エ) 見積書の取り方

本事業専用見積書を使用し、必ず2業者以上から同一内容の見積書を取得してください。(原本を提出)

(専用見積書の様式は、本会ホームページからダウンロードできます。)

オ) 他の補償(補助)金の重複禁止

道路拡幅工事等により、国や地方自治体等から地下タンク・地下配管等にかかる補償金等を受けている場合は、本補助金の交付対象となりません。

カ) 発注先の要件等

- ・受注する工事の全部または一部を自ら施工することができる事業者
- ・不適合要件に該当しない事業者

【不適合要件】: 本会が実施する補助事業に関し、不正又は不誠実な行為を行い本会から処分を受けた者で、その執行を終えた日から2年を経過しない者

- ・見積書を取得した施工業者の中から、最も安価な事業者に発注してください。

キ) 工事代金の支払について

補助金は、「地下タンク等入換等工事又は地下埋設配管入換等工事」にかかった工事費用の支払を確認した上で交付しますので、一旦工事費用を自己負担する必要があります。

ク) 工事工程写真について:

工事工程写真に不備があると、その作業工程について補助対象項目から減額となる場合がありますので、施工業者に確実に写真を撮るよう指示してください。

②地下タンク等(地下タンク、地下配管)に関する注意点

ア) 新たに設置する地下タンクの種類

新たに設置する地下タンクは、漏洩検知装置付きの二重殻タンクでなければ補助の対象となりません。

イ)新たに設置する地下配管の種類

新たに設置する石油製品に使用する配管は、**樹脂製配管(FRP製配管を含む)**とし、廃油に使用する配管は、樹脂製配管又はポリエチレン被覆鋼製配管のいずれかでなければ補助の対象となりません。

※石油製品(廃油は除く)に使用する配管材を上記以外の配管を使用した場合には、補助金交付がされない場合があります。

4. 工事内容が変更になる場合

当初の工事内容が変更になる場合は、変更となる工事箇所を着工する前に、変更に関する以下の手続が必要となります。(様式類は、本会ホームページからダウンロードしてください。)

ア)変更内容に基づく見積書の取得

変更する内容に基づき、本事業専用見積書様式で工事請負業者から改めて見積書を取得してください。この見積書には、変更箇所以外の作業項目も含めた全ての費用を計上するようにしてください。

イ)計画変更申請手続き

「計画変更等承認申請書(様式再構築第5号)」を作成し、申請窓口に提出してください。

ウ)変更見積書に基づく工事請負契約書の締結

提出された書類を本会で確認し、記載内容及び添付書類に不備が無ければ、本会から申請者に対し「計画変更等承認通知書(様式再構築第6号)」を送付しますので、承認通知日以降に、ア)の変更見積書に基づき、工事請負業者と「変更工事請負契約書」を取り交わしてください。

エ)工事着工

上記の通知書発行日以降に変更契約締結後に、変更した内容の工事を開始してください。



・「計画変更等承認通知書(様式再構築第6号)」が届く前に契約した場合は、補助金の対象外となります。

・計画変更により工事金額が増額となった場合でも、補助金額は、申請当初の「交付決定額」が上限となります。(土壌等の汚染浄化工事の場合を除く)

5. 土壌等の汚染浄化工事

「地下タンク等入換等工事又は地下埋設配管入換等工事」の工事途中で油漏れが確認された場合には、以下に基づいて土壌等の浄化工事についても補助金が受けられます。

但し、補助金の額は、既に交付決定を受けている該当工事の補助対象経費に浄化工事に係る補助対象経費を加算した合計額と補助対象経費の上限額 4,500 万円(地下埋設配管の入換工事は上限 3,000 万円)のいずれか低い額に、補助率を乗じた額となります。

①土壌等の浄化工事に関する補助金を受けるための条件(次の全ての要件を満たす工事)

ア)地下タンク等の入換等工事又は地下埋設配管の入換等工事の交付決定を受けていること。

- イ) 土壌状況調査を実施し、ベンゼン・鉛が環境基準値を超えていること。
- ウ) 地方自治体に提出する「汚染拡散防止計画書」等に基づき、汚染土壌等を浄化すること。(シートパイル等で汚染を囲い込む場合は対象外)
- エ) 地方自治体に提出する「汚染拡散防止計画書」等に「汚染の状況(汚染物質)と汚染範囲」、「浄化方法」、「浄化工程と浄化期間」、「浄化業者及び浄化完了確認調査業者」等が記載されていること。
- オ) 「汚染拡散防止計画書」等が、地方自治体に受理されていること。
- カ) 「汚染拡散防止計画書」等に基づく浄化工事終了後、地方自治体に「汚染拡散防止措置完了届」等が受理され、申請している地下タンク等の撤去工事又は地下タンク等の入換等工事が終了し、本会の指定する日までに、実績報告書を提出できること。

②土壌等の浄化工事実施に関する注意点

- ア) 油漏れが発覚した時点で、施工中の工事を中止してください。
- イ) 所轄消防署、地方自治体関係部署、本会に報告してください。

③土壌等の浄化工事に関する補助金の申請について

土壌等の浄化工事に関する補助金を受けるには、既に申請している地下タンク等の入換等工事に関する申請とは別に、浄化工事部分に関する計画変更申請をしなければなりません。

土壌等の浄化工事は、本会からの工事開始許可(計画変更承認通知)後に変更した内容に基づいた契約締結(受発注を含む)をして工事等を開始してください。万一、許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

ア)「汚染拡散防止計画書」等の作成について

「①土壌等の浄化に関する補助金を受けるための条件」を満たすよう「汚染拡散防止計画書」等を下記の点に注意し作成するよう、施工業者に指示してください。

- ・地方自治体と本会の両方が求める条件を記載するようにしてください。
- ・補助金を受けるための条件が記載されないまま地方自治体に受理されてしまうと、補助金が受けられない場合がありますので、地方自治体に提出する前に、原案を本会に確認してください。

イ)見積書について

- ・見積書には、土壌等の浄化に関する費用と浄化完了確認調査費用を計上してください。
- ・見積書は、「汚染拡散防止計画書」等に記載されている「浄化業者」又は「浄化完了確認調査業者」から求めてください。
- ・見積書の様式指定はありません。
- ・「汚染拡散防止計画書」等に記載されていない作業費用は、補助金の対象外となります。

ウ)提出書類について

- ・計画変更等承認申請書(様式再構築第5号)(様式は、本会ホームページからダウン

ロードできます。)

- ・「汚染拡散防止計画書」等
- ・見積書
- ・日付入り現況写真
- ・その他本会が要請する書類

④対象となる費用

地方自治体等に提出する「汚染拡散防止計画」等を履行するための費用。



- ・汚染状況を特定するための詳細調査費用は対象となりません。
- ・消防機関等からの指示による応急措置にかかる費用は対象となりません。

予算残額により、浄化工事に関する補助金を受けられない場合があります。

6. 申請時に必要な書類:各様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

●地下タンク等の入換等工事(配管のみの入換工事を含む)

- ①補助金交付申請書(様式再構築第1号)
 - ②国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し
 - ③誓約書(審査判定基準様式1)
 - ④誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:審査判定基準様式2)
 - ⑤取得財産等の管理・処分に関する誓約書(審査判定基準様式6)
 - ⑥燃料安定供給計画書(審査判定基準様式5)及び同意依頼書(審査判定基準様式5-2)
並びに燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙(審査判定基準様式5-3)
※地方自治体へ同意の依頼を行う際には、燃料安定供給計画書をはじめ申請関係書類をご用意の上、商工・産業を所管する部署等へお早めにご相談ください。ご相談に当たっては、本手引書P.15~16をご活用ください。
 - ⑦補助金で取得した財産に関する申告書
 - ⑧役員等名簿(審査判定基準様式3):登記簿に登録されている役員全て(監査役を含む)
※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を提出してください。
 - ⑨企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)(※地方自治体は、地方自治体であることを証する書類)
 - *「商業登記簿謄本」
 - *「法人事業概況説明書」
 - *「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」
 - *「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」
 - *「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」
- * 卸売業者の場合:上記提出書類に加え、次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)
- *副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」
 - *「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」(副特約店等の署名捺印のあるもの)

⑩今後8年間の長期計画(※所有者と運営者が異なる場合には双方作成)

⑪税務署に提出した直近3期分の決算書類等写し(税務署受付印のあるもの)

法人の場合 (右記の5種類)	1.事業年度分の法人税確定申告書・別表1(各事業年度の所得に係る申告書) 2.上記確定申告書の別表2(同族会社等の判定に関する明細書) 3.決算報告書の表紙、4.貸借対照表、5.損益計算書等
個人事業主の場合 (右記の2種類)	1.所得税及び復興特別所得税の申告書B 2.所得税青色申告決算書等

※上記申告書(法人及び個人のいずれも)について、電子申告の場合:「電子申告済」と記載されている申告書。記載のないものは、上記申告書に加え税務署からの受領メールも添付(税務署が受付けたことが判るもの)、又は税理士が手続きを行った場合には上記申告書の署名欄に税理士の署名等が記載されているもの

⑫地下タンク(タンク・配管)の確認書類

・「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い」(審査判定基準様式4)又は次の「3点の消防書類」

1.「危険物取扱所設置許可申請書」又は「危険物取扱所変更許可申請書」、2.「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びに 3.「完成検査済証」(いずれも写し)

⑬見積書原本(2業者以上)

※個人事業主(個人商店)の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名(フルネーム)を必ず記載ください。

⑭発注する施工予定業者の「商業登記簿謄本」写し又は建設関係事業を行う者であることが確認できる書類写し

⑮発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し

⑯発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」

⑰申請給油所の最新の日付入り現況写真(見積書に撤去計上されている地上部分の項目は必須)

⑱現況平面図(地下タンクの油種・容量及び配管が記載されているもの)

⑲設置予定平面図(地下タンクの油種・容量及び配管が記載されているもの)

⑳給油所等施設の所有者を確認する書類

・「建物不動産登記簿謄本(全部事項証明書)」の写し(申請時において最新の内容であるもの)

※建物が登記されていない場合、申請給油所の「建物の固定資産評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」又は「固定資産税評価証明書」等の写し(申請時において最新の内容であるもの)

※土地不動産登記簿謄本は提出不要。

* 申請給油所の所有者と運営者が異なる場合は、「給油所賃貸借契約書」写し

㉑その他本会が要請する書類

※ご提出いただいた申請書類は、原則お戻しすることは致しません。

7. 実績報告書の提出

○実績報告書(様式再構築第10号)は、補助事業完了(工事代金の支払後)、30日以内に提出してください。

○最終提出期限は、2024年2月9日(協会到着日)

※最終提出期限の期間延長はありません(厳守)。

最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができなくなる場合がありますので十分ご注意ください。

8. 実績報告時に必要な書類:各様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

○地下タンク等の入換等工事

①実績報告書(様式再構築第10号)

※実績報告書の添付書類は、以下の通りです。

②「工事契約書」写し又は「受注書及び発注書」写し

③工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し

④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書」写し)

・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。

◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し

◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」

・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」

・現金で払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)

・手形による支払は対象外となりますので注意してください。

※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。

⑤日付入り工事工程写真

⑥消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」写し又は「危険物取扱所廃止届」写し、「危険物取扱所設置許可申請書」写し(市町村長(消防署等)の受領印のあるもの)及び「地下タンク貯蔵所構造設備明細」写し

・当該許可申請に係る消防法に基づく「設置許可書(仮使用許可書を含む)」写し

・当該許可申請に係る消防法に基づく「完成検査済証」写し

※当該給油所の運営者ではなく所有者が申請した場合にあっては、品質確保法に基づく「揮発油販売業登録申請書」写し(工事終了後に当該給油所を運営する者のもので、経済産業局の受領印(又はそれに代わるもの)のあるもの)

⑦次のいずれかの地下タンク処分に関する「廃棄物処理証明書等」+「廃棄物処理証明書にかかる許可証等」

1.「マニフェスト伝票(D票又はE票)」写し+マニフェスト伝票に係る 2.「産業廃棄物収集運搬業許可証」写し及び「産業廃棄物処分業許可証」写し

1.「有価物受入証明書」写し+2.「有価物受入証明書」に係る「廃棄物再生事業者許可証、金属くず商許可証、又は、古物商許可証」写し

(有価物受入証明書の様式は、本会ホームページからダウンロードできます。)

⑧工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し

⑨取得財産等管理明細表(様式再構築第18号)

⑩検収書の写し

⑪その他本会が必要に応じて要請する書類

9. 補助金支払請求書の提出: 様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

○石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書(様式再構築第16号)に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。

○申請内容と相違する実績内容かつ、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができない場合もあります。

※補助金の支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

10. 写真の撮り方

工事工程写真は、補助の対象となる工事を確実にやっているかどうかを確認するための重要な書類です。(写真で工事工程が確認できない場合、減額となる場合があります)

交付決定時に送付する「給油所工事の注意点について」で示した作業項目を、同紙に記載されている写真の撮り方に注意してください。具体的には、作業日・作業箇所等作業内容を確実に撮影するよう、施工業者に指示してください。

以下に地下タンク等の入換等工事についての代表的な工事工程の事例を示しますので、参考にしてください。

・山留め工事(良い例: 施工範囲が確認できる)



・山留め工事(悪い例: 施工範囲が一部しか確認できない)



- ・油処理(残油処理(油抜き):地下タンク内):作業中のタンクが特定できるように土間や工事用看板等に番号や油種等を書込む工夫をしてください。
(水入れ・中和剤、水抜き及び窒素充填も同様)



- ・キャノピー解体(撤去中)



- ・キャノピー解体(撤去後)



- ・計量機撤去中



- ・計量機積み込み



※ノズルの数が分かるように撮影すること。

※地下タンク等の入換等工事の撤去部分の補助目的は、使用しなくなる地下タンク及び地下配管の撤去のため、以下の写真のように撤去したことが確認できる工事工程写真が提出されませんと、補助金支払いが困難となる場合がありますので、十分に留意してください。

- ・地下タンクの撤去（地中から引上げ、運搬車の積載時に番号が見えること）



- ・地下配管の撤去

地下配管の撤去工事は、埋設状況によっては配管の種類や場所を特定し難く、確実に撤去されていることを確認できない可能性があるため、出来るだけ多く写真を提出してください。



・地下配管の撤去のつづき



※車両に配管を積込した写真は必要

・埋め戻し(山砂等を当該工事現場以外から運搬されていることが確認できる)



・整地(重機等で土砂を均していることが確認できる)



・タンク設置(写真には工事日がわかるように日付を入れる)



・配管設置



・計量機設置



・完成



悪い例: 日付の入った工事看板もなく、右下に日付の写り込みもない

(3) 地下タンク等撤去・漏えい防止事業

A1. 地下タンク等の撤去等工事の詳細

○事業内容: 給油所閉鎖時における、地下タンク・配管を撤去する工事

・「撤去等工事」を行う場合、次の「A: 申請者の資格」と「B: 申請給油所の資格」の両方を満たしていることが前提です。

A: 申請者の資格: 財務状況の厳しい者(具体的な条件は.42 ページ参照)であって

ア)、イ)、ウ)のいずれかに該当する者

ア) 申請給油所を所有し運営している揮発油販売業者。

イ) 閉鎖した申請給油所を所有し運営していた揮発油販売業者で、申請給油所の揮発油等の品質確保法に基づく登録失効日が、本事業の申請の日から起算して3年を超えない者。

ウ) 下記のいずれかの理由で、給油所運営者が給油所を運営できなくなった場合には、運営者である他社(他者)に給油所を貸与していた所有者。(他社(者)は、申請給油所の品質確保法に基づく登録失効日が、本事業の申請の日から起算して3年を超えない者)

(運営できなくなった理由)

- ・賃借人である運営者(他者)が、申請時点より3年以内に死亡した場合。
- ・賃借人である運営者(他社・他者)が、申請時点より3年以内に倒産(破産)した場合。
- ・賃借人である運営者(他社・他者)と交わした給油所賃貸借契約を、申請時点より3年以内に解約している場合。

※上記イ)、ウ)の場合には、申請時に申請給油所の品質確保法登録を廃止していることがわかる書類(品質確保法に基づく「廃止届」写し、又は「変更登録申請書」写し(経済産業局の受領印(又はそれに代わるもの)のあるもの)の提出が必要となります。)

※賃貸借契約等で賃借人である当該給油所運営者(所有者ではない者)が撤去工事の義務を負う契約内容となっている場合は、ご相談ください。

B: 申請給油所の資格: 次の全ての要件を満たす給油所

ア) 品質確保法の登録給油所において石油製品又は廃油の用途に使用していた地下タンク又は地下配管が現に存在すること。

イ)地下タンク及び地下配管については、全て撤去※すること。

ウ)地下タンク・配管撤去工事に伴い消防法に規定する危険物取扱施設の廃止に関する届出及び品質確保法に規定する廃止届又は変更登録を行うこと。

※地下タンク・地下配管を全て撤去しない場合は、申請給油所の資格を満たしていないこととなり、補助金が交付されません。

○「財務状況の厳しい者」の確認方法：

- ・直近期末の決算書等にて、下記のいずれかの条件に該当する者。

(直近期末の決算書等にて下記のア)、イ)及びウ)のいずれにも条件が該当しない者は、直近期末分を含めて2期前又は3期前の決算等のうちいずれかが条件に該当する者。)

※決算書類の提出は、該当期だけではなく、算出した期間の決算書類も提出すること

ア)申請者の直近期末の決算書等における当期純利益が、申請する工事費における補助対象経費の合計額(専用見積書の網掛け部分の金額の合計額)に満たない者。

別紙：財務状況の判定

(別紙：財務状況の判定)

1. 決算 (会社全体)		2. 貸借対照表に基づく財務状況 (会社全体)	
売上高	千円	純資産額 (B)	千円
売上原価	千円	固定資産額 (C)	千円
売上総利益	千円		
販売費・一般管理費	千円	現金・預金 (D)	千円
営業利益	千円	借入金 (E)	千円
営業外収益	千円		
営業外損失	千円		
経常利益	千円		
特別利益	千円		
特別損失	千円		
税引前当期利益	千円		
法人税等	千円		
当期純利益 (A)	千円		

※実際の補助金額は見積額と基準率を比較した金額が基準となります。

見積書上の補助対象経費の合計額* (F)
(専用見積書の網掛け部分の額、千円未満切り捨て)

※(F)を必ず記載。(個人は除く)

3. 決算 (申請SSの振興油販売の決算)	
売上高	千円
売上原価	千円
売上総利益	千円
販売費・一般管理費	千円
営業利益	千円
当期純利益 (G)	千円

SSの事業再構築・経営力強化補助事業 申請用見積書(施工工事用)	
品名	数量
単価	金額
合計	

見積書上の補助対象経費の合計額 (F)	
品名	数量
単価	金額
合計	

見積書上の補助対象経費の合計額 (F)	
品名	数量
単価	金額
合計	

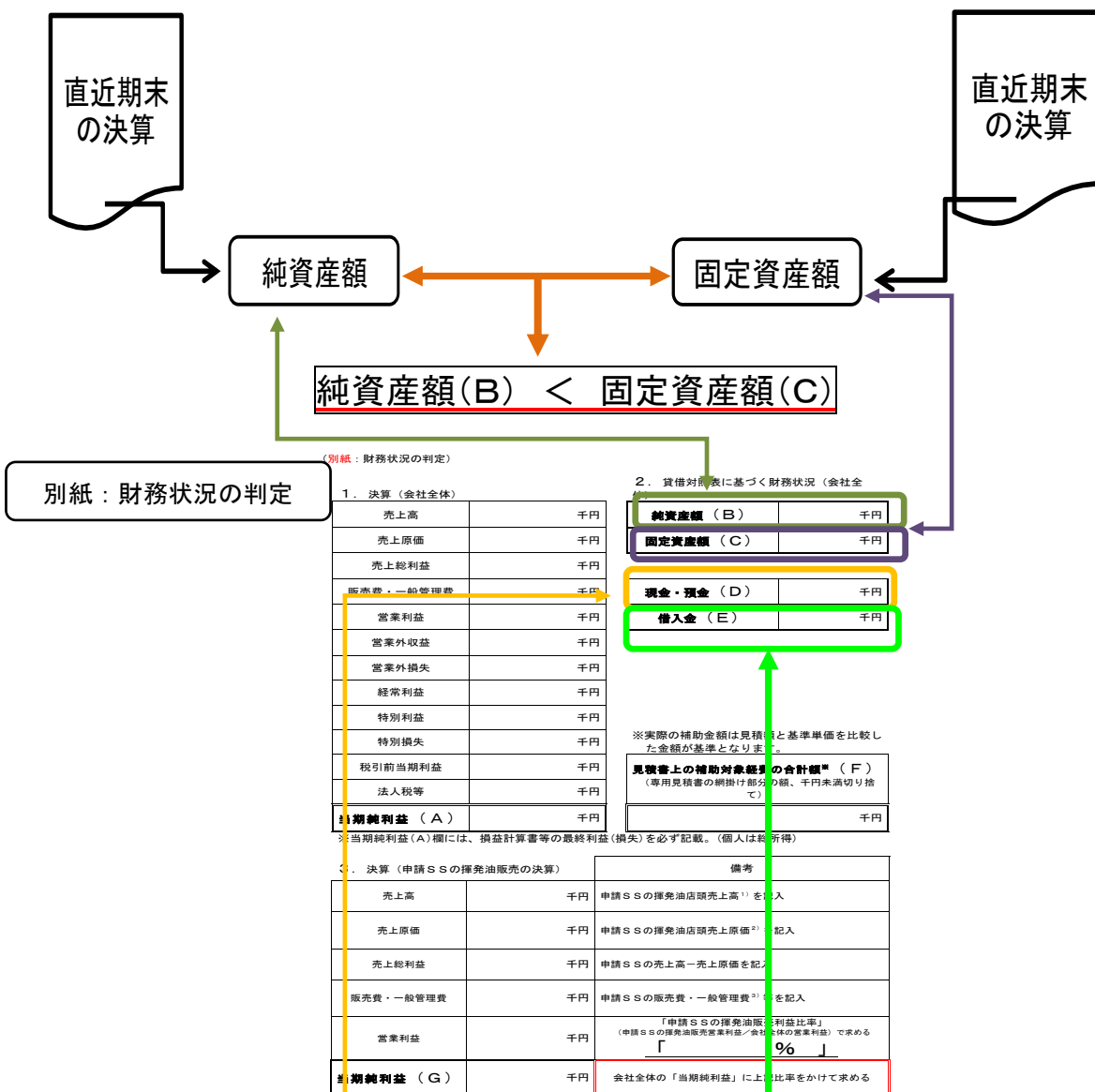
見積書上の補助対象経費の合計額
(網掛け部分の費用の合計)

当期純利益 (A)

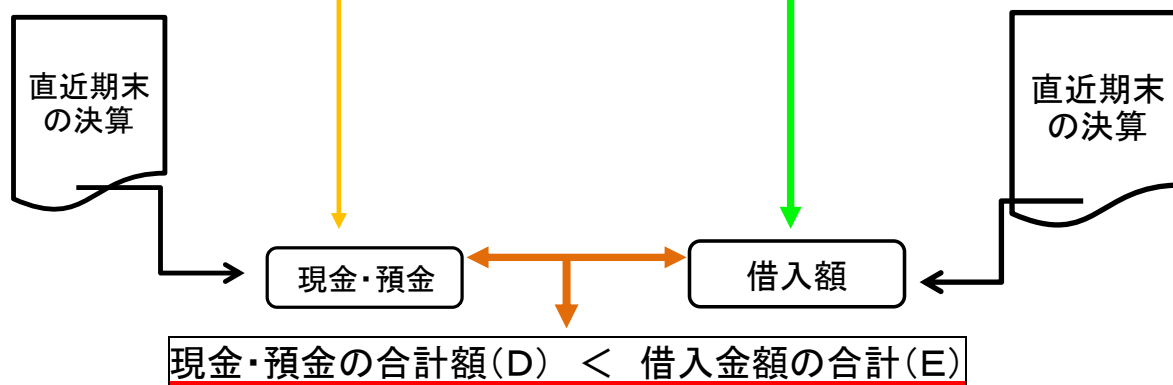
見積書上の補助対象経費の合計額
(F)

当期純利益(A) < 見積書上の補助対象経費の合計額(F)

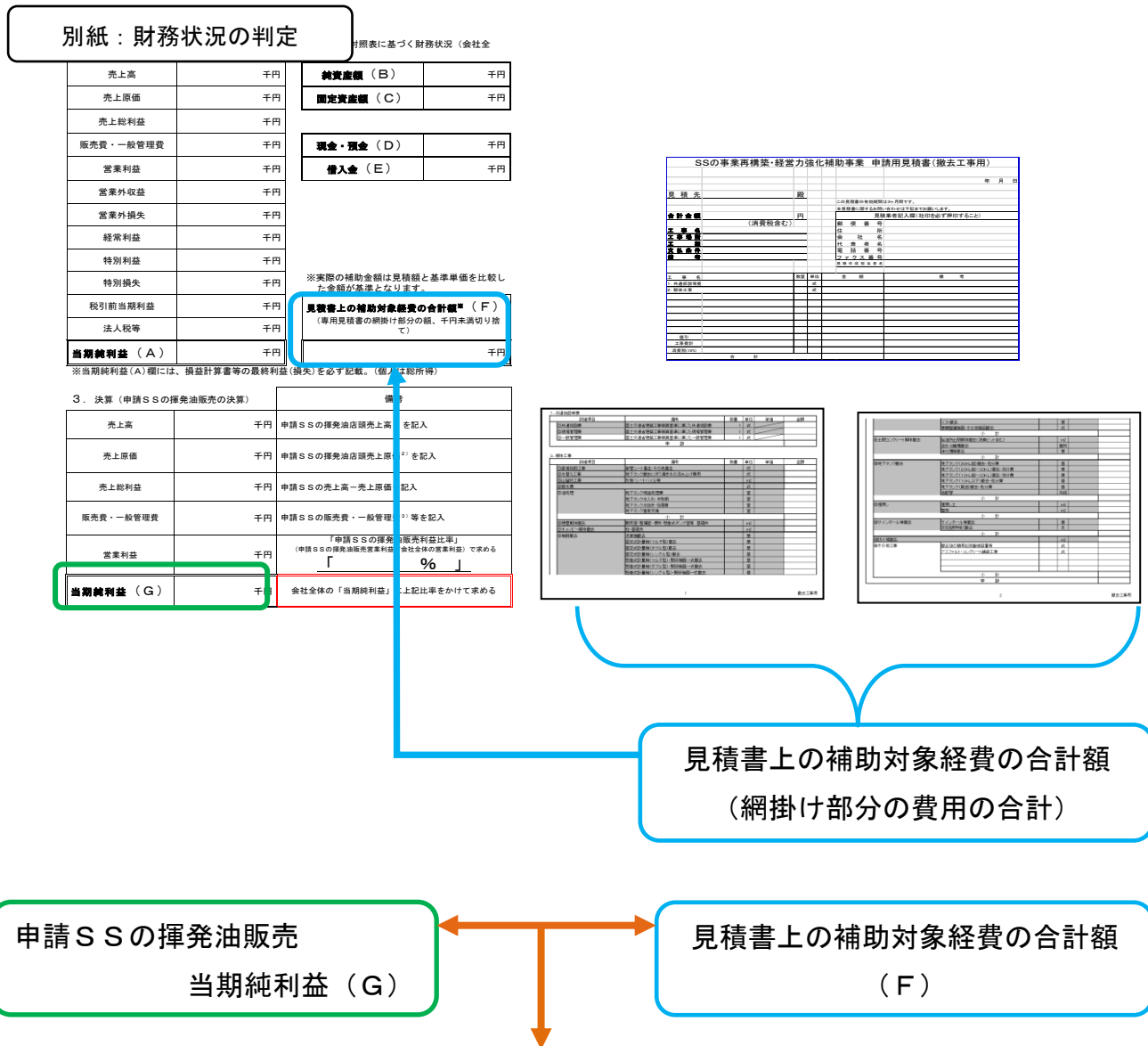
イ) 申請者の直近期末の決算書等において、「純資産額」が「固定資産額」未満である者。



ウ) 申請者の直近期末の決算書等において、「現金及び預金の合計額」が「借入金額の合計」未満である者。



エ) ア)(42 ページ)及びイ)、ウ)(43 ページ)の直近から過去3期分のいずれも条件を満たさない場合には、「別紙：財務状況の判定」様式に基づき、申請給油所の直近期末の揮発油販売利益が、申請する工事費における補助対象経費の合計額(専用見積書の網掛け部分の金額の合計額)に満たない者。



A2. 補助金の額

- ①補助対象項目:補助対象項目は、専用見積書の項目のうち、次の2項目(専用見積書の網掛け部分の項目)となります。

- | |
|-----------|
| 1. 共通仮設等費 |
| 2. 解体工事 |

- ②補助対象経費と基準単価:「①補助対象項目」にあたる見積書の単価と、本会が設定している項目毎の基準単価(作業項目毎に上限単価を設定)を比較し、いずれか低い単価に数量を乗じて得た項目毎の額の合計が補助対象経費(上限額あり)となります。

- ③補助対象経費上限額、補助率及び補助金上限額

企業規模		補助対象経費上限額 (土壌浄化費用を含む)	補助率※	補助金上限額 (土壌浄化費用を含む)
中小企業等	新規申請者	1,500万円	2/3	1,000万円
	リピーター		1/2	750万円
非中小企業	新規申請者		1/3	500万円
	リピーター		1/4	375万円

※受付期間中であっても申請が予算額に達した場合は受付を終了しますので、早めに申請くださるようお願いいたします。

- ④補助金の額:「②補助対象経費と基準単価」により算出した補助対象経費(上限額あり)に「補助率」を乗じ求めた額が補助金の額となります。

*申請に基づき審査された補助金の額が限度となり、実際に交付する補助金と異なる場合があります。)

ア) 交付決定額(補助金の額)算出のイメージ

交付決定額(補助金の額)は、工事費総額のうち「補助対象経費(上限額あり)」に補助率を乗じて求めます。

そのため、工事費総額に補助率を乗じた額より少なくなりますのでご注意ください。

交付決定額(補助金額)の算出イメージ

例: 工事費総額 2,000 万円、うち補助対象経費 1,500 万円、補助率 2/3 の場合

工事費総額
(2,000 万円)

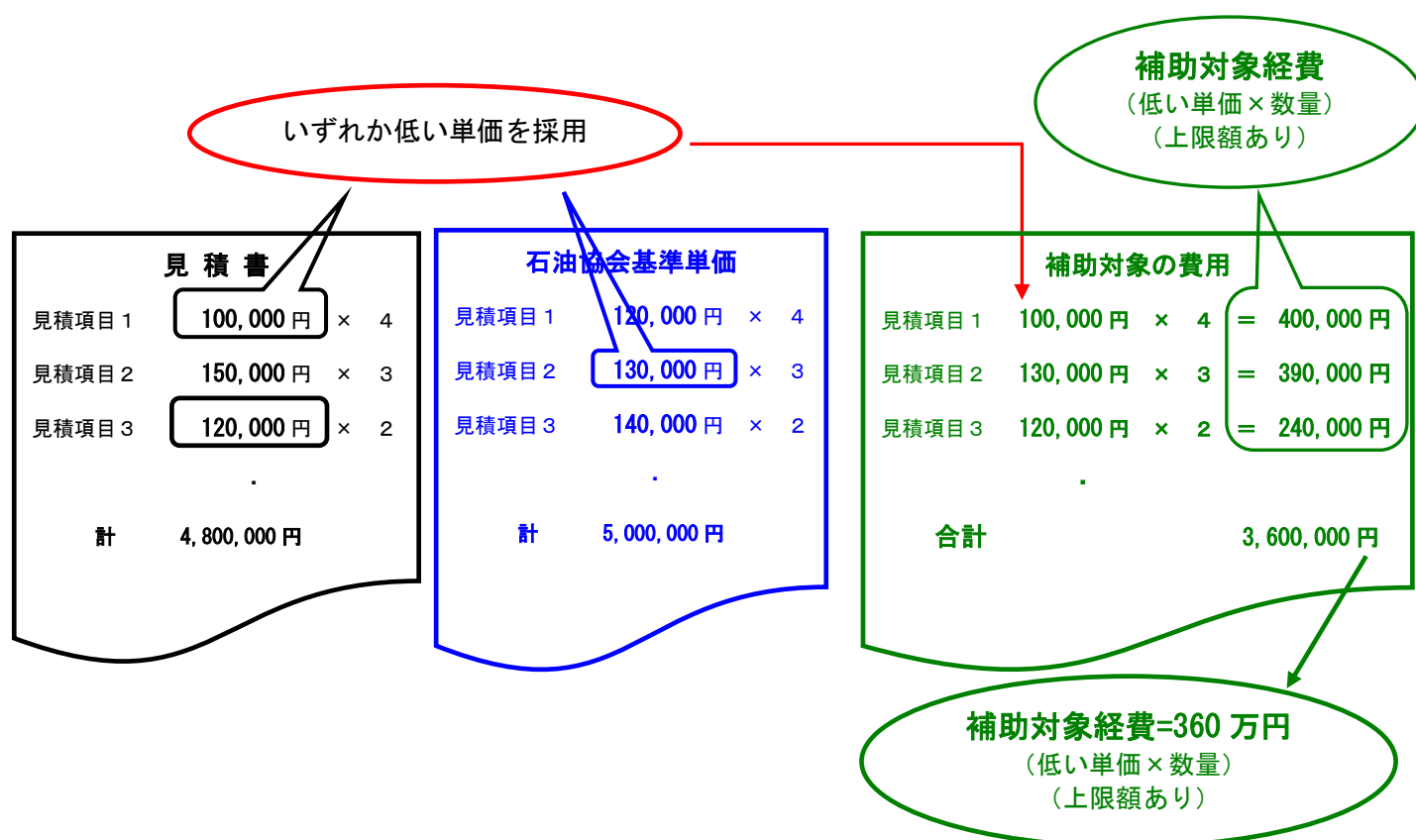
補助対象経費
(うち 1,500 万円)

交付決定額=1,000 万円
(1,500 万円×2/3)

※見積額には、補助対象外の経費が含まれていますので、補助率が 2/3 の場合であっても交付決定額は必ずしも見積額の 2/3 にはなりません。

補助対象外の経費が多いほど自己負担が増すこととなります。

イ) 補助対象経費の考え方(例: 補助率 2/3 の場合)



※補助金の額の例: 360 万円(補助対象経費) × 2/3 以下(補助率) = 240 万円(補助金の額)

A3. 事業実施にあたっての注意点

①撤去等工事に関する注意点

※交付決定は、各受付期間終了後に開催する審査委員会での審査を経て行います。

ア) 事前着工は不可

申請書類を本会で審査し不備等が無ければ、交付決定通知書(工事開始許可)を送付します。工事着工は、工事開始許可後でないと補助金交付の対象となりません。万一、許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

イ) 分割発注は不可

本事業を利用する場合、いずれの工事も複数の施工業者に分割して発注することを認めていません。必ず1事業者に発注してください。

ウ) 見積書の取り方

本事業専用見積書を使用し、必ず2業者以上から同一内容の見積書を取得してください。(原本を提出)

(専用見積書の様式は、本会ホームページからダウンロードできます。)

エ) 他の補償(補助)金の重複禁止

道路拡幅工事等により、国や地方自治体等から地下タンク・地下配管等にかかる補償金等を受けている場合は、本補助金の交付対象となりません。

オ) 発注先の要件等

- ・受注する工事の全部または一部を自ら施工することができる事業者

- ・不適格要件に該当しない事業者

【不適格要件】: 本会が実施する補助事業に関し、不正又は不誠実な行為を行い本会から処分を受けた者で、その執行を終えた日から2年を経過しない者

- ・見積書を取得した施工業者の中から、最も安価な事業者に発注してください。

カ) 工事代金の支払について

補助金は、「撤去」にかかった工事費用の支払を確認した上で交付しますので、一旦工事費用を自己負担する必要があります。

キ) 工事工程写真について

工事工程写真に不備があると、その作業工程について補助対象項目から減額となる場合がありますので、施工業者に確実に写真を撮るよう指示してください。

A4. 工事内容が変更になる場合

当初の工事内容が変更になる場合は、変更となる工事箇所を着工する前に、変更に関する以下の手続が必要となります。(様式は、本会ホームページからダウンロードしてください。)

ア) 変更内容に基づく見積書の取得

変更する内容に基づき、本事業専用見積書様式で工事請負業者から改めて見積書を取得してください。この見積書には、変更箇所以外の作業項目も含めた全ての費用を計上するようにしてください。

イ) 計画変更申請手続き

「計画変更等承認申請書(様式再構築第5号)」を作成し、申請窓口に提出してください。

ウ) 変更見積書に基づく工事請負契約書の締結

提出された書類を本会で確認し、記載内容及び添付書類に不備が無ければ、本会から申請者に対し「計画変更等承認通知書(様式再構築第6号)」を送付しますので、承認通知書の日付以降に、ア)の変更見積書に基づき、工事請負業者と「変更工事請負契約書」を取り交わしてください。

エ) 工事着工

上記の通知書発行日以降に変更契約締結後に、変更した内容の工事を開始してください。



- ・「計画変更等承認通知書(様式再構築第6号)」が届く前に契約した場合は、補助金の対象外となります。
- ・計画変更により工事金額が増額となった場合でも、補助金額は、申請当初の「交付決定額」が上限となります。(土壌等の汚染浄化工事の場合を除く)

A5. 土壌等の汚染浄化工事

「地下タンク等の撤去等工事」の工事途中で油漏れが確認された場合には、以下に基づいて土壌等の浄化工事についても補助金が受けられます。

但し、補助金の額は、既に交付決定を受けている該当工事の補助対象経費に浄化工事に係る補助対象経費を加算した合計額と補助対象経費の上限額 1,500 万円のいずれか低い額に、補助率を乗じた額となります。

①土壌等の浄化工事に関する補助金を受けるための条件(次の全ての要件を満たす工事)

- ア)地下タンク等の撤去等工事の交付決定を受けていること。
- イ)土壌状況調査を実施し、ベンゼン・鉛が環境基準値を超えていること。
- ウ)地方自治体に提出する「汚染拡散防止計画書」等に基づき、汚染土壌等を浄化すること。(シートパイル等で汚染を囲い込む場合は対象外)
- エ)地方自治体に提出する「汚染拡散防止計画書」等に「汚染の状況(汚染物質)と汚染範囲」、「浄化方法」、「浄化工程と浄化期間」、「浄化業者及び浄化完了確認調査業者」等が記載されていること。
- オ)「汚染拡散防止計画書」等が、地方自治体に受理されていること。
- カ)「汚染拡散防止計画書」等に基づく浄化工事終了後、地方自治体に「汚染拡散防止措置完了届」等が受理され、申請している地下タンク等の撤去工事が終了し、本会の指定する日までに、実績報告書を提出できること。

②土壌等の浄化工事実施に関する注意点

- ア)油漏れが発覚した時点で、施工中の工事を中止してください。
- イ)所轄消防署、地方自治体関係部署、本会に報告してください。

③土壌等の浄化工事に関する補助金の申請について

土壌等の浄化工事に関する補助金を受けるには、既に申請している地下タンク等の撤去等工事に関する申請とは別に、浄化工事部分に関する計画変更申請をしなければなりません。

土壌等の浄化工事は、本会からの工事開始許可(計画変更承認通知)後に変更した工事内容に基づいた契約締結(受発注を含む)をして工事等を開始してください。万一、許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

ア)「汚染拡散防止計画書」等の作成について

前頁の「①土壌等の浄化に関する補助金を受けるための条件」を満たすよう「汚染拡散防止計画書」等を下記の点に注意し作成するよう、施工業者に指示してください。

- ・地方自治体と本会の両方が求める条件を記載するようにしてください。

- ・補助金を受けるための条件が記載されないまま地方自治体に受理されてしまうと、補助金が受けられない場合がありますので、地方自治体に提出する前に、原案を本会に確認してください。

イ)見積書について

- ・見積書には、土壌等の浄化に関する費用と浄化完了確認調査費用を計上してください。
- ・見積書は、「汚染拡散防止計画書」等に記載されている「浄化業者」又は「浄化完了確認調査業者」から求めてください。
- ・見積書の様式指定はありません。
- ・「汚染拡散防止計画書」等に記載されていない作業費用は、補助金の対象外となります。

ウ)提出書類について

- ・計画変更等承認申請書(様式再構築第5号)(様式は、本会ホームページからダウンロードできます。)
- ・「汚染拡散防止計画書」等
- ・見積書
- ・日付入り現況写真
- ・その他本会が要請する書類

④対象となる費用:

地方自治体等に提出する「汚染拡散防止計画」等を履行するための費用。



- ・汚染状況を特定するための詳細調査費用は対象となりません。
- ・消防機関等からの指示による応急措置にかかる費用は対象となりません。

予算残額により、浄化工事に関する補助金を受けられない場合があります。

A6. 申請時に必要な書類:各様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

●地下タンク等の撤去等工事

ア)申請給油所を所有し運営している者が申請する場合

- ①補助金交付申請書(様式再構築第1号)
- ②国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し
- ③誓約書(審査判定基準様式1)
- ④誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:審査判定基準様式2)
- ⑤補助金で取得した財産に関する申告書
- ⑥役員等名簿(審査判定基準様式3):登記簿に登記されている役員全て(監査役を含む)※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を提出してください。
- ⑦企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)
 - *「商業登記簿謄本」
 - *「法人事業概況説明書」
 - *「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」
 - *「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」
 - *「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」
- *卸売業者の場合は、上記いずれかの書類に加え次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)
 - *副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」
 - *「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」(副特約店等の署名捺印のあるもの)
- ⑧別紙:財務状況の判定
- ⑨税務署に提出した直近3期分決算書類等写し(税務署受付印のあるもの)

法人の場合 (右記の5種類)	1.事業年度分の法人税確定申告書・別表1(各事業年度の所得に係る申告書)
	(以下は直近1期分。但し、※2に該当する場合には追加提出) 2.上記確定申告書の別表2(同族会社等の判定に関する明細書) 3.決算報告書の表紙 4.貸借対照表 5.損益計算書等
個人事業主の場合 (右記の2種類)	a: 所得税及び復興特別所得税の申告書B b: 所得税青色申告決算書等

※1.上記申告書(法人及び個人のいずれも)について、電子申告の場合:「電子申告済」と記載されている申告書。記載のないものは、上記申告書に加え税務署からの受領メールも添付(税務署が受付けたことが判るもの)、又は税理士が手

続きを行った場合には上記申告書の署名欄に税理士の署名等が記載されているもの

※2.直近分で「財務状況が厳しい者」に該当しない法人の場合には、過去分の「⑧の財務状況の判定」に加え、同一期間の「3.」、「4.」、「5.」の3種類を提出いただく場合があります。

⑩見積書原本(2業者以上)

※個人事業主(個人商店)の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名(フルネーム)を必ず記載ください。

⑪発注する施工予定業者の「商業登記簿謄本」写し又は建設関係事業を行う者であることが確認できる書類写し

⑫発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し

⑬発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」

⑭申請給油所の最新の日付入り現況写真(見積書に撤去計上されている地上部分の項目は必須)

⑮現況平面図(地下タンクの油種・容量及び配管が記載されているもの)

⑯給油所等施設の所有者を確認する書類

・「建物不動産登記簿謄本」写し(申請時において最新の内容であるもの)

※建物が登記されていない場合、申請給油所の「建物の固定資産評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」又は「固定資産税評価証明書」等の写し(申請時において最新の内容であるもの)

・申請給油所の所有者と運営者が異なる場合は、「給油所賃貸借契約書」写し

⑰既に廃止している給油所を申請する場合は、品質確保法に基づく「揮発油販売業廃止届出書」写し又は「揮発油販売業変更登録申請書」写し(経済産業局の受領印のあるもの)

⑱その他本会が要請する書類

イ)申請給油所を所有している者が申請する場合

ア)と同じ書類(①～⑱)に加えて、以下の書類

⑲賃借人である運営者の上記⑰の品質確保法に基づく揮発油販売業廃止届出書写し(個人事業者である最終運営者が死亡した場合は、運営者の相続人と建物所有者との間で締結した「解約合意契約」写しでも可)又は揮発油販売業変更登録申請書(経済産業局の受領印のあるもの)

- ・運営者が倒産(破産)している場合は、以下のいずれかの書類
 - *倒産した運営者に対する「当座勘定契約の解約に関する内容証明郵便」の写し
 - *裁判所が倒産した運営者に対して発行した「更正手続開始決定通知書」写し
 - *裁判所が倒産した運営者に対して発行した「整理開始決定通知書」写し
 - *裁判所が倒産した運営者に対して発行した「民事再生手続開始決定通知書」写し
 - *裁判所が倒産した運営者に対して発行した「破産手続開始決定通知書」写し
 - *裁判所が倒産した運営者に対して発行した「特別清算開始決定通知書」写し
 - ・給油所賃貸借契約を解除している場合は、賃借人である運営者と締結していた「給油所賃貸借契約書※」写し及び以下のいずれかの書類
 - *「給油所賃貸借契約の解約合意書」写し
 - *「賃貸借契約解除通知書(内容証明郵便)」写し及び「配達証明書」写し
 - *「明け渡し判決」写し又は「契約解除に関する公示送達決定」写し(運営者が行方不明等で受領人がいない場合)
- ※給油所賃貸借契約書が締結されていない場合には、本会に直接ご相談ください。

⑳ その他本会が要請する書類

※ご提出いただいた申請書類は、原則お戻しすることは致しません。

A7. 実績報告書の提出

実績報告書(様式再構築第10号)は、補助事業完了後(工事代金の支払)、**30日以内に提出**してください。

最終提出期限は、2024年2月9日(協会到着日)

※ 最終提出期限の期間延長はありません(厳守)。最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができませんので十分ご注意ください。

A8. 実績報告時に必要な書類:各様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

○地下タンク等の撤去工事

①補助事業実績報告書(様式再構築第10号)

※実績報告書の添付書類は、以下の通りです。

②「工事契約書」写し又は「受注書及び発注書」写し

③工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し

- ④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書」写し)
- ・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。
 - ・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。
 - ◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し
 - ◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」
 - ・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
 - ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)
 - ・手形による支払は対象外となりますので注意してください。
- ※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。
- ⑤日付入り工事工程写真
- ⑥品質確保法に基づく「揮発油販売業廃止届出書」写し又は「揮発油販売業変更登録申請書」写し(経済産業局の受領印のあるもの)【申請時に提出している場合は不要】
- ⑦消防法に基づく「危険物取扱所廃止届」写し(市町村長(消防署等)の受領印のあるもの)
- ⑧次のいずれかの地下タンク処分に関する「廃棄物処理証明書等」+「廃棄物処理証明書にかかる許可証等」
- *「マニフェスト伝票(D票又はE票)」写し+マニフェスト伝票に係るb:「産業廃棄物収集運搬業許可証」写し及びc:「産業廃棄物処分業許可証」写し
 - *a:「有価物受入証明書」写し+「有価物受入証明書」に係るb:「廃棄物再生事業者許可証、金属くず商許可証、又は、古物商許可証」写し
- ⑨工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し
- ⑩その他本会が必要に応じて要請する書類

A9. 補助金支払請求書の提出:様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

- 石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要な事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。

○申請内容と相違する実績内容かつ、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができない場合があります。

※補助金の支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

A10. 写真の撮り方

工事工程写真は、補助の対象となる工事を確実にやっているかどうかを確認するための重要な書類です。(写真で工事工程が確認できない場合、減額となる場合があります)
交付決定時に送付する「SSの事業再構築・経営力強化事業における給油所工事の注意点について」で示した作業項目を、同紙に記載されている写真の撮り方に注意してください。
具体的には、作業日・作業箇所等作業内容を確実に撮影するよう、施工業者に指示してください。

以下に地下タンク等の撤去等工事についての代表的な工事工程の事例を示しますので、参考にしてください。

・山留め工事(良い例:施工範囲が確認できる)



・山留め工事(悪い例:施工範囲が一部分しか確認できない)



- ・油処理(残油処理(油抜き):地下タンク内):作業中のタンクが特定できるように土間や工事用看板等に番号や油種等を書込む工夫をしてください。

(水入れ・中和剤、水抜き及び窒素充填も同様)



・キャノピー解体(撤去中)



・キャノピー解体(撤去後)



・計量機撤去中



・計量機積み込み



※ノズル本数が分かるように撮影すること。

※地下タンク等の撤去等工事の補助目的である「地下タンク及び地下配管」の完全撤去であることから、以下の写真のように撤去されたことが確認できる工事工程写真が提出がされませんと、補助金交付が困難となる場合がありますので、十分に留意してください。

・地下タンク撤去(地中から引上げ、運搬車の積載時に番号が見えること)



・地下配管の撤去

地下配管の撤去工事は、埋設状況によっては配管の種類や場所を特定し難く、確実に撤去されていることを確認できない可能性があるため、出来るだけ多く写真を提出してください。



・地下配管の撤去のつづき



※車両に地下配管を積込した写真は必要

・埋め戻し(山砂等を当該工事現場以外から運搬されていることが確認できる)



・整地(重機等で土砂を均していることが確認できる)



B1. 漏えい防止事業の詳細

○事業内容:既設の地下タンク等に対し、2024年4月1日以降に到来する消防法令に基づく石油製品の流出事故防止対策を規制前に行う漏えい防止対策工事

・「漏えい防止」工事を行う場合次の「A：申請者の資格」、「B：地下タンクの要件」及び「C：工事種類毎の要件」を全て満たしていることが前提です。

A: 申請者の資格

①次のいずれかに該当する者

ア)「申請給油所を所有し運営している揮発油販売業者」又は「小口燃料配送拠点を所有し運営している石油販売業者」

イ)「申請給油所を運営している揮発油販売業者に貸与している当該給油所の所有者」、「申請小口燃料配送拠点を運営している石油販売業者に貸与している当該小口燃料配送拠点の所有者」、又は「申請給油所の所有者から貸与を受けて当該給油所を運営している揮発油販売業者」、「申請小口燃料配送拠点の所有者から貸与を受けて当該小口燃料配送拠点を運営している石油販売業者」

※所有者と運営者が異なる場合の交付申請書には、双方の記名、署名及び捺印が必要

B: 地下タンクの要件: 次の全てに該当する地下タンク

- ・地下に直接埋設された鋼製一重殻タンク
- ・品質確保法登録の給油所若しくは備蓄法届出の小口燃料配送拠点(中核給油所等事業における小口燃料配送拠点かつ補助金利用業者に限る)に設置されている地下タンク
- ・2024年4月1日以降に、消防法令に基づく石油製品の流出事故防止対策として、FRPライニング施工工事、電気防食システム設置工事、精密油面計設置工事及び統計学による漏えい監視システム装置設置工事(以下「SIR設置工事」という)のいずれかが義務付けられる地下タンク(2023年4月1日以降2024年3月31日までに、消防法令に基づく石油製品の流出事故防止対策が義務づけられる地下タンクは、非中小企業が申請する場合を除き対象外)

※既に電気防食システム若しくは FRP 内面ライニングの措置が行われたタンクを追加して対策をする場合には対象となりません。

○補助の対象となる地下タンクの確認方法

地下に直接埋設された鋼製一重殻タンクのうち、「構造設備明細書」及び当該地下タンクを設置した際の「完成検査済証」で、地下タンクの「設置年数+外面塗覆装の種類+設計板厚」の組合せから、「腐食のおそれが高い(または、特に高い)地下タンク」に該当していないことを確認してください。

【石油製品の流出事故防止対策の対象となる地下タンクの構造等】

○腐食のおそれが特に高い地下タンク

設置年数	外面塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	アスファルト (危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(以下「消防法告示」という。)第4条の48第1項第2号に定めるもの。以下同じ)	全ての設計板厚
	モルタル (消防法告示第4条の48第1項第1号に定めるもの。以下同じ)	8. 0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂 (消防法告示第4条の48第1項第3号に定めるもの。以下同じ)	6. 0mm未満
	強化プラスチック (消防法告示第4条の48第1項第4号に定めるもの。以下同じ)	4. 5mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4. 5mm未満

○腐食のおそれが高い地下タンク

設置年数	外面塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	モルタル	8. 0mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6. 0mm以上
	強化プラスチック	4. 5mm以上 12. 0mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4. 5mm以上
	モルタル	6. 0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4. 5mm未満
	強化プラスチック	4. 5mm未満
30年以上40年未満	アスファルト	6. 0mm未満
	モルタル	4. 5mm未満
20年以上30年未満	アスファルト	4. 5mm未満

●構造設備明細書の確認

様式第2のニ

地下タンク貯蔵所構造設備明細書

材質・設計板厚を確認

埋設方法を確認

「なし」は直接埋設

外面塗覆装の種類を確認

事業の概要		石油製品の給油販売を行う (給油取扱所の専用タンクとして地下タンクを設ける)		
タンク	形状	横置き 円筒型	常圧、加圧の別	常 圧
	寸 法	内径 1,440 mm 全長 4,030 mm 鏡出 2/5mm 胴長 3,600mm	容 量	実 容 積 1,094.6 空 間 容 積 3,746 (64%) 容 量 5,700.6
	材質板厚	軟鋼板製 鏡板 4.5mm 胴板 4.5mm		
構造、設備	通気管	種 別	数	内径又は作動圧
		無弁通気管	/	30mm
	安全装置	種 別	数	作 動 圧
		な し		
	埋 設 場 所	給油取扱所内(別添図面通り)		
タンク室の構造の概要	な し			
タンクの外面保護	タンクの外面に錆止め塗装を行い、その表面にアスファルトプライマー塗装を行い、JISA6006の35Kgのアスファルトルーフィングにて設置し、アスファルトとルーフィングを交互に1cmの厚さの被覆を行う。その詳細は別添図面に示す通り。			
基礎、固定方法	基礎コンクリート 3,600×1,900×200 タンク置台基礎 1,900×300×400×2 鋼鉄 40×50 アンカーボルト 16φ×550			
配管	配管は鋼管とし、管の地中埋設部は亜鉛メッキパイプを使用する。連結部は溶接検査を設ける。タンク4個に検知管を設ける。詳細は別添図面の通り。			
工事請負者住所氏名				

●完成検査済証の確認

埋設年数は、「完成検査済証」の交付年月日を起算日として確認

完 成 検 査 済 証			
第 01566 号			
昭和 63 年 7 月 14 日			
昭和 63 年 7 月 12 日付けで申請のあった下記危険物、 給油取扱所 について、消防法第11条第8項の規定による 完成検査を終了したことを証する。			
製造所等の別	取 扱 所	貯蔵所又は取扱所の区分	給 油 取 扱 所
設置場所			
設置者			
許可年月日及び番号	昭和 63 年 6 月 10 日	県指令消防 245 号	
水張・水圧・検査年月日及び番号	昭和 63 年 6 月 14 日	水張・水圧第 01566 号	
完 成 年 月 日	昭和 63 年 7 月 23 日	設備・変更の別	新規設置・変更
許可対象の危険物の類別品名、数量	類 別	品 名	数 量
	第 4 類	第1石油類 第2石油類	5,450 l 5,000 l
備 考			

C:工事種類毎の要件

①内面ライニング施工工事:次のア、イの両方の要件を満たす地下タンク

ア)次のいずれかの事業者がライニングを施工すること

- ・一般財団法人全国危険物安全協会(以下「全危協」)の「鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工事業者認定制度に関する規則(平成25年4月1日付全危協規則第12号)」(以下「FRP全危協規則」)に基づく認定事業者
- ・総務省消防庁の「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について(平成22年7月8日付消防危第144号)」別添1「内面の腐食を防止するためのコーティングについて」(以下「FRP消防庁指針」)の規定に基づき施工する事業者

イ)工事が終了した地下タンクについて、ライニングを施工する事業者の区分毎に下記の書類が提出可能であること

○FRP全危協規則に基づく認定事業者が施工する場合、FRP全危協規定に定める下記の書類

- ・鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工届写し
- ・鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工完了報告書写し
- ・鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工適合証明書写し
- ・FRP内面ライニング施工済証(写真撮影したもの)
- ・当該内面ライニングに関する消防法に規定する危険物取扱所変更許可申請を行った場合の書類
 - ✓危険物取扱所変更許可・仮使用申請書写し
 - ✓当該申請に対応する「許可証」等写し
 - ✓当該工事に係る「危険物取扱所完成検査前検査申請書」写し
 - ✓当該完成検査前検査申請に対応する「タンク検査済証」写し
 - ✓当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
 - ✓当該完成検査申請に対応する「完成検査済証」写し
- ・当該内面ライニングに関する危険物取扱所工事届出書等の関係書類の提出を行った場合は当該書類の写し

○FRP消防庁指針の規定に基づき施工する事業者が施工する場合、当該内面ライニング施工に関する消防法に規定する下記の書類

- ・危険物取扱所変更許可・仮使用申請書写し
- ・当該申請に対応する「許可証」等写し
- ・当該工事に係る「危険物取扱所完成検査前検査申請書」写し
- ・当該完成検査前検査申請に対応する「タンク検査済証」写し
- ・変更許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
- ・当該完成検査申請に対応する「完成検査済証」写し

②電気防食システム設置工事: 次のア～ウの全ての要件を満たす地下タンク

ア)「施工前に気密検査を実施して、試験結果に問題の無い※(次ページ参照)」地下タンクであること

イ)施工後に電気防食効果について、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示(以下「消防法告示」)第4条、第4条の49に定める基準に適合しているか確認すること

ウ)工事が終了した地下タンクについて、当該電気防食システム設置工事に関する消防法に規定する下記の書類が提出可能であること

- ・危険物取扱所変更許可・仮使用申請書写し
- ・当該申請に対応する「許可証」等写し
- ・当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
- ・当該完成検査申請に対応する「完成検査済証」写し

「電気防食工事」は、公益社団法人腐食防食学会規格「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク・配管に適用する電気防食規格及びガイドライン(2019年1月31日制定)」を遵守すること。

③精密油面計設置工事: 次のア、イの両方の要件を満たす地下タンク

ア)全危協が定める「地下タンク等に係る点検等の性能評価に関する規則(平成25年4月1日付全危協規則第11号)」に基づき性能評価を受けた、地下タンクに保管されている石油製品の漏れを常時検知することが可能な設備(以下「精密油面計」)を設置すること

イ)工事が終了した地下タンクについて、下記の書類が提出可能であること

○当該精密油面計設置に関する消防法に規定する危険物取扱所変更許可申請を行った場合の書類

- ・危険物取扱所変更許可・仮使用申請書写し
- ・当該申請に対応する「許可証」等写し
- ・当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
- ・当該完成検査申請に対応する「完成検査済証」写し

○当該精密油面計設置に関する危険物取扱所工事届出書等の関係書類の提出を行った場合の書類

- ・当該届出書等書類の写し

④SIR設置工事：次のア～ウの全ての要件を満たす地下タンク

- ア)「施工前に気密検査を実施して、試験結果に問題の無い※」地下タンクであること
- イ)全危協が定める「地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検等に係る点検等の性能評価に関する規則(平成25年4月1日付全危協規則第11号)」に基づき性能評価を受けた、設置者等が、1日に1回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの受入量、払出量及びタンク内の危険物の量を継続的に記録し、自動配信された当該液量の情報に基づき分析者(法人を含む)が統計的手法を用いて分析を行うことにより、石油製品の漏れの有無を確認することができる設備を設置すること
- ウ)工事が終了した地下タンクについて、下記の書類が提出可能であること
- ・当該SIR設置に関する危険物取扱所工事届出書等の関係書類の提出を行った場合の書類
 - ・当該書類の写し

※「気密検査を実施して、試験結果に問題の無い」

全危協が認定する「地下タンク等定期点検認定事業者」が、70kpaの圧力で10分間行う不活性ガスを用いた圧力試験を行い圧力の低下がないこと、又は消防法告示第71条及び71条の2に基づく漏れの点検と同様の機密検査を行い地下タンク及び地下配管の危険物の接する全ての部分について漏れがないことをいう。

B2. 補助金の額

- ①補助対象項目:補助対象項目は、本事業専用見積書の項目のうち、次の項目(専用見積書の網掛け部分の項目)となります。

※補助金申請の前に発生する作業費用は補助の対象となりません。

ア)内面ライニング施工工事

- ①工事前作業
- ②土間コンクリート研り及び復旧工事
- ③地下タンク防蝕塗覆装剥奪、開口工事
- ④内部清掃・点検作業
- ⑤地下タンク内部非破壊検査・内部補修
- ⑥地下タンクマンホール取付工事
- ⑦紫外線硬化法FRPライニング工事
- ⑧ハンドレイアップ法又はスプレーアップ法FRPライニング工事
- ⑨地下タンク圧力テスト
- ⑩全危協納付金
- ⑪消防申請納付金
- ⑫共通仮設費の一部

イ)電気防食システム設置工事

- ①地下タンク圧力検査
- ②電気防食システム
- ③電気防食システム設置工事
- ④土木工事
- ⑤電気工事
- ⑥設置後電気防食効果測定費
- ⑦消防申請納付金
- ⑧共通仮設費の一部

ウ)精密油面計設置工事

- ①高精度油面計設備費
- ②付属部品費
- ③設置作業費
- ④消防申請納付金
- ⑤共通仮設費の一部

エ)SIR設置工事

- ①地下タンク圧力検査
- ②機器設置費
- ③付属部品費
- ④設定作業費

②補助対象経費と基準単価:「①補助対象項目」にあたる見積書の単価と、本会が設定している項目毎の基準単価(作業項目毎に上限単価を設定)を比較し、いずれか低い単価に数量を乗じて得た項目毎の額の合計と補助対象の費用のいずれか低い額が、補助対象経費(上限額あり)となります。

③補助対象経費上限額、補助率及び補助金上限額

工事種類	企業規模		補助対象経費上限額	補助率※	補助金上限額
内面ライニング 施工工事	中小企業等	新規申請者	1,500万円	2/3	1,000万円
		リピーター		1/2	750万円
	非中小企業	新規申請者		1/3	500万円
		リピーター		1/4	375万円
電気防食シ ステム設置 工事	中小企業等	新規申請者	750万円	2/3	500万円
		リピーター		1/2	375万円
	非中小企業	新規申請者		1/3	250万円
		リピーター		1/4	187.5万円
精密油面計 又はSIR設 置工事設置 工事	中小企業等	新規申請者	450万円	2/3	300万円
		リピーター		1/2	225万円
	非中小企業	新規申請者		1/3	150万円
		リピーター		1/4	112.5万円

※受付期間中であっても申請が予算額に達した場合は受付を終了しますので、早めに申請くださるようお願いいたします。

⑤補助金の額:「②補助対象経費と基準単価」について、次頁の「補助対象経費の考え方」により算出した補助対象経費(工事種類毎に上限額あり)に「補助率」を乗じ求めた額が補助金の額となります。

*申請に基づき審査された補助金の額が限度となり、実際に交付する補助金と異なる場合があります。)

ア) 交付決定額(補助金の額)算出のイメージ

交付決定額(補助金の額)は、工事費総額のうち「補助対象経費(上限額あり)」に補助率を乗じて求めます。

そのため、工事費総額に補助率を乗じた額より少なくなりますのでご注意ください。

交付決定額(補助金額)の算出イメージ

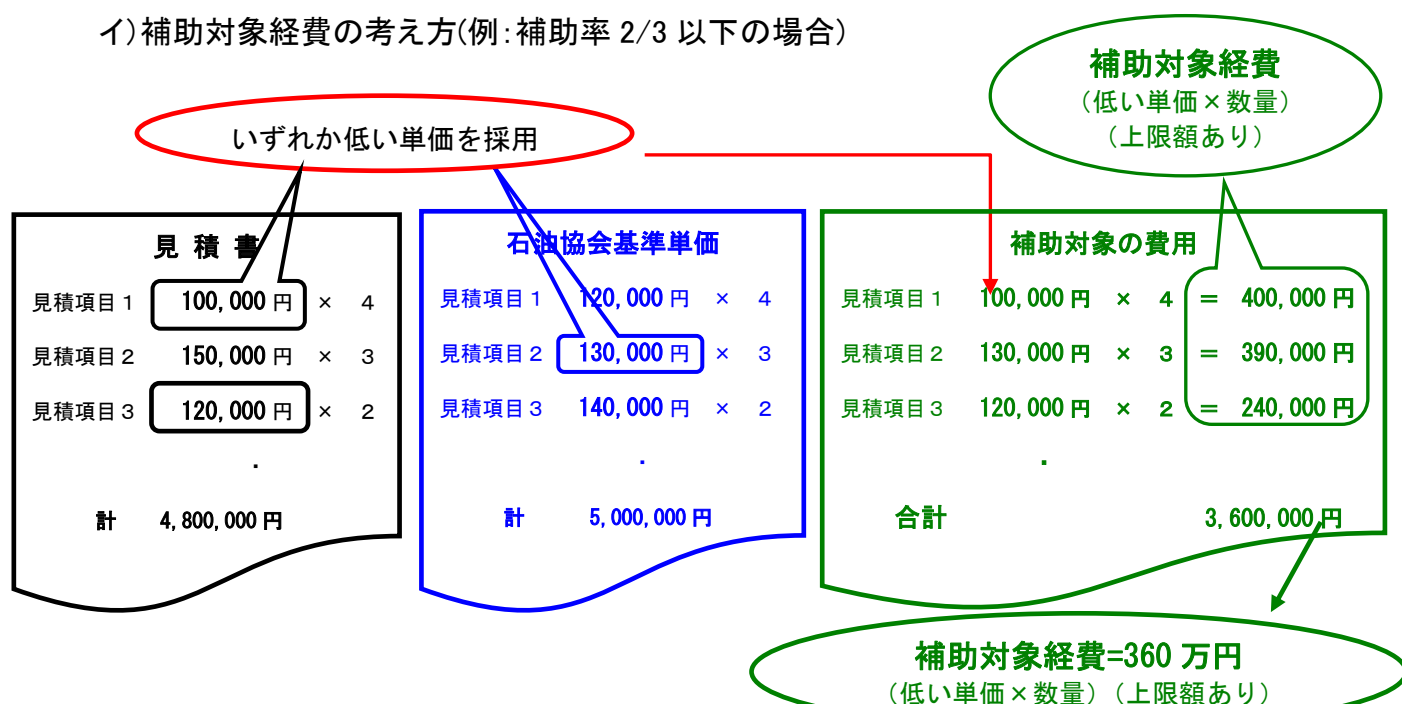
例: 工事費総額 1,800 万円、うち補助対象経費 1,500 万円、補助率 2/3 の場合

工事費総額 (1,800 万円)	補助対象経費 (うち 1,500 万円)	交付決定額=1,000 万円 (1,500 万円×2/3)
---------------------	-------------------------	----------------------------------

※見積額には、補助対象外の経費が含まれていますので、補助率が 2/3 の場合であっても交付決定額は必ずしも見積額の 2/3 にはなりません。

補助対象外の経費が多いほど自己負担が増すこととなります。

イ) 補助対象経費の考え方(例: 補助率 2/3 以下の場合)



※補助金の額: 360 万円(補助対象経費)×2/3 以下(補助率)=240 万円(補助金の額)

B3. 事業実施にあたっての注意点

①全工事共通の注意点

ア) 事前着工は不可

本申請書類を本会で審査し、不備等が無ければ工事開始許可(交付決定通知)を送付します。許可前に工事を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意してください。

イ) 同時申請は不可

同一給油所において、「内面ライニング施工工事」、「電気防食システム設置工事」、「精密油面計設置工事」及び「SIR設置工事」を同時に申請することはできません。

ウ) 分割発注は不可

本事業を利用する場合、いずれの工事も複数の施工業者に分割して発注することを認めていません。必ず1事業者に発注してください。

エ) 見積書の取り方

本事業専用見積書を使用し、2業者以上から同一内容の見積書を取得してください(専用見積書の様式は、本会ホームページからダウンロードできます)。

本事業と関係ない工事費用は「その他工事」の欄に「一式」として計上してください。

オ) 発注先の選定

本申請で見積書を取得した施工業者の中から、最も安価な事業者に発注してください。

カ) 工事の契約時期

工事契約は、交付決定日以降に締結してください。

キ) 工事代金の支払について

補助金は、「漏えい防止工事」にかかった工事費用の支払を確認した上で交付しますので、一旦工事費用を自己負担する必要があります。

ク) 工事工程写真について

工事工程写真に不備があると、その作業工程について補助対象項目から減額となる場合がありますので、施工業者に確実に写真を撮るよう指示してください。

②内面ライニング施工工事に関する注意点

ア) 板厚検査結果の取り扱いについて

ライニング施工前に実施する板厚検査等で、「板厚が 3.2 mm未満となるような減肉があった場合又はせん孔があった場合」は、当該地下タンクを含めて、それ以降にライニングを予定している地下タンクへの補助金も受けることができません。(消防署等の指導に基づき補修を行った場合を除く)直ちに工事を中止し、消防署等の関係行政機関に報告し、その指示に従った措置を取ってください。

③電気防食システム設置工事に関する注意点

ア)財産管理が必要

本事業では、電気防食システム本体(陽極や外部電源装置など)の購入費用にも補助金が交付されます。

そのため、補助金を利用して財産を取得したこととなるため、取得した電気防食システムを本会の許可なく処分することはできません。万一処分しなければならない場合は、事前に本会に相談してください。

また、その他に次の作業が必要になります。

- ・電気防食システムが適切に稼働するよう管理する。
- ・取得(設置)時に「取得財産等管理台帳(様式再構築第17号)」を作成し、保管する。
- ・「取得財産等管理明細表(様式再構築第18号)」を毎年度更新する。

イ)施工前検査結果について

電気防食システムの施工前に実施する地下タンクの気密検査等で不合格となった場合は、気密検査等の検査費用を含めた全ての補助金を受けることができない場合があります。

また、その後の作業を中止し、消防機関等に報告し、その指示に従った措置を取ってください。

④精密油面計設置工事に関する注意点

ア)財産管理が必要

本事業では、精密油面計本体(油面センサー、表示盤等)の購入費用にも補助金が交付されます。

そのため、補助金を利用して財産を取得したこととなるため、取得した精密油面計を本会の許可なく処分することはできません(処分制限期間の満了前に内面ライニング施工工事又は電気防食システム設置工事を行う場合も処分に該当します。)。万一処分しなければならない場合は、事前に本会に相談してください。

また、その他に次の作業が必要になります。

- ・精密油面計が適切に稼働するよう管理する。
- ・取得(設置)時に「取得財産等管理台帳(様式再構築第17号)」を作成し、保管する。
- ・「取得財産等管理明細表(様式再構築第18号)」を毎年度更新する。

⑤SIR設置工事に関する注意点

ア)財産管理が必要

本事業では、データ収集機器・ルーター本体の購入費用にも補助金が交付されます。

そのため、補助金を利用して財産を取得したこととなるため、取得したSIRを本会の許可なく処分することはできません(処分制限期間の満了前に内面ライニング施工工事又は電気防食システム設置工事を行う場合も処分に該当します。)。万一処分しなければならない場合は、事前に本会に相談してください。

また、その他に次の作業が必要になります。

- ・SIR装置が適切に稼働するよう管理する。
- ・取得(設置)時に「取得財産等管理台帳(様式再構築制第17号)」を作成し、保管する。
- ・「取得財産等管理明細表(様式再構築第18号)」を毎年度更新する。

イ)施工前検査結果について

SIRの施工前に実施する地下タンクの気密検査等で不合格となった場合は、気密検査等の検査費用を含めた全ての補助金を受けることができません。

また、その後の作業を中止し、消防機関等に報告し、その指示に従った措置を取ってください。

B4. 工事内容が変更になる場合

当初の工事内容が変更になる場合は、変更となる工事個所を着工する前に、変更に関する以下の手続きを行う必要があります。(様式類は本会ホームページからダウンロードしてください。)

ア)変更内容に基づく見積書の取得

変更する内容に基づき、本事業専用見積書様式で工事請負業者から改めて見積書を取得してください。この見積書には、変更箇所以外の作業項目も含めた全ての費用を計上するようにしてください。

イ)計画変更申請手続き

「計画変更等承認申請書(様式再構築第5号)」に添えて、申請窓口に提出してください。

ウ)変更見積書に基づく工事請負契約書の締結

提出された書類を本会で確認し、記載内容及び添付書類に不備が無ければ、本会から申請者に対し「計画変更等承認通知書(様式再構築第6号)」を送付しますので、

承認通知書の日付以降に、ア)の変更見積書に基づき、工事請負業者と「変更工事請負契約書」を取り交わしてください。

エ) 工事着工

上記の通知書発行日以降に変更契約締結後に、変更した内容の工事を開始してください。



- ・「計画変更等承認通知書(様式再構築第6号)」が届く前に契約した場合は、補助金の対象となりません。
- ・計画変更により工事金額が増額となった場合でも、補助金額は、申請当初の「交付決定額」が上限となります。

B5. 申請時に必要な書類(各様式は本会ホームページからダウンロードしてください。)

1. 内面ライニング施工工事

ア)「申請給油所を所有し運営している揮発油販売業者」、「小口燃料配送拠点」を所有し運営している石油販売業者」が申請する場合

- ①交付申請書(様式再構築第1号、誓約書(審査判定基準様式1)含む)
- ②国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号が表示されている画面の写し
- ③誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:審査判定基準様式2)
- ④同意書(審査判定基準様式8)
- ⑤燃料安定供給計画書(審査判定基準様式5)及び同意依頼書(審査判定基準様式5-2)並びに燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙(審査判定基準様式5-3)

※地方自治体へ同意の依頼を行う際には、燃料安定供給計画書をはじめ申請関係書類をご用意の上、商工・産業を所管する部署等へお早めにご相談ください。ご相談に当たっては、本手引書 P. 15~16 をご活用ください。

- ⑥補助金で取得した財産に関する申告書
- ⑦役員等名簿(審査判定基準様式3): 登記簿に登録されている役員全て(監査役を含む)

※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を提出してください。

- ⑧企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)(※地方自治体は、地方自治体であることを証する書類)

- *「商業登記簿謄本」
- *「法人事業概況説明書」
- *「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」
- *「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」
- *「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」

- * 卸売業者の場合は、前頁提出書類に加え、次のいずれかの書類の写し（申請時において最新の内容であるもの）
- * 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」
- * 「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」（副特約店等の署名捺印のあるもの）

⑨税務署に提出した直近3期分の決算書類等写し（税務署受付印のあるもの）

法人の場合 （右記の2種類）	1.事業年度分の法人税確定申告書・別表1（各事業年度の所得に係る申告書）
<u>個人は提出不要</u>	2.上記確定申告書の別表2（同族会社等の判定に関する明細書）

※上記申告書（法人及び個人のいずれも）について、電子申告の場合：「電子申告済」と記載されている申告書。記載のないものは、上記申告書に加え税務署からの受領メールも添付（税務署が受付けたことが判るもの）、又は税理士が手続きを行った場合には上記申告書の署名欄に税理士の署名等が記載されているもの

⑩消防法関係書類

- ・「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い（審査判定基準様式4）」又は以下3点の消防書類
- ・地下タンク設置時の消防法に規定する 1.「危険物取扱所設置許可申請書」又は「危険物取扱所変更許可申請書」、2.「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びに 3.「完成検査済証」（いずれも写し）

⑪申請用見積書原本（協会指定様式・2業者以上）

※個人事業主（個人商店）の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名（フルネーム）を必ず記載ください。

⑫施工予定業者に関する書類

- ・FRP全危協規則に基づく認定事業者が発注する場合は、「認定証」写し
- ・FRP消防庁指針の規定に基づき施工する事業者が発注する場合は、「内面ライニング施工工事に関する誓約書」

⑬発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し（有効期限があるものは、工事期間中に期限が切れていないもの）

⑭発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」（下請業者を想定していない場合には、「なし」と記載して提出してください。未定の場合は「未定」と記載）

⑮申請施設の最新の日付入り現況写真（全景、右側、左側）

⑯申請施設の現況平面図（地下タンク・配管・油種及び容量が記載されているもの。）（補助申請するタンクにマーキングを行い、ライニングの施工順番を記入）

⑰その他本会が要請する書類

イ)「申請給油所を運営している揮発油販売業者に貸与している当該給油所の所有者」、「申請給油所の所有者から貸与を受けて当該給油所を運営している揮発油販売業者」又は、「申請小口燃料配送拠点を運営している石油販売業者に貸与している当該小口燃料配送拠点の所有者」、「申請小口燃料配送拠点の所有者から貸与を受けて当該小口燃料配送拠点を運営している石油販売業者」が申請する場合

※交付申請書は、所有者と運営者の双方の記名又は署名・捺印が必要

⑩上記ア)の書類に加えて以下の書類

- ・所有者と運営者の間で締結している「賃貸借契約書」写し
- ・「建物不動産登記簿謄本」等写し(申請日より3ヶ月以内に発行しているもの)

2. 電気防食システム設置工事

ア)「申請給油所を所有し運営している揮発油販売業者」、「小口燃料配送拠点を所有し運営している石油製品販売業者」が申請する場合

- ①交付申請書(様式再構築第1号、誓約書(審査判定基準様式1)含む)
- ②国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号が表示されている画面の写し
- ③誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:審査判定基準様式2)
- ④同意書(審査判定基準様式8)
- ⑤燃料安定供給計画書(審査判定基準様式5)及び同意依頼書(審査判定基準様式5-2)並びに燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙(審査判定基準様式5-3)

※地方自治体へ同意の依頼を行う際には、燃料安定供給計画書をはじめ申請関係書類をご用意の上、商工・産業を所管する部署等へお早めにご相談ください。ご相談に当たっては、本手引書 P. 15~16 をご活用ください。

- ⑥取得財産等の管理・処分に関する誓約書(審査判定基準様式11)
- ⑦補助金で取得した財産に関する申告書
- ⑧役員等名簿(審査判定基準様式3):登記簿に登録されている役員全て(監査役を含む)

※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を提出してください。

- ⑨企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)(※地方自治体は、地方自治体であることを証する書類)

*「商業登記簿謄本」

*「法人事業概況説明書」

*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」

*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」

*「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」

*卸売業者の場合は、前頁提出書類に加え次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)

*副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」

*「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」(副特約店等の署名捺印のあるもの)

⑩税務署に提出した直近3期分の決算書類等写し(税務署受付印のあるもの)

法人の場合 (右記の2種類)	1.事業年度分の法人税確定申告書・別表1(各事業年度の所得に係る申告書)
<u>個人は提出不要</u>	2.上記確定申告書の別表2(同族会社等の判定に関する明細書)

※上記申告書(法人及び個人のいずれも)について、電子申告の場合:「電子申告済」と記載されている申告書。記載のないものは、上記申告書に加え税務署からの受領メールも添付(税務署が受付けたことが判るもの)、又は税理士が手続きを行った場合には上記申告書の署名欄に税理士の署名等が記載されているもの

⑪消防法関係書類

・「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い(審査判定基準様式4)」又は以下3点の消防書類

・地下タンク設置時の消防法に規定するa.「危険物取扱所設置許可申請書又は危険物取扱所変更許可申請書」、b.「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びにc.「完成検査済証」(いずれも写し)

⑫申請用見積書原本(協会指定様式・2業者以上)

※個人事業主(個人商店)の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名(フルネーム)を必ず記載ください。

⑬発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し

⑭発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」(下請業者を想定していない場合には、その旨を記載して提出してください。未定の場合も同様)

⑮地下タンク圧力テストを実施する事業者の全危協「地下タンク等定期点検事業者認定証」写し

⑯申請前に電位差確認調査等試験を実施している場合は、試験結果写し
申請前に電位差確認調査等試験を実施していない場合は、「電気防食システム設置工事に関する誓約書(審査判定基準様式10)」

⑰申請施設の最新の日付入り現況写真(全景、右側、左側)

⑱申請施設の平面図(地下タンク・配管・油種・容量が記載されているもの)

(補助申請するタンクにマーキングを行い埋設電極の位置を記入)

- ⑱「建物不動産登記簿謄本」等(写:申請時において最新の内容であるもの)
※建物不動産登記簿謄本記載の地番と申請施設住所表示が異なる場合には、
「公図」写し及び「住宅地図」写し)

- ⑳その他本会が要請する書類

イ)「申請給油所を運営している揮発油販売業者に貸与している当該給油所の所有者」、「申請給油所の所有者から貸与を受けて当該給油所を運営している揮発油販売業者」又は、「申請小口燃料配送拠点を運営している石油製品販売業者に貸与している当該小口燃料配送拠点の所有者」、「申請小口燃料配送拠点の所有者から貸与を受けて当該小口燃料配送拠点を運営している石油製品販売業者」が申請する場合

※交付申請書は、所有者と運営者の双方の記名又は署名・捺印が必要

- ㉑上記ア)の書類に加えて以下の書類

・所有者と運営者の間で締結している「賃貸借契約書」写し

3. 精密油面計設置工事

ア)「申請給油所を所有し運営している揮発油販売業者」、「小口燃料配送拠点を所有し運営している石油製品販売業者」が申請する場合

- ①交付申請書(様式再構築第1号、誓約書(審査判定基準様式1)含む)
- ②国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号が表示されている画面の写し
- ③誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:審査判定基準様式2)
- ④同意書(審査判定基準様式8)
- ⑤燃料安定供給計画書(審査判定基準様式5)及び同意依頼書(審査判定基準様式5-2)並びに燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙(審査判定基準様式5-3)

※地方自治体へ同意の依頼を行う際には、燃料安定供給計画書をはじめ申請関係書類をご用意の上、商工・産業を所管する部署等へお早めにご相談ください。ご相談に当たっては、本手引書P.15~16をご活用ください。

- ⑥取得財産等の管理・処分に関する誓約書(審査判定基準様式11)
- ⑦補助金で取得した財産に関する申告書
- ⑧役員等名簿(審査判定基準様式3):登記簿に登録されている役員全て(監査役を含む)

※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を提出してください。

- ⑨企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)(※地方自治体は、地方自治体であることを証する書類)

- *「商業登記簿謄本」
- *「法人事業概況説明書」
- *「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」
- *「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」
- *「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)」
- * 卸売業者の場合は、上記提出書類に加え、次のいずれかの書類の写し(申請時において最新の内容であるもの)
 - *副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」
 - *「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」(副特約店等の署名捺印のあるもの)

⑩税務署に提出した直近3期分の決算書類等写し(税務署受付印のあるもの)

法人の場合 (右記の2種類)	1.事業年度分の法人税確定申告書・別表1(各事業年度の所得に係る申告書)
個人は提出不要	2.上記確定申告書の別表2(同族会社等の判定に関する明細書)

※上記申告書(法人及び個人のいずれも)について、電子申告の場合:「電子申告済」と記載されている申告書。記載のないものは、上記申告書に加え税務署からの受領メールも添付(税務署が受付けたことが判るもの)、又は税理士が手続きを行った場合には上記申告書の署名欄に税理士の署名等が記載されているもの

⑪消防法関係書類

- ・「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い(審査判定基準様式4)」又は以下3点の消防書類
- ・地下タンク設置時の消防法に規定するa.「危険物取扱所設置許可申請書又は危険物取扱所変更許可申請書」、b.「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びにc.「完成検査済証」(いずれも写し)

⑫申請用見積書原本(協会指定様式・2業者以上)

※個人事業主(個人商店)の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名(フルネーム)を必ず記載ください。

⑬発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し

⑭発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」(下請業者を想定していない場合には、その旨を記載して提出してください。未定の場合も同様)

- ⑮設置する精密油面計の全危協「性能評価書」写し
- ⑯申請施設の最新の日付入り現況写真(全景、右側、左側)
- ⑰申請給油所の現況平面図(地下タンク・配管・油種・容量が記載されているもの)
(補助申請するタンクにマーキングを行い精密油面計の位置を記入)
- ⑱「建物不動産登記簿謄本」等(写:申請時において最新の内容であるもの)
※建物不動産登記簿謄本記載の地番と申請施設住所表示が異なる場合には、
「公図」写し及び「住宅地図」写し
- ⑲その他本会が要請する書類

イ)「申請給油所を運営している揮発油販売業者に貸与している当該給油所の所有者」、「申請給油所の所有者から貸与を受けて当該給油所を運営している揮発油販売業者」又は、「申請小口燃料配送拠点を運営している石油販売業者に貸与している当該小口燃料配送拠点の所有者」、「申請小口燃料配送拠点の所有者から貸与を受けて当該小口燃料配送拠点を運営している石油販売業者」が申請する場合

※交付申請書は、所有者と運営者の双方の記名又は署名・捺印が必要

- ⑳上記ア)の書類に加えて以下の書類
・所有者と運営者の間で締結している「賃貸借契約書」写し

4. SIR設置工事

ア)「申請給油所を所有し運営している揮発油販売業者」、「小口燃料配送拠点を所有し運営している石油製品販売業者」が申請する場合

- ①交付申請書(様式再構築第1号、誓約書(審査判定基準様式1)含む)
- ②国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号が表示されている画面の写し
- ③誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:審査判定基準様式2)
- ④同意書(審査判定基準様式8)
- ⑤燃料安定供給計画書(審査判定基準様式5)及び同意依頼書(審査判定基準様式5-2)並びに燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙(審査判定基準様式5-3)

※地方自治体へ同意の依頼を行う際には、燃料安定供給計画書をはじめ申請関係書類をご用意の上、商工・産業を所管する部署等へお早めにご相談ください。ご相談に当たっては、本手引書 P. 15~16 をご活用ください。

- ⑥取得財産等の管理・処分に関する誓約書(審査判定基準様式11)
- ⑦補助金で取得した財産に関する申告書
- ⑧役員等名簿(審査判定基準様式3):登記簿に登録されている役員全て(監査役を含む)

※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を提出してください。

⑨みなし大企業を含め企業規模を確認する書類として次のいずれかの書類の写し（申請時において最新の内容であるもの）（※地方自治体は、地方自治体であることを証する書類）

*「商業登記簿謄本」

*「法人事業概況説明書」

*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」

*「法人県民税・法人事業税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」

*「給与所得等の源泉所得税領収書（納付書）」

*卸売業者の場合は、上記提出書類に加え、次のいずれかの書類の写し（申請時において最新の内容であるもの）

*副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書」

*「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」（副特約店等の署名捺印のあるもの）

⑩税務署に提出した直近3期分の決算書類等写し（税務署受付印のあるもの）

法人の場合 （右記の2種類）	1.事業年度分の法人税確定申告書・別表1（各事業年度の所得に係る申告書）
<u>個人は提出不要</u>	2.上記確定申告書の別表2（同族会社等の判定に関する明細書）

※.上記申告書（法人及び個人のいずれも）について、電子申告の場合：「電子申告済」と記載されている申告書。記載のないものは、上記申告書に加え税務署からの受領メールも添付（税務署が受付けたことが判るもの）、又は税理士が手続きを行った場合には上記申告書の署名欄に税理士の署名等が記載されているもの

⑪消防法関係書類

・「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い（審査判定基準様式4）」又は以下3点の消防書類

・地下タンク設置時の消防法に規定するa.「危険物取扱所設置許可申請書又は危険物取扱所変更許可申請書」、b.「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びにc.「完成検査済証」（いずれも写し）

⑫申請用見積書原本（協会指定様式・2業者以上）

※個人事業主（個人商店）の場合は、屋号のみの記載にならないよう代表者の氏名（フルネーム）を必ず記載ください。

⑬発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」（下請業者を想定していない場合には、その旨を記載して提出してください。未定の場合も同様）

- ⑭設置するSIRの全危協「性能評価書」写し
- ⑮申請施設の最新の日付入り現況写真(全景、右側、左側)
- ⑯申請給油所の現況平面図(地下タンク・配管・油種・容量が記載されているもの)
- ⑰「建物不動産登記簿謄本」等(写:申請時において最新の内容であるもの)
 ※建物不動産登記簿謄本記載の地番と申請施設住所表示が異なる場合には、
 「公図」写し及び「住宅地図」写し
- ⑱その他本会が要請する書類

イ)「申請給油所を運営している揮発油販売業者に貸与している当該給油所の所有者」、「申請給油所の所有者から貸与を受けて当該給油所を運営している揮発油販売業者」又は、「申請小口燃料配送拠点を運営している石油製品販売業者に貸与している当該小口燃料配送拠点の所有者」、「申請小口燃料配送拠点の所有者から貸与を受けて当該小口燃料配送拠点を運営している石油製品販売業者」が申請する場合

※交付申請書は、所有者と運営者の双方の記名又は署名・捺印が必要

- ⑲上記ア)の書類に加えて以下の書類
- ⑳所有者と運営者の間で締結している「賃貸借契約書」写し

B7. 実績報告書の提出

○実績報告書(様式再構築第10号)は、補助事業完了後(工事代金の支払)、**30日以内に提出**してください。

○最終提出期限は、2024年2月9日(協会到着日)

※最終提出期限の期間延長はありません(厳守)。最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができませんので十分ご注意ください。

B8. 実績報告時に必要な書類:各様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

※提出された実績報告書(添付書類含む)で工事完了等が確認できない場合、本会による現地調査を行うことがあります。

1. 内面ライニング施工工事

- ①実績報告書(様式再構築第10号)
- ②工事契約書写し又は受発注書写し
- ③工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し
- ④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書写し」)
 ・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

- ・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。

◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し

◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」

- ・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
- ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)
- ・手形による支払は対象外となりますので注意してください。

※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。

⑤日付入り工事工程写真

⑥工事実施に関する書類

○「FRP全危協規則に基づく認定事業者」が施工した場合は、以下の書類

- ・FRP全危協規則に基づく「FRP内面ライニング施工届」写し
- ・FRP全危協規則に基づく「FRP内面ライニング施工完了報告書」写し
- ・FRP全危協規則に基づく「FRP内面ライニング施工適合証明書」写し
- ・当該内面ライニングに関する消防法に規定する危険物取扱所変更許可申請を行った場合は以下の書類
 - ✓消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」写し
 - ✓当該申請に対する「変更許可証」写し
 - ✓当該工事に係る「危険物取扱所完成検査申請書」写し
 - ✓当該申請に対応する「完成検査済証」写し
 - ✓仮使用承認申請に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類
 - ✓「仮使用承認申請書」写し
 - ✓「仮使用承認証」写し
 - ✓完成前検査手数料(マンホールの取付等がある場合)に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類
 - ✓「危険物取扱所完成検査前検査申請書」写し
 - ✓「タンク検査済証」写し
- ・上記各申請書の手数料欄に受領印が無い場合は、上記申請に係る消防申請費(納付金)の領収証写し

○「FRP消防庁指針の規定に基づき施工する事業者」が施工した場合は、以下の書類

- ・消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」写し
- ・当該申請に対する「変更許可証」写し
- ・当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
- ・当該申請に対応する「完成検査済証」写し
- ・仮使用承認申請に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類
 - ✓「仮使用承認申請書」写し
 - ✓「仮使用承認証」写し
- ・上記各申請書の手数料欄に受領印が無い場合は、上記申請に係る消防申請費(納付金)の領収証写し

⑦「検収書」写し

⑧その他本会が要請する書類

- ※1. 申請時に提出した「現場組織表」に記載した工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し
- ※2. 当該施設の運営者ではなく所有者が申請した場合で、工事施工前の運営者と異なる者が、工事施工後に当該施設を運営する場合
 - ・品質確保法に基づく「揮発油販売業登録申請書」(新たに運営する者の物であって、経済産業局の受領印のあるもの)
 - ・当該運営者との、「賃貸借契約書」写し(所有者以外の者が新たに運営する場合)

2. 電気防食システム設置工事

- ①実績報告書(様式再構築第10号)
- ②工事契約書写し又は受発注書写し
- ③工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し
- ④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書写し」)
 - ・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。
 - ・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。
 - ◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し

◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」

- ・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
- ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)
- ・手形による支払は対象外となりますので注意してください。

※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。

⑤日付入り工事工程写真

⑥消防法関係書類

- ・消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」写し
- ・当該申請に対する「変更許可証」写し
- ・当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
- ・当該申請に対応する「完成検査済証」写し
- ・仮使用承認申請に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類
 - ✓「仮使用承認申請書」写し
 - ✓「仮使用承認証」写し
- ・上記各申請書の手数料欄に受領印が無い場合は、上記申請に係る消防申請費(納付金)の領収証写し

⑦地下タンク、地下配管圧力検査結果報告書

⑧工事終了後に行う「電気防食設置効果測定結果」写し

⑨「検収書」写し

⑩取得財産管理明細表(様式再構築第18号)

⑪その他本会が要請する書類

※1. 申請時に提出した「現場組織表」に記載した工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し

※2. 当該施設の運営者ではなく所有者が申請した場合で、工事施工前の運営者と異なる者が、工事施工後に当該施設を運営する場合

- ・品質確保法に基づく「揮発油販売業登録申請書」(新たに運営する者の物であって、経済産業局の受領印のあるもの)
- ・当該運営者との、「賃貸借契約書」写し(所有者以外の者が新たに運営する場合)

3. 精密油面計設置工事

- ①実績報告書(様式再構築第10号)
- ②工事契約書写し又は受発注書写し
- ③工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し
- ④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書写し」)
 - ・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。
 - ・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。
 - ◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し
 - ◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」
 - ・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
 - ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)
 - ・手形による支払は対象外となりますので注意してください。
- ※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。
- ⑤日付入り工事工程写真
- ⑥消防法関係書類
 - ・消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」写し
 - ・当該申請に対する「変更許可証」写し
 - ・当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
 - ・当該申請に対応する「完成検査済証」写し
 - ・仮使用承認申請に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類
 - ✓「仮使用承認申請書」写し
 - ✓「仮使用承認証」写し
 - ・上記各申請書の手数料欄に受領印が無い場合は、上記申請に係る消防申請費(納付金)の領収証写し
- ⑦「検収書」写し
- ⑧取得財産管理明細表(様式再構築第18号)
- ⑨その他本会が要請する書類

- ※1. 申請時に提出した「現場組織表」に記載した工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し
- ※2. 当該施設の運営者ではなく所有者が申請した場合で、工事施工前の運営者と異なる者が、工事施工後に当該施設を運営する場合
 - ・品質確保法に基づく「揮発油販売業登録申請書」(新たに運営する者の物であって、経済産業局の受領印のあるもの)
 - ・当該運営者との、「賃貸借契約書」写し(所有者以外の者が新たに運営する場合)

4. SIR設置工事

- ①実績報告書(様式再構築第10号)
 - ②工事契約書写し又は受発注書写し
 - ③工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し
 - ④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書写し」)
 - ・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。
 - ・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。
 - ◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し
 - ◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」
 - ・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
 - ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)
 - ・手形による支払は対象外となりますので注意してください。
- ※金融機関への払込み手続において工事代金支払額から送金手数料を差し引いた場合や値引きがある場合には、補助金の額が減額となる場合があります。
- ⑤日付入り工事工程写真
 - ⑥地下タンク、地下配管検査結果報告書
 - ⑦危険物取扱所軽微な変更届出書等の書類
 - ⑧検収書写し
 - ⑨取得財産管理明細表(様式再構築第18号)
 - ⑩その他本会が要請する書類

- ※1. 申請時に提出した「現場組織表」に記載した工事請負業者と下請事業者間の契約等に関する書類の写し
- ※2. 当該施設の運営者ではなく所有者が申請した場合で、工事施工前の運営者と異なる者が、工事施工後に当該施設を運営する場合
 - ・品質確保法に基づく「揮発油販売業登録申請書」(新たに運営する者の物であって、経済産業局の受領印のあるもの)
 - ・当該運営者との、「賃貸借契約書」写し(所有者以外の者が新たに運営する場合)

B9. 補助金支払請求書の提出:様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

- 石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要な事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。
- 申請内容と相違する実績内容かつ、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができない場合があります。

※補助金の支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

B10. 写真の撮り方

工事工程写真は、補助の対象となる工事を確実にやっているかどうかを確認するための重要な書類です。

交付決定時に送付する「SSの事業再構築・経営力強化補助事業における工事の注意点について」で示した作業項目を、同紙に記載されている写真の撮り方に注意してください。具体的には、作業日・作業箇所等作業内容を確実に撮影するよう、施工業者に指示してください。

以下に各工事の事例を紹介しますので、参考にしてください。

なお、複数本数(箇所)工事を実施している場合の工事工程写真は、施工数分の写真を提出してください。

①内面ライニング施工工事(写真には工事日が分かるように日付を入れてください)

・マンホール設置工事



・FRPライニング施工後



- ・FRPライニング施工済証(通気管に貼付し、施工済みシールとNoが確認できるもの)



②電気防食システム設置工事

- ・電極埋設作業



埋設時の悪い例: 日付や看板の撮影がない

↓ (埋設電極に本数を示す番号もない)

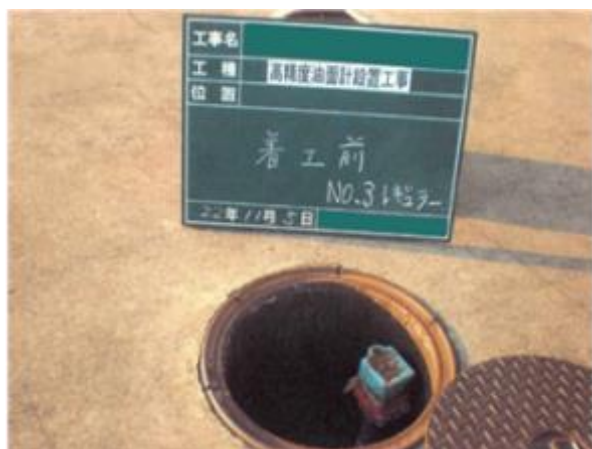


- ・ジャンクションボックス設置



③精密油面計設置工事

・センサー設置前



・センサー設置後



・表示盤



④SIR

・データ収集ユニット設置前

(日付を入れて撮影してください。)



・データ収集ユニット設置後

(日付を入れて撮影してください。)



(4)省エネ型洗車機整備事業

1. 申請者の要件(補助対象給油所の要件)

○申請者の要件

本事業を申請できる者は、揮発油等の品質の確保等に関する法律(品質確保法)に基づき登録された給油所に、補助対象設備を設置する品質確保法の登録を受けた揮発油販売業者又は当該給油所の所有者又は貸主。

但し、次の法令違反等の事項に該当しない者

- ①申請資格に関する事項(誓約書(細則様式2)をご確認ください。)
- ②暴力団排除に関する事項(暴力団排除に関する誓約書(別紙)をご確認ください。)
- ③上記①②については申請会社の役員も含まれます。(役員等名簿(細則様式3)をご確認ください。)

※様式は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

※補助対象設備に関し、他の補助金と重複して利用することはできません。

○補助対象給油所の要件

補助金受給者は申請時に「燃料安定供給計画書」を提出し、これらに基づき次の内容を実施する義務が生じます。

燃料安定供給計画書(細則様式1)

本事業について8年以上にわたり SS 事業を継続し、立地地域に必要な燃料の安定供給を果たすこと。

2. 補助対象設備・補助対象経費

○補助対象設備

省エネ型洗車機

※中古品も対象です。

○補助対象設備の条件

- ①協会が省エネ効果を認めた門型洗車機で、別途指定する型番の設備に限る。

※協会ホームページに「補助対象設備の型番指定に係る一覧表(門型洗車機)」を掲載

- ②給油所の敷地内に設置する設備に限る。

※防火塀や構内道路等を境界として隣接する場所で申請給油所等に係る設備であるものは一体不可分として対象として認めることがあります。

○補助対象経費

- ①本体購入費
 - ②設置工事費（補助対象設備の設置に直接必要なものに限る。但し、一次側電気工事及び一次側土木工事は補助対象外）
 - ③試験調整費
 - ④消防納付金（消防手続費は補助対象外）
 - ⑤既存機器撤去・処分費
- ※消費税、諸経費、一般管理費、消防手続費等は補助対象外

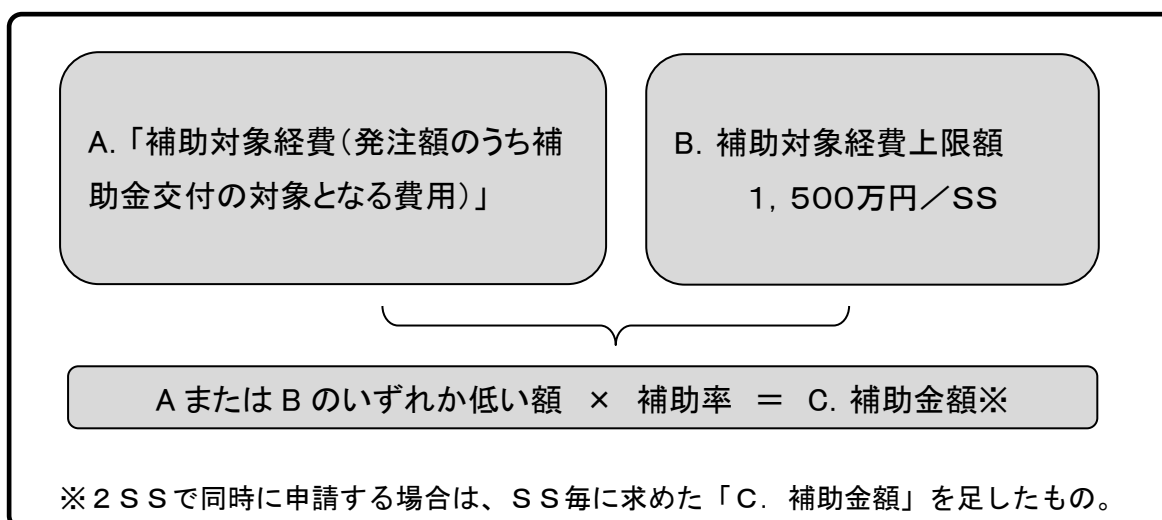
3. 補助金上限額

○1SSあたりの補助率及び補助金上限額は、下表の通りです。

企業規模		補助対象経費上限額	補助率※	補助金上限額
中小企業等	新規申請者	1,500万円／SS	2／3	1,000万円／SS
	リピーター		1／2	750万円／SS
非中小企業	新規申請者		1／3	500万円／SS
	リピーター		1／4	375万円／SS

※受付期間中であっても申請が予算額に達した場合は受付を終了しますので、早めに申請くださるようお願いいたします。

・補助金額の算出方法



4. 申請の手続き

○申請時の提出書類

補助金申請をするときは、以下の書類を石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類及び別紙は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 補助金交付申請書(様式再構築第1号)
- ② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し
国税庁 法人番号公表サイト: <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- ③ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類
 - 1) 「商業登記簿謄本写し」(申請日において最新の内容のもの)
 - 2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」
 - 3) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「課税標準の分割に関する明細書写し」
 - 4) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「均等割額の計算に関する明細書写し」
 - 5) 「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)写し」
- ④ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、「みなし大企業」でないことを確認する書類として、直近3年分の法人税確定申告書の「別表1写し」及び直近の法人税確定申告書の「別表2写し」
- ⑤ 卸売業の場合は、③の書類に加えて次のいずれかの書類
 - 1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」
 - 2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」
- ⑥ 燃料安定供給計画書(細則様式1)及び同意依頼書(細則様式1-2)並びに燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙(細則様式1-3)
※地方自治体へ同意の依頼を行う際には、燃料安定供給計画書をはじめ申請関係書類をご用意の上、商工・産業を所管する部署等へお早めにご相談ください。ご相談に当たっては、本手引書P. 15~16をご活用ください。
- ⑦ 誓約書(細則様式2)
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書(交付規程別紙)
- ⑨ 役員等名簿(細則様式3)
※個人事業者の場合は、本人を記載する
- ⑩ 取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式4)
- ⑪ 運営者に貸与している者が申請者の場合は、次のいずれかの書類
 - 1) 所有者が確認できる当該施設に係る「建物不動産登記簿謄本写し」、「固定資産税評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」等
 - 2) 運営者との賃貸借関係を示す「契約書写し」等

- ⑫ 2業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は1業者の見積書写し及び選定理由書

※見積書は日付のあるもので、申請日時点で有効期限内のもの。

- ⑬ 申請する補助対象設備の製品仕様書(パンフレット)等

※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること

- ⑭ 申請給油所の日付入り写真

※給油所の全景写真、現況設備(入換する設備)の写真、増設の場合は申請する設備の設置予定箇所の写真

- ⑮ 申請給油所等の平面図

※現況設備(入換する設備)、増設の場合は申請する設備の設置予定箇所がわかる形で印をつけること

- ⑯ その他協会が要請する書類

5. 補助金の支払手続き

○実績報告書の提出

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了した場合は、次の期間内までに実績報告書を提出いただきます。

- ・補助事業完了後、原則30日以内に提出
- ・最終提出期限は、2024年2月9日(石油協会到着日)まで

○実績報告書の提出書類

実績報告をするときは、以下の書類を石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 実績報告書(様式再構築第10号)
- ② 「注文書写し」及び「注文請書写し」、又は「契約書写し」
- ③ 施工業者が発行した「請求書写し」
- ④ 申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書」写し)
 - ・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

- ・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。
- ◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果（振込み日翌日以降の作成（出力）日付であるもの）」写し
- ◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し（当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し）」
- ・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
- ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し（現金払いした理由書を添付すること）
- ・手形による支払は対象外となりますので注意してください。
- ⑤ 設置した補助対象設備の日付入り写真（給油所の全景写真、設置した設備の写真）
※設置した設備の写真は、工事工程写真（設置前・撤去中・設置中・設置後）の形で提出すること
- ⑥ 設置した設備の型番が確認できる写真
※同種設備が複数ある場合、全ての設備分を撮影してください。
※写真から直接番号が読み取れるもの（読めないものは不可）
- ⑦ 施工業者からの次のいずれかの書類
 - 1) 「納品書写し」
 - 2) 「検収書写し」
 - 3) 「作業報告書写し」
 - 4) その他設置したことがわかる書類
- ⑧ 消防申請を行った場合は、次の書類
 - 1) 「変更許可申請書」（消防の受付印があるもの）写し
 - 2) 「許可証」写し
 - 3) 「完成検査申請書」（消防の受付印があるもの）写し
 - 4) 「完成検査済証」写し
 ※仮使用承認申請の消防納付金が補助対象経費にある場合は、上記 1)～4)に加えて次の書類
 - 5) 「仮使用承認申請書写し」（消防の受付印があるもの）
 - 6) 「仮使用承認証写し」
 若しくは、給油所隣接地に設置し消防申請を行う必要が無かった場合は、都道府県知事に提出した「特定施設設置届出書写し」及び「受理書写し」
- ⑨ 消防届出がある場合は「軽微な変更届出書」写し

⑩ 「取得財産等管理明細表」(様式再構築第 18 号)

⑪ その他協会が要請する書類

6. 実績報告及び支払等に関する注意事項

- ・石油協会から申請者への補助金のお支払いは、実績報告書及び添付書類で申請給油所の要件や代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。
 - ・申請内容と相違する実績内容であった場合、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができません。
 - ・補助金額の確定は、施工業者への支払実績に基づき確定します。
- ※支払実績に基づく確定となるため、一旦全額を負担する必要があります。
- ※金融機関への払込み手続において代金支払額から送金手数料を差し引いた場合、値引きの場合は、補助金の額が減額となる場合があります。

7. 補助金支払請求書の提出

石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

○補助金支払請求書(様式再構築第 16 号)

※補助金のお支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

(5)POS システム整備事業

1. 申請者の要件(補助対象給油所の要件)

○申請者の要件

本事業を申請できる者は、揮発油等の品質の確保等に関する法律(品質確保法)に基づき登録された給油所に、補助対象設備を設置する品質確保法の登録を受けた揮発油販売業者又は当該給油所の所有者又は貸主。

但し、次の法令違反等の事項に該当しない者

- ①申請資格に関する事項(誓約書(細則様式2)をご確認ください。)
- ②暴力団排除に関する事項(暴力団排除に関する誓約書(別紙)をご確認ください。)
- ③上記①②については申請会社の役員も含まれます。(役員等名簿(細則様式3)をご確認ください。)

※様式は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

※補助対象設備に関し、他の補助金と重複して利用することはできません。

○補助対象給油所の要件

補助金受給者は申請時に「燃料安定供給計画書」及び「災害発生時の対応に関する誓約書」を提出し、これらに基づき次の内容を実施する義務が生じます。

燃料安定供給計画書(細則様式1)

本事業について8年以上にわたり SS 事業を継続し、立地地域に必要な燃料の安定供給を果たすこと。

災害発生時の対応に関する誓約書(細則様式5)

【申請時】

- ・資源エネルギー庁の「災害時情報収集システム」に連絡先を登録すること。

【災害時】

- ・給油所設備の損傷や従業員の負傷等により事業継続が困難になった場合を除き、地域住民や被災者等に給油を継続すること。
- ・資源エネルギー庁に対し、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。

【平時】

- ・災害時情報収集システムにアクセスして初期登録すること。
- ・資源エネルギー庁が実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ参加すること。

2. 補助対象設備・補助対象経費

補助対象設備		条件等	
①	POSシステム ※両替機は対象外	・POS本体（ハード）のみに限る。（ソフトは、対象外） ・POS本体には、周辺機器（外設機・釣銭機・カードリーダー等）も補助対象とし、周辺機器のみの申請も補助対象とする。（但しハンディは補助対象外。） ・既存POS本体の台数以下に限る。（但し周辺機器の増設については限らない。） ・周辺機器の増設については補助対象とする。 ・未設置の給油所も補助対象とする。	
②	車番認証システム	・システム機器類として、専用カメラ、専用PC、プリンター、情報出力端末、その他周辺機器、付属機器類（ケーブル等）。	
	デジタルサイネージ	・店頭価格看板としての使用は不可。 例 <table border="1"><tr><td>レギュラーガソリン 〇〇〇円／ℓ</td></tr></table>	レギュラーガソリン 〇〇〇円／ℓ
レギュラーガソリン 〇〇〇円／ℓ			

※中古品も対象です。

補助対象設備		補助対象経費
①	POSシステム	・本体購入費 ・設置（取付）工事費（補助対象設備の設置（取付）に直接必要なものに限る。）
②	車番認証システム	・試験調整費 ・消防納付金（消防手続費は補助対象外） ・既存機器撤去・処分費（入換が必要な場合のみ）
	デジタルサイネージ	※消費税、諸経費、一般管理費、保守費、消防手続費等は補助対象外

3. 補助金上限額

○1SSあたりの補助率及び補助金上限額は、下表の通りです。

①ー1 POSシステム(セルフサービスSS、又はセルフ化するフルサービスSS)

企業規模		補助対象経費上限額	補助率※	補助金上限額
中小企業等	新規申請者	1,500万円/SS	2/3	1,000万円/SS
	リピーター		1/2	750万円/SS
非中小企業	新規申請者		1/3	500万円/SS
	リピーター		1/4	375万円/SS

①ー2 POSシステム(フルサービスSS)

企業規模		補助対象経費上限額	補助率※	補助金上限額
中小企業等	新規申請者	450万円/SS	2/3	300万円/SS
	リピーター		1/2	225万円/SS
非中小企業	新規申請者		1/3	150万円/SS
	リピーター		1/4	112.5万円/SS

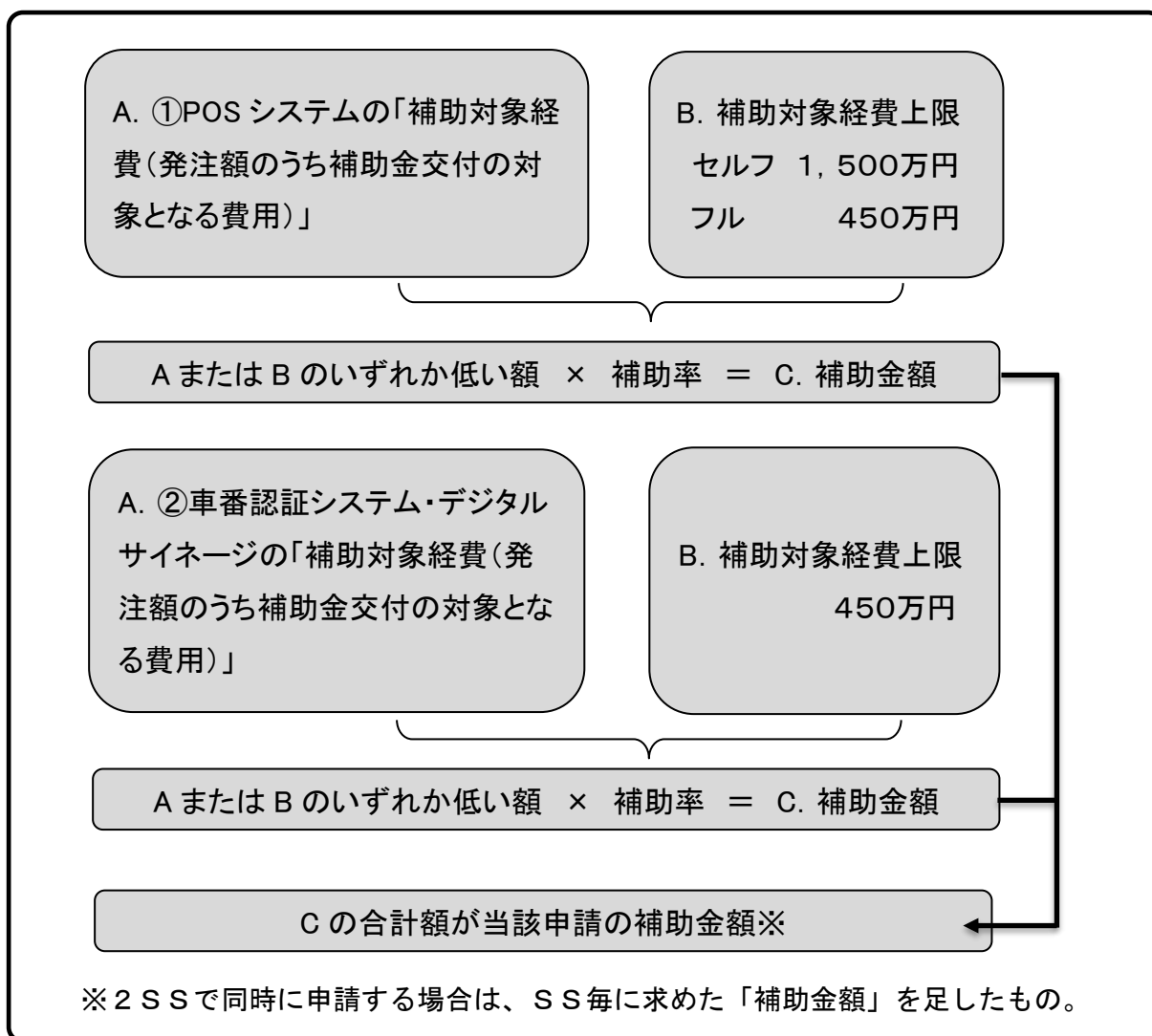
②車番認証システム、デジタルサイネージ

企業規模		補助対象経費上限額	補助率※	補助金上限額
中小企業等	新規申請者	合計して 450万円/SS	2/3	300万円/SS
	リピーター		1/2	225万円/SS
非中小企業	新規申請者		1/3	150万円/SS
	リピーター		1/4	112.5万円/SS

※受付期間中であっても申請が予算額に達した場合は受付を終了しますので、早めに申請くださるようお願いいたします。

※POSシステム、車番認証システム、デジタルサイネージは単独で申請できます。

○補助金額の算出方法



ケース① 「中小企業等」、「フルサービス」のSSが、POSシステムとデジタルサイネージを導入

・事業総額 650万円

内訳:POSシステム…補助対象経費 500万円

デジタルサイネージ…補助対象経費 120万円

その他対象外経費30万円

・補助金額 380万円

内訳:POSシステム…補助対象経費 450万円(上限) × 2/3 = 300万円

デジタルサイネージ…補助対象経費 120万円 × 2/3 = 80万円

ケース②「非中小企業」のSSが、車番認証システムとデジタルサイネージを導入

・事業総額 550万円

内訳:車番認証システム…補助対象経費 400万円

デジタルサイネージ…補助対象経費 120万円

その他対象外経費30万円

・補助金額 150万円

内訳:補助対象経費 450万円(上限※)×1/3=150万円

※400万円+120万円=520万円と補助対象経費上限450万円を比べて低い額

4. 申請の手続き

○申請時の提出書類

補助金申請をするときは、以下の書類を石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類及び別紙は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 補助金交付申請書(様式再構築第1号)
- ② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し
国税庁 法人番号公表サイト: <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- ③ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類
 - 1) 「商業登記簿謄本写し」(申請日において最新の内容のもの)
 - 2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」
 - 3) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「課税標準の分割に関する明細書写し」
 - 4) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「均等割額の計算に関する明細書写し」
 - 5) 「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)写し」
- ④ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、「みなし大企業」でないことを確認する書類として、直近3年分の法人税確定申告書の「別表1写し」及び直近の法人税確定申告書の「別表2写し」
- ⑤ 卸売業の場合は、③の書類に加えて次のいずれかの書類
 - 1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」
 - 2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」
- ⑥ 燃料安定供給計画書(細則様式1)及び同意依頼書(細則様式1-2)並びに燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙(細則様式1-3)

※地方自治体へ同意の依頼を行う際には、燃料安定供給計画書をはじめ申請関係書類をご用意の上、商工・産業を所管する部署等へお早めにご相談ください。ご相談に当たっては、本手引書 P. 15～16 をご活用ください。

- ⑦ 誓約書(細則様式2)
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書(交付規程別紙)
- ⑨ 役員等名簿(細則様式3)

※個人事業者の場合は、本人を記載する

- ⑩ 取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式4)
- ⑪ 災害発生時の対応に関する誓約書(細則様式5)
- ⑫ 運営者に貸与している者が申請者の場合は、次のいずれかの書類

1) 所有者が確認できる当該施設に係る「建物不動産登記簿謄本写し」、「固定資産税評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」等

2) 運営者との賃貸借関係を示す「契約書写し」等

- ⑬ 2業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は1業者の見積書写し及び選定理由書

※見積書は日付のあるもので、申請日時点で有効期限内のもの。

- ⑭ 申請する補助対象設備の製品仕様書(パンフレット)等

※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること

- ⑮ 申請給油所の日付入り写真

※給油所の全景写真、現況設備(入換する設備)の写真、増設の場合は申請する設備の設置予定箇所の写真

- ⑯ 申請給油所等の平面図

※現況設備(入換する設備)、増設の場合は申請する設備の設置予定箇所がわかる形で印をつけること

- ⑰ その他協会が要請する書類

5. 補助金の支払手続き

○実績報告書の提出

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了した場合は、次の期間内までに実績報告書を提出いただきます。

- ・補助事業完了後、原則30日以内に提出
- ・最終提出期限は、2024年2月9日(石油協会到着日)まで

○実績報告書の提出書類

実績報告をするときは、以下の書類を石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 実績報告書(様式再構築第10号)
- ② 「注文書写し」及び「注文請書写し」、又は「契約書写し」
- ③ 施工業者が発行した「請求書写し」
- ④ 申請者が代金を支払っていることが確認できる書類（金融機関の「振込依頼書」写し）
 - ・ 支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。
 - ・ インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。
 - ◎ 「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果（振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの）」写し
 - ◎ 「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し（当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し）」
 - ・ 小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
 - ・ 現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し（現金払いした理由書を添付すること）
 - ・ 手形による支払は対象外となりますので注意してください。
- ⑤ 設置した補助対象設備の日付入り写真(給油所の全景写真、設置した設備の写真)
 - ※POSシステムについては、設置した設備の写真は、工事工程写真(設置前・撤去中・設置中・設置後)の形で提出すること
 - ※車番認証システム及びデジタルサイネージについては、設置した設備の写真は、工事工程写真(設置前・(入換する場合は)既存設備の撤去後・設置後)の形で提出すること
- ⑥ 施工業者からの次のいずれかの書類
 - 1) 「納品書写し」
 - 2) 「検収書写し」
 - 3) 「作業報告書写し」
 - 4) その他設置したことがわかる書類

⑦ 消防申請を行った場合は、次の書類

- 1) 「変更許可申請書」(消防の受付印があるもの) 写し
- 2) 「許可証」 写し
- 3) 「完成検査申請書」(消防の受付印があるもの) 写し
- 4) 「完成検査済証」 写し

※仮使用承認申請の消防納付金が補助対象経費にある場合は、上記 1)～4)に加えて
次の書類

- 5) 「仮使用承認申請書写し」(消防の受付印があるもの)
- 6) 「仮使用承認証写し」

⑧ 消防届出がある場合は「軽微な変更届出書」 写し

⑨ 「取得財産等管理明細表」(様式再構築第 18 号)

⑩ その他協会が要請する書類

6. 実績報告及び支払等に関する注意事項

- ・石油協会から申請者への補助金のお支払いは、実績報告書及び添付書類で申請給油所の要件や代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。
 - ・申請内容と相違する実績内容であった場合、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができません。
 - ・補助金額の確定は、施工業者への支払実績に基づき確定します。
- ※支払実績に基づく確定となるため、一旦全額を負担する必要があります。
- ※金融機関への払込み手続において代金支払額から送金手数料を差し引いた場合、値引きの場合は、補助金の額が減額となる場合があります。

7. 補助金支払請求書の提出

- ・石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。
- ※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

○補助金支払請求書(様式再構築第 16 号)

※補助金のお支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

(6)省エネ型ローリー整備事業

本事業は、石油製品を貯蔵する移動タンク貯蔵所及び指定数量に満たない燃料を貯蔵するタンクと一体となって、一定の燃費低減が図られた車両を導入する際に要する経費に対し、当該経費の一部を助成する事業です。

1. 申請者資格

○「燃料安定供給計画」及び「災害発生時の対応に関する契約書」を提出し、誓約する下記の者

○品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者

揮発油販売業者とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録事業者

○配送拠点を運営する石油販売業者

石油販売業者とは、石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第6号に規定する者

(タンクローリーのみを運営している者を除く)

配送拠点とは、消防法に規定する石油製品

ガソリン・軽油・灯油(ジェット燃料油含む。)・A重油を貯蔵する貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く)及び取扱所であって、下記補助金利用業者に該当するもの。

・住民拠点SS事業における配送拠点補助金利用業者

該当年度:平成31年度当初、令和2年度当初

・中核給油所等事業における小口燃料配送拠点補助金利用業者

該当年度:平成23年度補正、平成24年度当初、平成24年度補正

○施設の所有者(地方自治体のみ)

○災害対応要件

※災害対応要件を実施するのに必要なメールアドレスが登録できない場合は、申請できません。補助金受給者は、次の災害対応要件について実施・同意する義務が生じます。(補助金交付申請時に誓約書を提出)

①補助対象設備の損傷や従業員の負傷により石油製品の配送継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への配送を継続すること。

②病院等重要施設や電源車への燃料供給、避難所への配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。

③運営する給油所等(設置場所)の立地する都道府県内で震度5強以上の地震(当該設置場所の立地地域の震度が5弱以下でも対象となる)、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、

- 「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。
- ④所有するタンクローリーの情報(設置場所、タンク容量、油種等)について登録し、災害対応に係る関係者間で共有することに同意すること。
 - ⑤資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。
 - ⑥省エネ型ローリーについて、都道府県石油組合の下で管理を行い、災害発生時には石油組合と連携して燃料配送を行うこと（「**災害発生時に、国や自治体等が災害発生地域の石油組合を通じて石油製品の配送を要請することとなるため、対象となる省エネ型ローリーを石油組合が管理する必要がある**」という主旨。）。これに必要な情報提供等の協力を石油組合に対して適切に行なうこと。

※「災害対応要件」は、本事業を利用して取得したタンクローリーの処分制限期間終了後も対応を求められることになります。

※誓約に反した場合は、**補助金の返還対象**となりますので、上記内容を十分に理解した上で申請してください。

2. 補助の対象となる費用

省エネ型ローリー（石油製品（ガソリン、軽油、灯油（ジェット燃料油含む）、A重油）を貯蔵する消防法に基づく移動タンク貯蔵所（指定数量未満のタンクローリーを含む）の購入にかかる費用のうち、補助金交付の対象となる費用は、次の費用です。

①本体購入費（付帯設備に係る費用を含む）

- ・ 車両本体 ・ タンク本体（架装部品、架装作業費含む）
- ・ 社名文字記入 ・ 元売指定色等塗装 ・ 消火器 ・ 「危」標識
- ・ 寒冷地仕様（タイヤチェーンやスタッドレスタイヤは同時購入する場合のみ対象）

②代行手続費（書類作成費を含む）

- ・ 車庫証明手続き代行費 ・ 検査登録手続き代行費 ・ 下取車手続き代行費
- ・ 納車費用 ・ 消防手続き代行費

③消防納付金

※中古も対象となります。但し、「平成27年度燃費基準達成車」に限る。（中古車販売業者へ必ず確認すること）

※省エネ型ローリーの「タンク」のみ、「車両」のみの申請は不可です。

※分割払いによる購入やリースによる導入は補助対象外となります。

※金融機関に対する振込み手数料は対象外となります。

3. 補助対象経費・補助金上限額

・受付期間終了後、予算の範囲内で交付決定を行います。

企業規模		補助対象経費上限額	補助率	補助金上限額	
中小企業等	新規申請者	タンク容量 10KL 未満 6 0 0 万円	2 / 3	タンク容量 10KL 未満	400 万円
				タンク容量 10KL 以上	1, 000 万円
	リピーター		1 / 2	タンク容量 10KL 未満	300 万円
				タンク容量 10KL 以上	750 万円
非中小企業	新規申請者	タンク容量 10KL 以上 1, 5 0 0 万円	1 / 3	タンク容量 10KL 未満	200 万円
				タンク容量 10KL 以上	500 万円
	リピーター		1 / 4	タンク容量 10KL 未満	150 万円
				タンク容量 10KL 以上	375 万円

※受付期間中であっても申請が予算額に達した場合は受付を終了しますので、早めに申請くださるようお願いいたします。

4. 注意事項

① **1 事業者 1 台のみの申請となります。**

② 発注先との契約は、本会から送付する「交付決定通知書」の日付以降で交わしてください。事前に契約した場合は、補助金交付の対象外となります。また、消防手続きについても、本会から送付する「交付決定通知書」の日付以降に手続きを行ってください。

③ 実績報告書の提出：補助事業完了後、30日以内に提出してください。

※最終提出期限：2024年2月9日（本会着）

発注した省エネ型ローリーの納期（納車）が遅れたことにより、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、発注予定先と充分調整の上、申請してください。

5. 申請から補助金交付までの流れ

1) 交付申請（申請者 → 石油組合または石油協会）

〔交付申請に必要な書類〕各様式は本会ホームページからダウンロードしてください

- ①補助金交付申請書（様式再構築第1号）
- ②省エネ型ローリー整備事業詳細情報等（細則様式9）

※法人番号の検索結果は申請書に必ず添付

- ③申請者が中小企業等の場合にあつては事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類、及びみなし大企業でないことを確認する書類として直近3年分の法人税確定申告書の「別表1写し」及び直近の法人税確定申告書の「別表2写し」

- 1) 「商業登記簿謄本写し」（申請日において最新の内容のもの）
- 2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」
- 3) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「課税標準の分割に関する明細書写し」
- 4) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「均等割額の計算に関する明細書写し」
- 5) 「給与所得等の源泉所得税領収書（納付書）写し」

・卸売業の場合にあつては、前号1)～5)のいずれかの書類に加えて次のいずれかの書類

- ・副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」
- ・「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」

- ④燃料安定供給計画書（細則様式1）及び同意依頼書（細則様式1-2）並びに燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙（細則様式1-3）

※地方自治体へ同意の依頼を行う際には、燃料安定供給計画書をはじめ申請関係書類をご用意の上、商工・産業を所管する部署等へお早めにご相談ください。ご相談に当たっては、本手引書P.15～16をご活用ください。

- ⑤申請資格要件にかかる「誓約書」（細則様式2）

- ⑥石油販売業者が申請する場合、次の全ての書類（品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者は提出する必要はありません）
- ・「石油の備蓄の確保等に関する法律第27条」に基づき、経済産業大臣に提出している「石油販売業」の「届出書」又は「変更届出書」写し（経済産業局等の受付印があるもの）
 - ・ **申請日において現に運営している配送拠点**にかかる消防法に基づく設置許可書類（写し）
- ⑦取得財産等の管理・処分に関する誓約書（細則様式4）
- ⑧申請者の「役員等名簿」（細則様式3）
- ⑨省エネ型ローリーの適正利用に係る誓約書（細則様式6）
- ⑩誓約書（暴力団排除に関する誓約事項）（交付規定別紙）
- ⑪災害発生時の対応に関する誓約書（細則様式5 資源エネルギー庁 石油流通課宛）
- ⑫2社以上の見積書写し（同一条件のもの）
- ・ 見積日付があるもの
 - ・ 申請時点で有効期限内であるもの
 - ・ 中古車を購入する場合で、一般の競争に付することが困難な場合は、同条件の市場価格が確認できるもの。
- ⑬災害時の配送状況報告にかかる誓約書（細則様式7）
- ⑭災害発生時の連携体制に関する同意書（細則様式8）
- ⑮その他、本会が必要に応じて要請する書類

2) 交付決定通知書（石油協会または石油組合 → 申請者）

3) 交付決定通知日以降の日付で契約、発注 → 納車

4) 実績報告書（申請者 → 石油組合または石油協会）

実績報告書の提出：補助事業完了後、30日以内に提出してください。

※最終提出期限：2024年2月9日（本会着）

購入した省エネ型ローリーの納期（納車）が遅れたことにより、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、発注先と充分調整の上、申請してください。

〔実績報告に必要な書類〕 各様式は本会ホームページからダウンロードしてください

- ①「補助事業実績報告書（様式再構築第10号）」
- ②「注文書」、「注文請書」写し又は「契約書」写し
- ③「請求書」写し
- ④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類

- ・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。
- ・**手形による支払は対象外**となりますので注意してください。

【振込の場合】

金融機関の「振込依頼書」写し

【インターネットバンキングの場合】

「受付書類」及び「**送金結果（振込み日翌日以降の作成（出力）日付であるもの）**」写し又は、「通帳表紙と取引部分のページ写し（当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し）」

【小切手払いの場合】

「半券」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書」写し

【現金払いの場合】

「領収証（**収入印紙のあるもの**）」及び「現金出納簿等（現金払いした理由書も添付のこと）」写し

- ⑤「電子車検証」写し及び「自動車検査証記録事項」写し（申請者と所有者が同一のもの）
- ⑥消防法に基づく「危険物貯蔵所設置許可申請」を行った場合は、次の書類（構造設備明細書以外は消防署等の受領印等のあるもの）
 - ・所轄消防署等へ申請した「危険物貯蔵所設置許可申請書」写し
 - ・当該申請に対する「構造設備明細書」写し
 - ・当該申請に対する「設置許可証」写し
 - ・当該許可証に対する「完成検査申請書」写し
 - ・当該申請書に対する「完成検査済証」写し
- ⑦指定数量未満の貯蔵量で、⑥の手続きを行っていない場合は、次の書類
 - ・当該申請に対する「少量危険物貯蔵届出書」等写し（消防署等受領印のあるもの）
 - ・当該申請に対する「構造設備明細書」写し

⑧購入した省エネ型ローリーのカラー写真（日付入り）

- ・ 前後左右方向から撮影、車両ナンバーが確認できること
- ・ 積載油種が確認できること
- ・ 省エネ型ローリーと同時購入している備品等がある場合は、スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン、消火器等の写真

⑨取得財産等管理明細表（様式再構築第18号）

⑩その他、本会が必要に応じて要請する書類

5) 額の確定通知書（石油協会または石油組合 → 申請者）

6) 支払請求書（申請者 → 石油組合または石油協会）

7) 補助金交付（石油協会 → 申請者）

記 載 例

(様式再構築第10号)

SSの事業再構築・経営力強化事業策補助事業 実績報告書

202×年××月〇〇日

一般社団法人 全国石油協会
会 長 山 富 二 郎 殿

交付承認番号 配送－4補－〇〇－〇〇〇〇号

住 所

氏名又は名称

記入・押印ください

印

及び代表者名

電話番号 **-***-**** 担当者 □□

2023 年××月××日付けで補助金の交付決定通知を受けた標記補助事業の実績について、交付規程第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 申請給油所品質確保法登録番号	※常置場所が給油所の場合記入。給油所以外の場合は記入不要。 〇－ 第〇〇〇〇〇号 (〇〇〇〇)
2. 申請給油所運営者名	※車両登録番号・タンク容量・タンクメーカーを記入 品川×××あ〇〇〇〇・1KL・△△製作所
3. 申請給油所名	※ローリー常置場所名を記入(消防申請と一致) 給油所以外の常置場所例：油槽所、配送センター等
4. 申請給油所所在地	※ローリー常置場所住所を記入(消防申請と一致) 東京都千代田区永田町〇－〇－〇
5. 完成検査済証の発行日	※納車日を記入 202×年××月××日
6. 工事期間	※開始日欄に代金支払完了日を記入(終了日は記入不要) 開始日：202×年××月〇〇日～ 終了日： 年 月 日
7. 工事代金支払額 (消費税込み)	※消費税込みの支払総額を記入(支払先が複数の場合は合計額) 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

受付印
(組合用)

受付印
(協会用)

(7)タブレット型給油許可システム整備事業

1. 申請者の要件(補助対象給油所の要件)

○申請者の要件

本事業を申請できる者は、揮発油等の品質の確保等に関する法律(品質確保法)に基づき登録された給油所に、補助対象設備を設置する品質確保法の登録を受けた揮発油販売業者又は当該給油所の所有者又は貸主。

但し、次の法令違反等の事項に該当しない者

- ①申請資格に関する事項(誓約書(細則様式2)をご確認ください。)
- ②暴力団排除に関する事項(暴力団排除に関する誓約書(別紙)をご確認ください。)
- ③上記①②については申請会社の役員も含まれます。(役員等名簿(細則様式3)をご確認ください。)

※様式は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

※補助対象設備に関し、他の補助金と重複して利用することはできません。

○補助対象給油所の要件

補助金受給者は申請時に「燃料安定供給計画書」を提出し、これに基づき次の内容を実施する義務が生じます。

燃料安定供給計画書(細則様式1)

本事業について8年以上にわたり、SS 事業を継続し、立地地域に必要な燃料の安定供給を果たすこと。

2. 補助対象設備・補助対象経費

○補助対象設備

タブレット型給油許可システム

※中古品も対象です。

○補助対象設備の条件

- ①顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に限る
- ②システム構成は携帯専用端末(SSC)、SSC 本体、無線機器一式、その他付属機器

○補助対象経費

- ①本体購入費
- ②設置工事費
- ③消防納付金

※消費税、諸経費、一般管理費、消防手続費等は補助対象外

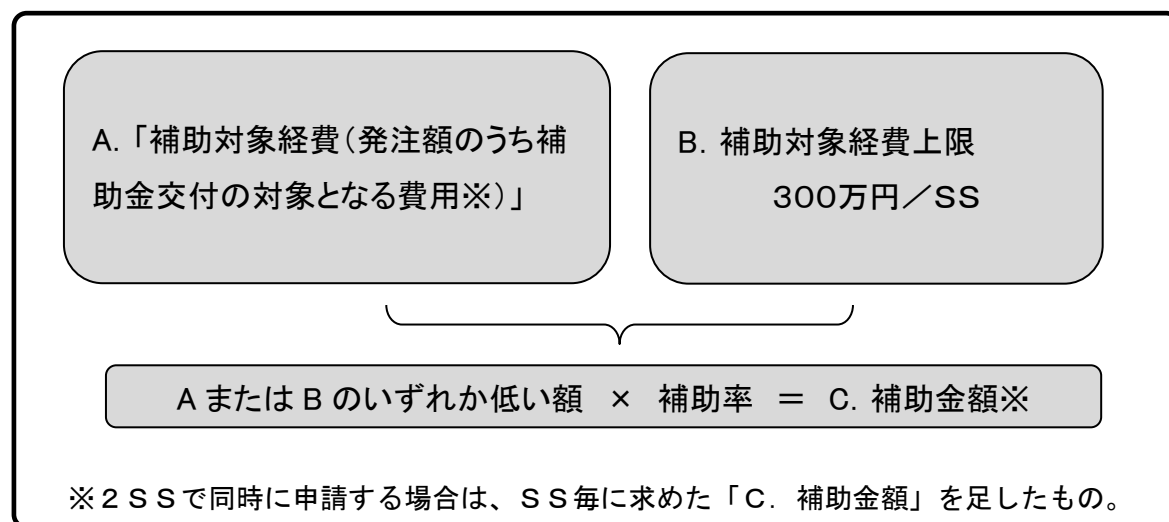
3. 補助金上限額

○1SSあたりの補助率及び補助金交付限度額は、下表の通りです。

企業規模		補助対象経費上限額	補助率※	補助金上限額
中小企業等	新規申請者	300万円／SS	2／3	200万円／SS
	リピーター		1／2	150万円／SS
非中小企業	新規申請者		1／3	100万円／SS
	リピーター		1／4	75万円／SS

※受付期間中であっても申請が予算額に達した場合は受付を終了しますので、早めに申請くださるようお願いします。

○補助金額の算出方法



4. 申請の手続き

○申請時の提出書類

補助金申請をするときは、以下の書類を石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類及び別紙は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 補助金交付申請書(様式再構築第1号)
- ② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し
 国税庁 法人番号公表サイト: <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- ③ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類
 - 1) 「商業登記簿謄本写し」(申請日において最新の内容のもの)
 - 2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」
 - 3) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「課税標準の分割に関する明細書写し」
 - 4) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「均等割額の計算に関する明細書写し」
 - 5) 「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)写し」
- ④ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、「みなし大企業」でないことを確認する書類として、直近3年分の法人税確定申告書の「別表1写し」及び直近の法人税確定申告書の「別表2写し」
- ⑤ 卸売業の場合は、③の書類に加えて次のいずれかの書類
 - 1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」
 - 2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」
- ⑥ 燃料安定供給計画書(細則様式1)及び同意依頼書(細則様式1-2)並びに燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙(細則様式1-3)
 ※地方自治体へ同意の依頼を行う際には、燃料安定供給計画書をはじめ申請関係書類をご用意の上、商工・産業を所管する部署等へお早めにご相談ください。ご相談に当たっては、本手引書 P. 15～16 をご活用ください。
- ⑦ 誓約書(細則様式2)
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書(交付規程別紙)
- ⑨ 役員等名簿(細則様式3)
 ※個人事業者の場合は、本人を記載する
- ⑩ 取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式4)
- ⑪ 運営者に貸与している者が申請者の場合は、次のいずれかの書類
 - 1) 所有者が確認できる当該施設に係る「建物不動産登記簿謄本写し」、「固定資産税評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」等
 - 2) 運営者との賃貸借関係を示す「契約書写し」等
- ⑫ 2業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は1業者の見積書写し及び選定理由書
 ※見積書は日付のあるもので、申請日時点で有効期限内のもの。
- ⑬ 申請する補助対象設備の製品仕様書(パンフレット)等
 ※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること

⑭ 申請給油所の日付入り写真

※給油所の全景写真、申請する設備の設置予定箇所の写真

⑮ 申請給油所等の平面図

※申請する設備の設置予定箇所がわかる形で印をつけること

⑯ その他協会が要請する書類

5. 補助金の支払手続き

○実績報告書の提出

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了した場合は、次の期間内までに実績報告書を提出いただきます。

- ・補助事業完了後、原則30日以内に提出
- ・最終提出期限は、2024年2月9日（石油協会到着日）まで

○実績報告時の提出書類

実績報告をするときは、以下の書類を石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

① 実績報告書（様式再構築第10号）

② 「注文書写し」及び「注文請書写し」、又は「契約書写し」

③ 施工業者が発行した「請求書写し」

④ 申請者が代金を支払っていることが確認できる書類（金融機関の「振込依頼書」写し）

・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。

◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果（振込み日翌日以降の作成（出力）日付であるもの）」写し

◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し（当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し）」

・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」

- ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し（現金払いした理由書を添付すること）
- ・手形による支払は対象外となりますので注意してください。
- ⑤ 設置した補助対象設備の日付入り写真（給油所の全景写真、設置した設備の写、機器の写真）
 ※設置した設備の写真は、工事工程写真（設置前・設置後）の形で提出すること
- ⑥ 施工業者からの次のいずれかの書類
 - 1) 「納品書写し」
 - 2) 「検収書写し」
 - 3) 「作業報告書写し」
 - 4) その他設置したことがわかる書類
- ⑦ 消防申請を行った場合は、次の書類
 - 1) 「変更許可申請書」（消防の受付印があるもの）写し
 - 2) 「許可証」写し
 - 3) 「完成検査申請書」（消防の受付印があるもの）写し
 - 4) 「完成検査済証」写し
 ※仮使用承認申請の消防納付金が補助対象経費にある場合は、上記 1)～4)に加えて次の書類
 - 5) 「仮使用承認申請書写し」（消防の受付印があるもの）
 - 6) 「仮使用承認証写し」
- ⑧ 消防届出がある場合は「軽微な変更届出書」写し
- ⑨ 「取得財産等管理明細表」（様式再構築第 18 号）
- ⑩ その他協会が要請する書類

6. 実績報告及び支払等に関する注意事項

- ・石油協会から申請者への補助金のお支払いは、実績報告書及び添付書類で申請給油所の要件や代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。
- ・申請内容と相違する実績内容であった場合、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができません。
- ・補助金額の確定は、施工業者への支払実績に基づき確定します。
- ※支払実績に基づく確定となるため、一旦全額を負担する必要があります。
- ※金融機関への払込み手続において代金支払額から送金手数料を差し引いた場合、値引きの場合は、補助金の額が減額となる場合があります。

7. 補助金支払請求書の提出

石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

○補助金支払請求書(様式再構築第16号)

※補助金のお支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

(8) 灯油タンク等スマートセンサー整備事業

1. 申請者の要件(補助対象給油所の要件)

○申請者の要件

本事業を申請できる者は、揮発油等の品質の確保等に関する法律(品質確保法)に基づき登録された給油所に、補助対象設備を設置する品質確保法の登録を受けた揮発油販売業者。

但し、次の法令違反等の事項に該当しない者

- ①申請資格に関する事項(誓約書(細則様式2)をご確認ください。)
- ②暴力団排除に関する事項(暴力団排除に関する誓約書(別紙)をご確認ください。)
- ③上記①②については申請会社の役員も含まれます。(役員等名簿(細則様式3)をご確認ください。)

※様式は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

※補助対象設備に関し、他の補助金と重複して利用することはできません。

○補助対象給油所の要件

補助金受給者は申請時に「燃料安定供給計画書」を提出し、これに基づき次の内容を実施する義務が生じます。

燃料安定供給計画書(細則様式1)

本事業について8年以上にわたり SS 事業を継続し、立地地域に必要な燃料の安定供給を果たすこと。

2. 補助対象設備・補助対象経費

○補助対象設備

スマートセンサー(※中古品も対象です。)

○補助対象設備の条件

- ①タンク内の液面レベルを検知し、無線で在庫量データをクラウド環境に蓄積することができるもの。
- ②配送先である家庭の灯油タンク等に設置するものに限る(所有名義は申請者)
- ③設置して稼働できる申請に限る(単なる購入は不可)。

※実績報告時に提出頂く「設置場所のリスト」で確認できる台数を補助対象とします。

○補助対象経費

- ①本体購入費
- ②設置工事費

※消費税、諸経費、一般管理費は補助対象外

3. 補助金上限額

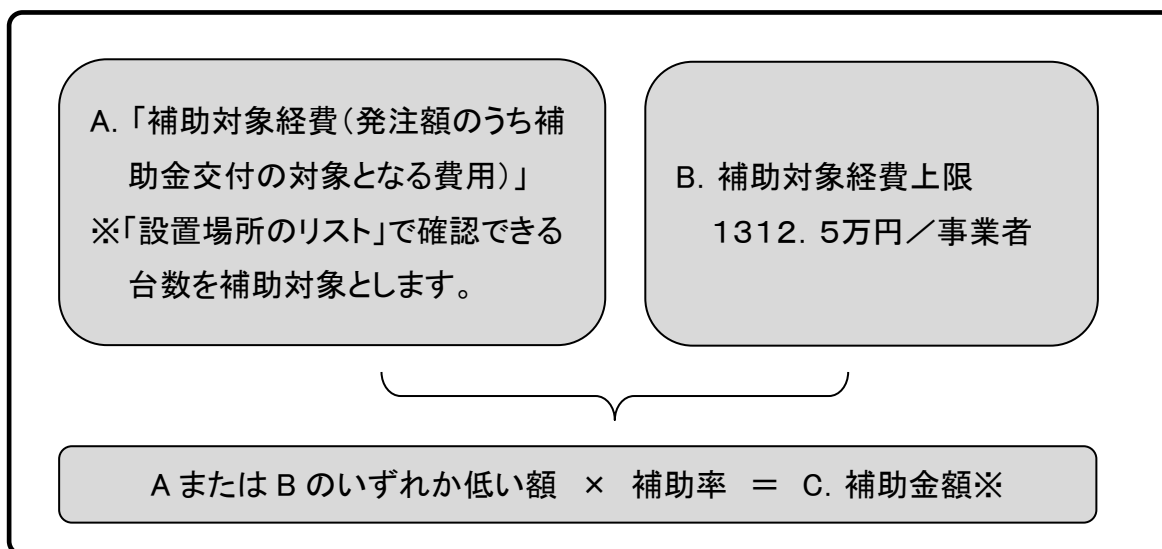
○1事業者あたりの補助率及び補助金交付限度額は、下表の通りです。

企業規模		補助対象経費上限額	補助率※	補助金上限額
中小企業等	新規申請者	1, 312.5万円／事業者	2／3	875万円／事業者
	リピーター		1／2	656. 2万円／事業者
非中小企業	新規申請者		1／3	437. 5万円／事業者
	リピーター		1／4	328. 1万円／事業者

※受付期間中であっても申請が予算額に達した場合は受付を終了しますので、早めに申請
くださるようお願いいたします。

※本事業は揮発油販売業者毎1回のみ申請いただけます。申請の際は運営SSの中から任意の1SSを申請給油所等として選定してください。

○補助金額の算出方法(1事業者あたり)



4. 申請の手続き

○申請時の提出書類

補助金申請をするときは、以下の書類を石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類及び別紙は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 補助金交付申請書(様式再構築第1号)
- ② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し
国税庁 法人番号公表サイト: <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- ③ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類
 - 1) 「商業登記簿謄本写し」(申請日において最新の内容のもの)
 - 2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」
 - 3) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「課税標準の分割に関する明細書写し」
 - 4) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「均等割額の計算に関する明細書写し」
 - 5) 「給与所得等の源泉所得税領収書(納付書)写し」
- ④ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、「みなし大企業」でないことを確認する書類として、直近3年分の法人税確定申告書の「別表1写し」及び直近の法人税確定申告書の「別表2写し」
- ⑤ 卸売業の場合は、③の書類に加えて次のいずれかの書類
 - 1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」
 - 2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」
- ⑥ 燃料安定供給計画書(細則様式1)及び同意依頼書(細則様式1-2)並びに燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙(細則様式1-3)
※地方自治体へ同意の依頼を行う際には、燃料安定供給計画書をはじめ申請関係書類をご用意の上、商工・産業を所管する部署等へお早めにご相談ください。ご相談に当たっては、本手引書P. 15~16をご活用ください。
- ⑦ 誓約書(細則様式2)
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書(交付規程別紙)
- ⑨ 役員等名簿(細則様式3)
※個人事業者の場合は、本人を記載する
- ⑩ 取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式4)
- ⑪ 2業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は1業者の見積書写し及び選定理由書
※見積書は日付のあるもので、申請日時点で有効期限内のもの。
- ⑫ 申請する補助対象設備の製品仕様書(パンフレット)等
※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること

⑬ 設置予定場所のリスト(個人情報に該当しないもの)

※記載例 ○○市 500 世帯、○○郡○○町 300 世帯 …

⑭ その他協会が要請する書類

5. 補助金の支払手続き

○実績報告書の提出

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了した場合は、次の期間内までに実績報告書を提出いただきます。

- ・補助事業完了後、原則30日以内に提出
- ・最終提出期限は、2024年2月9日(石油協会到着日)まで

○実績報告時の提出書類

実績報告をするときは、以下の書類を石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 実績報告書(様式再構築第10号)
- ② 「注文書写し」及び「注文請書写し」、又は「契約書写し」
- ③ 施工業者が発行した「請求書写し」
- ④ 申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書」写し)
 - ・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。
 - ・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。
 - ◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し
 - ◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」
 - ・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
 - ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)
 - ・手形による支払は対象外となりますので注意してください。
- ⑤ 設置した補助対象設備の日付入り写真

※設置した設備の写真は、設置後の状態のもので⑦の「設置場所のリスト」から任意の1ヶ所分。場所を書き添えること。

- ⑥ 施工業者等からの次のいずれかの書類
 - 1) 「納品書写し」
 - 2) 「検収書写し」
 - 3) 「作業報告書写し」
 - 4) その他設置したことがわかる書類
- ⑦ 設置場所のリスト（設置事業者に提出したもの又は設置事業者において管理・運営されているシステムに登録した情報を列記したもの。）
- ⑧ 消防届出がある場合は「軽微な変更届出書」写し
- ⑨ 「取得財産等管理明細表」（様式再構築第 18 号）
- ⑩ その他協会が要請する書類

6. 実績報告及び支払等に関する注意事項

- ・石油協会から申請者への補助金のお支払いは、実績報告書及び添付書類で申請給油所の要件や代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。
 - ・申請内容と相違する実績内容であった場合、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができません。
 - ・補助金額の確定は、施工業者への支払実績に基づき確定します。
- ※支払実績に基づく確定となるため、一旦全額を負担する必要があります。
- ※金融機関への払込み手続において代金支払額から送金手数料を差し引いた場合、値引きの場合は、補助金の額が減額となる場合があります。

7. 補助金支払請求書の提出

石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。

※様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードしてください。

○補助金支払請求書（様式再構築第 16 号）

※補助金のお支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

(9)官公需システム整備事業

本事業は、石油組合が国や独立行政法人、地方自治体等からの物品購入に係る発注を受注するためにその構成員の給油所等に設置する設備に要する経費に対し、当該経費の一部を助成する事業です。

1. 申請者資格

石油組合

「石油組合」とは、揮発油販売業者を構成員とする中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された区域を組合の地区と定めた商業組合並びに揮発油販売業者を直接又は間接の構成員とする中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された都道府県の区域を組合の地区と定めた事業協同組合をいい、北海道にあっては、道の区域を組合の地区とする協同組合連合会の会員である事業協同組合をいう。

2. 「官公需システム」の補助の対象となる費用

補助対象経費の上限：3,000万円

補助率：2/3（リピーター1/2）

補助金上限額：2,000万円（1,500万円）

補助金交付の対象となる費用は、次の費用です。

※受付期間中であっても申請が予算額に達した場合は受付を終了しますので、早めに申請くださるようお願いいたします。

①タブレット

②プリンター

③ICカードリーダー

④Wi-Fiルーター

⑤SIMカード

※中古品も対象です。

※金融機関に対する振込み手数料は対象外となります。

〔交付申請に必要な書類〕 各様式は本会ホームページからダウンロードしてください

申請から補助金交付までの流れ

1) 交付申請（石油組合 → 石油協会）

①補助金交付申請書（様式再構築第1号）※法人番号の検索結果は申請書に必ず添付

②申請資格要件にかかる「誓約書」（細則様式2）

③誓約書（暴力団排除に関する誓約事項）（交付規定別紙）

④申請者の「役員等名簿」（細則様式3）

⑤取得財産等の管理・処分に関する誓約書（細則様式4）

⑥同意依頼書（細則様式1-2）

※地方自治体へ同意の依頼を行う際には、燃料安定供給計画書をはじめ申請関係書類をご用意の上、商工・産業を所管する部署等へお早めにご相談ください。ご相談に当たっては、本手引書P.15～16をご活用ください。

⑦2社以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は1業者の見積書写し及び選定理由書

⑧申請する補助対象設備の製品仕様書等

⑨設置予定場所のリスト（個人情報に該当しないもの）

⑩その他、本会が必要に応じて要請する書類

2) 交付決定通知書（石油協会 → 石油組合）

3) 交付決定通知日以降の日付で契約、発注 → 納品

4) 実績報告書（石油組合 → 石油協会）

実績報告書の提出：補助事業完了後、30日以内に提出してください。

※最終提出期限：2024年2月9日（本会着）

納期が遅れたことにより、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、発注先と充分調整の上、申請してください。

〔実績報告に必要な書類〕 各様式は本会ホームページからダウンロードしてください

①「補助事業実績報告書（様式再構築第10号）」

②「注文書」、「注文請書」写し又は「契約書」写し

③「請求書」写し

④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類（金融機関の「振込依頼書」写し）

⑤ 設置した補助対象設備の日付入り写真

※設置した設備の写真は、設置後の状態のもので⑦の「設置場所のリスト」から任意の1ヶ所分。場所を書き添えること。

⑥ 設置業者等から次のいずれかの書類

1)納品書写し

2)検収書写し

3)作業報告書写し

4)その他設置したことがわかる書類

⑦ 設置場所のリスト（設置事業者に提出したもの又は設置事業者において管理・運営されているシステムに登録した情報を列記したもの。）

⑧ 取得財産等管理明細表（様式再構築第18号）

⑨ その他協会が要請する書類

IV. 補助金受給後に生じる義務

- 補助金の返還に関する重要なことを記載しています。
- 申請者の方は、以下の点を必ずご確認ください。

(1) 財産管理

本事業は、設備本体に対して補助金が交付されるため、各設備毎に定められた処分制限期間中、申請者(補助金受給者)は下記の財産管理を行う義務が生じます。適切・確実な財産管理を行うとともに、実績報告書の提出時には「取得財産等管理明細表(様式再構築第18号)」を必ず添付してください(記入例 P131~133を参照ください)。

(2) 対象となる財産

取得価格が単価50万円(消費税抜き)以上の設備

(3) 処分制限期間

【新品の場合】

補助対象設備名	処分制限期間
ペーパー回収設備(計量機)	8年
ペーパー回収設備(荷卸し設備)	8年
地下タンク	8年
樹脂製配管(樹脂被覆配管含む)	8年
電気防食システム	8年
精密油面計	8年
SIR システム	8年
門型洗車機	8年
官公需システム	5年
POSシステム	5年
車番認証システム	5年
デジタルサイネージ	5年
タンクローリー(総排気量 2,000CC 以下)	3年
タンクローリー(総排気量 2,000CC 超)	4年

補助対象設備名	処分制限期間
タブレット型給油許可システム	10年
灯油タンク等スマートセンサー	5年

【中古の場合】 ※国税庁ホームページより

経過年数	処分制限期間
・上記「新品」の処分制限期間の 全てを経過している場合	「新品の処分制限期間×20%」の期間
・上記「新品」の処分制限期間の 一部を経過している場合	「(新品の処分制限期間－経過年数) ＋(経過年数×20%)」の期間
○算出した年数に1年未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。 ○算出した年数が2年に満たない場合は、2年とします。 ＜計算例＞ 新品の処分制限期間：8年（経過年数：4年の場合） $(8年 - 4年) + (4年 \times 20\%) = 4.8年 \rightarrow \underline{4年}$（端数切り捨て）	

（注意）

○「処分制限期間」は、補助事業上の処分制限期間を示しているもので、取得した財産を償却する際の法定耐用年数を示しているものではありません。

(4)財産処分の定義

○補助事業上の財産の「処分」とは次のものをいいます。

処分方法	処分内容
転用	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない目的外使用 (SS 廃止等に伴い設備・機器を使用しなくなる場合も含みます)
譲渡	取得した設備・機器の所有者の変更
交換	取得した設備・機器と他人の所有する他の財産との交換
貸付け	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない使用者の変更
担保に 供する処分	取得した設備・機器に対する抵当権、その他の担保権の設定
取壊し	取得した設備・機器の使用を止め、取り壊すこと
廃棄	取得した設備・機器の使用を止め、廃棄処分すること

(5)処分制限期間中の財産管理の方法

○「取得財産等管理台帳(様式再構築第17号)」を作成し、申請者自身で管理する。

○「取得財産等管理明細表(様式再構築第18号)」を作成し、毎年度更新する。

(6)処分制限期間中の財産処分

○処分制限期間中は、取得した設置設備を協会の許可なく「処分」することはできません。

○やむを得ず処分しなければならない場合は、事前に協会に対し「財産処分承認申請書(様式再構築第19号)」を提出して協会の承認を受けなければなりません。

○SS 廃止等により、設備を使用しなくなる場合であっても、処分に該当します。廃止届を経産局に出される前に処分申請手続きを行ってください。

○協会の処分承認を得て処分する場合でも、原則、国の規定に基づき受給した補助金の一部又は全部の返還が必要です。

○補助金返還額は設備取得に係る処分制限期間に応じた処分時点の未償却残額の補助金相当分となります。処分により、別途、収益が発生している場合はその額を含めた額となります。

○万一、協会の許可なく処分してしまった場合は「交付決定取消し」となる場合があります。「交付決定取消し」となった場合、受給した補助金に国の規定に基づく「加算金」を加えた額を協会を通じ国に返還しなければなりませんので、ご注意ください。

記入例（設備関係）

（様式再構築第18号）

取得財産等管理明細表（2023年度）

申請設備毎の承認番号を記載し、
各々の設備で作成する

交付承認番号
住所
氏名又は名称
及び代表者名
電話番号

脚注2（イ）～（ヲ）の中から該当する区分記号及び設備名を記載する

官公需システム及び灯油等スマート
センサーで単価表示がある場合の例
申請者の償却資産台帳において単価
表示及び数量が表示され単価が50
万円（消費税抜き）未満の場合は取得
財産の処分制限にはかかりません。本
様式の提出等は不要です。

区 分				
財 産 名	省エネ型洗車機			
規 格		設備の型式番号を記載する		
数 量	一式			
単 価	円	補助金額を記載するのではなく、	円	円
金 額	円	取得費（消費税抜き）を記載する	円	円
取得年月日				
耐用年数	8 年	設備毎の処分制限期間を記載する（P127 参照） ※減価償却の際の耐用年数ではありません ※中古の場合はP128を参照		年
保管場所	〇〇給油所			
補 助 率	2/3			
備 考	設置費込み	申請給油所等名を記載する		

- （注）1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第24条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（イ）ペーパー回収設備、（ロ）地下埋設物等の入換工事、（ハ）電気防食システム、（ニ）精密油面計、（ホ）統計学漏えい監視システム、（ヘ）省エネ型洗車機、（ト）官公需システム、（チ）POSシステム、（リ）省エネ型ローリー、（ヌ）タブレット型給油許可システム、（ル）灯油タンク等スマートセンサー、（ヲ）自家発電設備、（ワ）その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

供用を開始した日を記載

記入例（入換又は漏えい防止）

（様式再構築第18号）

取得財産等管理明細表（2023年度）

申請設備毎の承認番号を記載し、
各々の設備で作成する

区分欄には、（ロ）～（ホ）の中から該当する区分記号及び設備名を記載する
（漏えい防止は、例示のため右側に記載していますが、実際に提出する際には、左側に記載してください）

交付承認番号
住所
氏名又は名称（補助金受給者）
及び代表者名
電話番号 担当者 印

区 分	ロ			二
財 産 名	地下タンク・地下配管		設備の型式番号を記載する	精密油面計
規 格	二重殻・樹脂製			油面センサー、屋内表示盤
数 量	一式			一式
単 価	円	補助金額を記載するのではなく、取得費（消費税抜き）を記載する 消防納付金等は含める	円	円
金 額	円	円	円	円
取得年月日				
耐用年数	8 年	入換、漏えい防止は 8 年		8 年
保管場所	〇〇給油所	申請給油所等名を記載する		〇△給油所
補助率	2/3			2/3
備 考	設置費込み			設置費込み

- （注） 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第24条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（イ）ペーパー回収設備、（ロ）地下埋設物等の入換工事、（ハ）電気防食システム、（二）精密油面計、（ホ）統計学漏えい監視システム、（ヘ）省エネ型洗濯機、（ト）官公需システム、（チ）POSシステム、（リ）省エネ型ローリー、（ヌ）タブレット型給油許可システム、（ル）灯油タンク等スマートセンサー、（ヲ）自家発電設備、（ワ）その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

記入例（省エネ型ローリー）

取得財産等管理明細表（2023年度）

交付承認番号 配送－4補－－号

住所

氏名又は名称（補助金受給者）

及び代表者名

印

電話番号

担当者

区分	リ	車両ナンバーを記載		
財産名	省エネ型ローリー			
規格		購入金額（税込総額）を記載		
数量	一式			
単価	円	円	円	円
金額	円	最後に支払いをした日	円	円
取得年月日		処分制限期間を記載		
耐用年数	〇年	（減価償却する際の耐用年数ではなく、本事業上の処分制限期間）		
保管場所	〇〇給油所	中古の場合はP 1 2 8を参照		
補助率	2/3	申請給油所等名を記載する		
備考				

- （注）1. 対象となる取得財産等は、取得価額又は効用の増加価格が交付規程第24条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（イ）ペーパー、（ロ）入換工事、（ハ）電気防食システム、（ニ）精密油面計、（ホ）統計学漏えい監視システム、（ト）官公需システム、（チ）POSシステム、（リ）省エネ型ローリー、（ヌ）タブレット型給油許可システム、（ル）灯油タンク等スマートセンサー、（ヲ）自家発電設備、（ワ）その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

V . Q&A

Q1.【リース物件】

リース契約により設置する設備も補助対象となりますか？

また、現在利用しているリース物件を買取った場合、補助対象となりますか？

A1. リース物件は補助対象にはなりません。

本事業は、買取りで設置した場合のみが補助対象です。設備設置後、費用一式を支払い、その後協会から補助金を受給することとなります。

新規導入、買換えの場合が対象のため、現在使用中のリース物件買取は対象となりません。

Q2.【中古物件】

中古品を設置する場合、2社以上の見積書はどうすれば良いでしょうか？

A2. 中古品であっても、2社以上の見積書は必要です。

しかしながら、同条件の複数見積もりの取得が困難な場合は、インターネット等を活用し、同条件下での価格相場観が確認できる書類を競争見積書の代わりとして提出してください。

Q3.【SS 廃止等に伴う財産処分】

運営者交代等に伴い設備を新たな運営者が使用する場合、どのような手続きが必要でしょうか？

A3. 申請者自身が使用をやめることとなるため、財産処分承認申請を行い、協会の条件付き承認を受ける必要があります。

この場合でも、原則、補助金を返還していただくこととなりますが、新たな運営者に無償で設備を譲渡し、その運営者が補助事業の目的(誓約事項等)に沿って財産管理を承継するケースでは、補助金の返還条件を付さない場合もあります。まずは、事前に石油組合又は協会にご相談ください。

Q4.【過去の補助金による取得財産の買換え】

過去に補助金を利用して導入した設備が老朽化したため、本補助事業を利用して買い換えたいのですが、補助金申請は可能でしょうか？

A4. 申請は可能ですが、過去に導入した設備の補助金に係る残存簿価相当額※を返還していただく必要があります。

今回の申請に合わせて過去に導入した設備の財産処分申請を行い、協会の指示に従って返還手続きを行ってください。

※補助金に係る残存簿価相当額は、処分制限期間(洗車機の場合8年)における買換え時点の未償却残額でそのうち補助金に相当する額

Q5.【新設給油所の申請】

SS を新設する計画があります。その SS に導入する設備について、この補助金制度を利用することは可能でしょうか。

A5. 補助金申請できる給油所等の要件は、品質確保法の登録給油所となっています。登録手続きが行われていない計画段階では申請できません。

Q6.【当初予算事業との同時申請】

地下タンクの入換を計画しており、この補正予算の補助金制度の利用を考えていますが、当初予算にも同様の制度があるようなので、条件の良い方で補助を受けたいと考えています。同時に両方の制度に申請することは可能でしょうか。

A6. 同時に申請することはできません。同時に申請された場合、いずれか一方を取りやめていただくこととなります。

申請者名

給油所名①

給油所名②

提出書類	☒	チェックポイント
① 補助金交付申請書（様式再構築第1号）		・必要事項の記入・押印があるか確認
② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し		13桁。国税庁法人番号公表サイトで検索・印刷が可能 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
③ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類 選択		・個人事業者は提出不要 ・非中小企業は提出不要（協同組合、地方自治体は非中小企業に該当するので提出不要）
1) 「商業登記簿謄本写し」 ※謄本の日付は、申請日より概ね3ヶ月以内のものであること		・資本金もしくは出資金が5,000万円以下であるか - または、常時使用する従業員の数が50人以下であるか - 従業員の数に会社役員は含まない。
2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」		※卸売業の場合
3) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「課税標準の分割に関する明細書写し」		・資本金が1億円以下であるか - または、常時使用する従業員の数が100人以下であるか
4) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「均等割額の計算に関する明細書写し」		
5) 「給与所得等の源泉所得税領収書（納付書）写し」		
④ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、「みなし大企業」でないことを確認する書類		・個人事業者は提出不要 ・非中小企業は提出不要（協同組合、地方自治体は非中小企業に該当するので提出不要）
直近3年分の法人税確定申告書の「別表1写し」と、直近の法人税確定申告書の「別表2写し」 ※税務署受付印もしくは税理士の署名のあるもの ※電子申告の場合は、「電子申告済」と記載されたものか、上記書類に加え税務署からの受領メール（受付けたことが判るもの）を添付		別表1 ・直近過去3年の各年又は年平均の課税所得が15億円を超えていないか 別表2 ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないか ※どちらかに該当しているとみなし大企業に該当 ・申請者のA社がB社に100%の株式を、B社がC社に100%の株式を保有していれば、BとCの資本金又は出資金が5億円以上か否かの判断書類（BとCの直近1年分の別表1と別表2）も必要（100%所有が続く限り必要）
⑤ 卸売業の場合、次のいずれかの書類 選択		
1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」		・契約書等の署名、押印に間違いはないか
2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」		
⑥ ・燃料安定供給計画書（細則様式1） ・同意依頼書（細則様式1-2） ・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙（細則様式1-3）		・計画書は、原本であるか ・計画書に日付の記載、署名、押印があるか ・所有者が異なる2SSを申請する場合は2SS分必要 ・同意依頼書は、原本であるか（同一SSで他の設備を設置する場合は、一部で可） ・同意依頼書に日付の記載、署名、押印があるか ・同意者名、日付の記載、押印があるか ・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真の提出があるか（申請給油所名が確認できる撮影日付入り写真か）（ステッカーを貼付している計量機や釣銭機又はセールスルーム内（チラシ等掲載場合）等の撮影日付入り写真の添付があるか）
⑦ 誓約書（細則様式2）		・原本であるか ・必要事項の記入・押印があるか ・所有者が異なる2SSを申請する場合は2SS分必要

⑧ 暴力団排除に関する誓約書（交付規程別紙）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ 所有者が異なる 2 S S を申請する場合は 2 S S 分必要
⑨ 役員等名簿（細則様式 3）		・ 個人事業者の場合は、本人を記載してあるか ・ 法人の場合で「商業登記簿謄本写し」が提出されているならその役員欄の内容と一致するか (監査役を含む全役員の記載があるか)
⑩ 取得財産等の管理・処分に関する誓約書（細則様式 4）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ 所有者が異なる 2 S S を申請する場合は 2 S S 分必要
⑪ 災害発生時の対応に関する誓約書（細則様式 5）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ メールアドレス、電話番号は 2 つ以上の記載があるか（ショートメールは不可） ・ メールアドレスを 2 つ以上登録できない場合は理由書が必要 (1 つもアドレスが登録できない場合は申請不可) ・ 申請 S S ごとに登録が必要
⑫ 運営者に貸与している者が申請者の場合は、次のいずれかの書類	選択	・ 直近の書類であるか ・ 賃貸借の双方が、所有者であり、運営者であるか
1) 所有者が確認できる当該施設に係る「建物不動産登記簿謄本写し」、「固定資産税評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」等		
2) 運営者との賃貸借関係を示す「契約書写し」等		
⑬ 2 業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は 1 業者の見積書写し及び選定理由書		・ 見積日の日付記載があるか ・ 申請日時点で見積書の有効期限内であるか ・ 2 業者以上の見積書の計上項目、数量、単位等の内容が一致するか ・ 安価な方を見積額を申請額に採用しているか ・ 選定理由が妥当であるか ・ 発注先が申請者自身である場合は利益排除を行っているか ・ 設備の数量が図面や設置予定場所リストと一致するか
⑭ 申請する補助対象設備の製品仕様書（パンフレット）等		・ 対象設備を確認できるか
⑮ 日付入り写真		・ 日付があるか
1) 申請給油所の全景写真		
2) 現況設備（入換する設備）の写真		
3) 増設の場合は申請する設備の設置予定箇所の写真		
⑯ 申請給油所等の平面図		・ 申請する設備の設置予定場所が分かる目印（マーカーなど）が確認できるか。
⑰ その他協会が要請する書類		・ 個別にあれば対応

補助率：新規申請者は、中小企業等 2 / 3、非中小企業 1 / 3
 補助率：リピーターは、中小企業等 1 / 2、非中小企業 1 / 4

4補正 入換等工事(配管のみ含む) 補助金交付申請チェックリスト

申請者名: _____

補助率: 中小企業等 2 / 3、非中小企業 1 / 3

リピーター補助率: 中小企業等 1 / 2、非中小企業 1 / 4

給油所名: _____

提出書類	チェック	<< チェックポイント >>
1	・補助金交付申請書(様式再構築第1号) 原本	・申請年月日の記入があるか確認。 ・会社印の押印があるか確認。 ・記入漏れ、誤記入がないか確認。 ・入換前の容量並びに入換後の容量は、添付書類(設置年月日照合願い等、設置予定平面図)と数量が合致しているか確認。
2	・国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し	・検索した法人番号の写しを印刷。 ・法人番号、会社名、本社住所を確認。 ・個人は提出不要。
3	・誓約書(審査判定基準様式1) 原本	・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
4	・誓約書(暴力団排除に関する誓約事項: 審査判定基準様式2) 原本	・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
5	・取得財産等の管理・処分に関する誓約書(審査判定基準様式6) 原本	・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
6	・燃料安定供給計画書(審査判定基準様式5) 原本※ ※同一SSで他の設備を申請する場合、他の設備に原本を提出していれば写し可	・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。 ・2.「燃料安定供給に向けた取組等」記入されているか確認。
	・同意依頼書(審査判定基準様式5-2) 原本※ ※同一SSで他の設備を申請する場合、他の設備に原本を提出していれば写し可	・地方自治体等若しくは石油商業組合などから発行されているか ・適した押印がされているか ・記載内容に漏れや誤りが無い
	・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙(審査判定基準様式5-3)	・日付入り写真で、日付が読めるか(読めない場合再提出) ・防火塙や出入り口のガラス等で申請給油所が特定できるか ・ステッカーを貼付している計量機、セールスルーム等の日付写真が貼付されているか
7	・補助金で取得した財産に関する申告書 原本	・申請年月の記入があるか確認。 ・補助金による取得財産があるか確認する。(処分制限期間満了の場合は記載不要) ・取得財産がある場合、額の確定通知書が添付されているか確認。 ・運営者と所有者が異なる場合、申請者の方の印の押印があるか確認。
8	・役員等名簿(審査判定基準様式3) (個人事業主も提出必要)	・登記簿謄本に登記(記載)されている役員全て記載されているか(監査役を含む) ・会社名欄に申請者の会社名以外の記載はないか(提出されている登記簿の役職であるか)
9	・企業規模を確認する書類(中小企業等／非中小企業の確認)	選択
	・商業登記簿謄本	選択
	・あるいは、法人事業概況説明書写し	選択
	・あるいは、法人事業税・県民税申告書写しと、課税標準の分割に関する明細書写し	選択
	・あるいは、法人事業税・県民税申告書写しと、均等割額の計算に関する明細書写し	選択
2	・あるいは、給与所得等の源泉所得税領収証書(納付書)写し	選択
	＜卸売業者の場合は上記書類に加えて下記どちらか＞	選択
10	・卸売販売契約書写し	選択
	・あるいは品質維持計画認定申請書、申請前流通経路及び申請後流通経路証明書、並びに品質維持誓約書写し	選択
10	・今後8年間の長期計画	・申請者名、給油所名の記入があるか。 ・内容に記入漏れがないか確認。 ・全て会社全体の内容になっているか確認(申請SSのみは不可) ・次会計年度から8年間の経営計画に問題ないか確認。 ・対象施設賃貸の場合: 所有者と運営者双方共に長期計画が作成されているか確認。
11	・税務署に提出した直近3期分の決算書類等写し	・法人の場合: みなし大企業の確認。(①法人税の確定申告書の別表1を3期分+②法人税の確定申告書の別表2を直近1期分(株主等の確認): 個人は無し) ・法人の場合: 上記に加え直近3期分の決算書(決算書表紙、貸借対照表・損益計算書)か確認。 ・個人の場合: 直近3期分の①所得税確定申告書写し(第一表及び第二表)及び②青色申告決算書か確認 ・電子申告の場合: 「電子申告済」と記載されたものか、上記書類に加え税務署からの受領メール(受付けたことがわかるもの)が必要
12	・地下タンク(タンク・配管)の確認書類	選択
	・「地下タンク構造及び設置年月日照合願い」(審査判定基準様式4) 原本 又は下記の消防関係書類3点	選択
	・①「危険物取扱所設置許可申請書」写し	選択
	・あるいは「危険物取扱所変更許可申請書」写し	選択
	・②「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」写し	選択
	・③「完成検査済証」写し	選択

裏面に続く

書類等		チェック	<< チェックポイント >>
13	・「見積書原本」(2業者以上) 原本 ※社印が押印されていないものは不可		・原本であるか確認。 ・見積先の宛先が申請者になっているか確認。: 個人の場合宛先が事業主の氏名が記載されているか。(屋号のみはNG) ・見積書日付が申請時において若しくは予定工期まで有効期限内であるか確認。 ・見積書の計上項目、数量、単位が相見積も同一か確認。 ・地上部の撤去項目が記載されているか確認。(既存の地下タンク若しくは地下配管の撤去計上の確認) ・撤去並びに設置するものの数量と既存平面図(写真)及び設置後平面図の記載内容が合致するか確認。 ・「6.給油設備・部品等」と「7.給油設備工事」の計上項目及び数量が合致するか確認。 ・配管のみ入換の場合、タンク関連の欄に費用計上が無いことを確認。
14	・工事発注先の「商業登記簿謄本」写し又は建設関係事業を行う者であることが確認できる書類写し		・直近の登記簿の写しであるか確認。 ・施工会社が個人企業の場合は、公的機関からの許可書(有効期限要確認)若しくは、会社案内等工事受注可能であることが確認できるもの。
15	・危険物取扱者免状(甲・乙4)写し		・工事中現場に常駐する者の危険物取扱者免状であるか確認。 ・写真の書換えは、有効期限内か確認。
16	・作業役割が確認できる「現場組織表」(予定)		・相見積業者が下請事業者になっていないか確認。 ・未定、無しの場合も提出必須。未定、無しと記載する。
17	・現況写真		・日付確認。(申請日より概ね1ヶ月以内の撮影) ・見積書計上項目の撮影(全景、対象物)
18	・現況平面図		・地下タンクの油種・容量及び配管が記載されているか確認。 (撤去する対象物が判るようマーカー等が塗られているか)
19	・設置予定平面図		・地下タンクの油種・容量及び配管が記載されているか確認。 (新しく埋設される配管が判るように色分け等されているか) ・新しい地下タンクは二重殻であるか確認。 ・新しい地下配管は樹脂製等(FRP製を含む)であるか確認。
20	・給油所等施設の所有者を確認する書類	選択	品質確保法の登録給油所の地番と合致していること
	・「建物不動産登記簿謄本」の写し		・建物に関する全部事項証明等の提出かどうか確認(土地の登記簿は提出不要) ・最新の内容か確認。(概ね3ヶ月以内) ・所有者は、申請者の名前になっているか確認
	・あるいは「固定資産税評価証明書」等の写し		・建物が登記されていない場合に必要。(建物(建屋)に対する納税がある場合) ・直近の証明書等であるか確認。
	・「公図」及び「住宅地図」		・上記いずれかの書類の住所と、申請給油所住所の記載(番地まで)が、合致していない場合に必要。
	* 申請給油所の所有者と運営者が異なる場合		・「給油所賃貸借契約書」の条文において、負担者が明確になっているか確認。 (契約書の条文に取り決められていない場合は、別途書類が必要。)
	・給油所の所有者と運営者との「給油所賃貸借契約書」写し		

撤去等工事 補助金交付申請チェックリスト

申請者名:			補助率：中小企業等 2 / 3、非中小企業 1 / 3		
給油所名:			リピーター補助率：中小企業等 1 / 2、非中小企業 1 / 4		
提出書類		チェック	<< チェックポイント >>		
1	・補助金交付申請書(様式安定供給第1号) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・会社印の押印があるか確認。 ・内容に記入漏れ、誤記入がないか確認。 ・給油所の廃止に関し、経済産業省(局)の書類が添付されているか。		
2	・国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し		・検索した法人番号の写しを印刷。 ・法人番号、会社名、本社住所を確認。		
3	・誓約書(審査判定基準様式1) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。		
4	・誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:審査判定基準様式2) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。		
5	・補助金で取得した財産に関する申告書		・申請年月の記入があるか確認。 ・3補正を使用していないか確認。 ・補助金による取得財産があるか確認する。(処分制限期間満了の場合は記載不要) ・取得財産がある場合、額の確定通知書等が添付されているか確認。 ・運営者と所有者が異なる場合、申請者の方の印の押印があるか確認。		
6	・役員等名簿(審査判定基準様式3) (個人事業主も必要)		・登記簿謄本に登記(記載)されている役員全て記載されているか(監査役を含む) ・会社名欄に申請者の会社名以外の記載はないか(提出されている登記簿の役職であるか)		
7	・「中小企業等／非中小企業」及び「役員名簿」の確認	選択	←個人は提出不要。		
	・商業登記簿謄本写し		・商業登記簿謄本の日付は申請日より最新(概ね3ヶ月以内)の内容であるか確認。 ・それ以外の書類も、最新(直近)の書類であり、税務署等の受付印等があるか確認。 ・中小企業等→資本金等の額が5,000万円以下か従業員50人以下の会社または個人事業者 ・卸売業の場合→資本金等の額が1億円以下か従業員100人以下の会社 ・非中小企業→中小企業等に該当しない者(みなし大企業、協同組合(団体)、地方自治体等を含む) ※地方自治体は、地方自治体であることを証する書類【ホームページや広報誌等】。		
	・あるいは、法人事業概況説明書写し				
	・あるいは、法人事業税・県民税申告書写しと、課税標準の分割に関する明細書写し				
	・あるいは、法人事業税・県民税申告書写しと、均等割額の計算に関する明細書写し				
	・あるいは、給与所得等の源泉所得税領収証書(納付書)写し				
	＜卸売業者の場合は上記書類に加えて下記どちらか＞	選択			
2	・卸売販売契約書写し		・資本金等の額が5,000万円以下か従業員が50人以下であれば不要 ・卸売先が存在すること(現在も卸売を行っていること) ・卸売先(副特約店、販売店)までの流通経路が記載されているか確認。 ・押印の印影や受付印等が確認できるか確認。		
	・あるいは品質維持計画認定申請書、申請前流通経路及び申請後流通経路証明書、並びに品質維持誓約書写し				
8	・申請書別紙:財務状況の判定		・法人の場合:みなし大企業の確認。(①法人税の確定申告書の別表1を3期分+②法人税の確定申告書の別表2を直近1期分(株主等の確認))		
9	・決算書		【財務状況の判定に必要な書類】 ・法人の場合:直近1期分の決算書類(決算書表紙、貸借対照表・損益計算書)か確認。 ・個人の場合:直近1期分の①所得税及び復興特別所得税の申告書B写し(第一表)及び②青色申告決算書か確認 ・電子申告の場合:「電子申告済」と記載されたものか、書類に加え税務署からの受領メール(受付けたことがわかるもの)が必要 ※財務状況によって上記1期分では「財務状況の厳しい者」に該当しない場合には、過去に遡り該当となる期までの決算書類および申請書別紙が必要。		
	＜申請SSの揮発油販売決算の場合は決算書に加えて＞ (決算書3期分×3項目に該当なしの場合)				
	・店頭売上高、売上原価が確認できるPOS伝票等並びに販売費が確認できる費用ごとの領収証等				
10	・「見積書原本」(2業者以上) ※社印が押印されていないものは不可		・原本であるか確認。 ・見積先の宛先が申請者になっているか確認。:個人の場合宛先が事業主の氏名が記載されているか。(屋号のみはNG) ・見積書日付が申請時において若しくは予定工期まで有効期限内であるか確認。 ・見積書の計上項目、数量、単位が相見積も同一か確認。 ・撤去するものの数量と既存平面図(写真)の記載内容が合致するか確認。		
11	・工事発注先の商業登記簿謄本等写し		・直近の登記簿の写しであるか確認。 ・施工会社が個人企業の場合は、公的機関からの許可書(有効期限要確認)若しくは、会社案内等工事受注可能であることが確認できるもの。		
12	・危険物取扱者免状(甲・乙4)写し		・工事中現場に常駐する者の危険物取扱者免状であるか確認。 ・写真の書換え有効期限確認。		
13	・作業役割が確認できる現場組織表(予定)		・相見積業者が下請事業者になっていないか確認。 ・未定、無しの場合も提出必須。未定、無しと記載する。		

提出書類		チェック	<< チェックポイント >>
14	・現況写真		・日付(申請日より概ね1ヶ月以内の撮影)確認 ・見積書計上項目の撮影確認(全景、対象物) ・「養生」が行われていないことを確認
15	・現況平面図		・地下タンクの本数、容量、配管系統数が見積書と合致するか確認
16		選択	
	・「建物不動産登記簿謄本」写し		・建物に関する全部事項証明等の提出かどうか確認(土地の登記簿は、不要) ・最新の内容か確認。(概ね3ヶ月以内) ・所有者の名前になっているか確認
	・あるいは「固定資産税評価証明書等」写し		・建物が登記されていない場合に必要。(建物(建屋)に対する納税がある場合) ・直近の証明書等であるか確認。
	・「公図」及び「住宅地図」		・上記いずれかの書類の住所と、申請給油所住所の記載(番地まで)が、合致していない場合に必要。
	・給油所の所有者と運営者との「給油所賃貸借契約書」写し (建物の所有者と異なる運営者が申請する場合に提出は必須。)		・「給油所賃貸借契約書」の条文において、負担者が明確になっているか確認。 (契約書の条文に取り決められていない場合は、別途書類が必要。)
建物の所有者と異なる運営者が申請する場合において、建物を撤去することについて所有者と協議等が済んでいることが確認できるもの 所有者と申請者の関係において申請者の役員若しくは親族でも提出が必要			・
・申請日より前にSSを廃止している場合(必須)		選択	
17	・給油所運営者の品質確保法に基づく「揮発油販売業廃止届出書」写し		・最終運営者のものであるか確認。 ・廃止日または変更日が申請日から3年以内であるか確認。 ・経済産業省(局)の受付印があるか確認。 ・備蓄法(石油販売業者)のものは不要。
	・あるいは運営者の品質確保法に基づく「揮発油販売業変更登録申請書」写し		

(※給油所運営者ではない所有者が申請する場合、1～16に加えて必要な書類)

提出書類		チェック	<< チェックポイント >>
		選択	
※ 16	・給油所の所有者と運営者との「給油所賃貸借契約書」写し		・「給油所賃貸借契約書」の条文において、負担者が明確になっているか確認。 (契約書の条文に取り決められていない場合は、別途書類が必要。)
・所有者申請の場合、申請時の提出は必須		選択	
※ 17	・給油所運営者の品質確保法に基づく「揮発油販売業廃止届出書」写し		* 1. 所有者申請の場合には、原則対象給油所の廃止手続きが完了していること。 * 2. 死亡(例外あり)、倒産、解約の場合、全てに必要 ・最終運営者のものであるか確認 ・廃止日または変更日が申請日から3年以内であるか確認 ・経済産業省(局)の受付印があるか確認
	・あるいは運営者の品質確保法に基づく「揮発油販売業変更登録申請書」写し		
・所有者申請の場合申請時の提出は必須		選択	
※ 18	・運営者(個人事業者)の相続人と建物所有者との解約合意契約		*給油所運営者(個人事業者)が死亡した場合か確認。(例外を含む) ・「揮発油販売業廃止届出書」「揮発油販売業変更登録申請書」が相続人名か確認
	・当座勘定契約の解約に関する内容証明郵便の写し(銀行取引停止処分)		
	・あるいは裁判所が発行する更正手続開始決定通知書(会社更生法)		*給油所運営者が倒産(破産)した場合
	・ “ “ 民事再生手続開始決定通知書(民事再生法)		
	・ “ “ 破産手続開始決定通知書(破産)		
	・ “ “ 特別精算開始決定通知書(特別精算)		
	・給油所の所有者と運営者との給油所賃貸借契約の解約同意書		*給油所運営者と所有者が給油所賃貸借契約を解除した場合
	・賃貸借契約解除通知書(内容証明郵便)及び配達証明書		
	・明渡し判決(運営者が行方不明等で受領人がいない場合)		
	・契約解除に関する公示送達決定(運営者が行方不明等で受領人がいない場合)		

4補 内面ライニング施工工事 補助金交付申請チェックリスト

申請者名: _____

補助率: 中小企業等 2 / 3、非中小企業 1 / 3

給油所名: _____

リピーター補助率: 中小企業等 1 / 2、非中小企業 1 / 4

提出書類		チェック	<< チェックポイント >>
1	・補助金交付申請書(様式再構築第1号) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・会社印の押印があるか確認。 ・内容に記入漏れ、誤記入がないか確認。
	・誓約書(審査判定基準様式1) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
2	・国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し		・検索した法人番号の写しを印刷。 ・法人番号、会社名、本社住所を確認。
3	・誓約書(暴力団排除に関する誓約事項: 審査判定基準様式2) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
4	・同意書(審査判定基準様式8) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
5	・燃料安定供給計画書(審査判定基準様式5) 原本※ ※同一SSで他の設備を申請する場合、他の設備に原本を提出していれば写し可		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。 ・2.「燃料安定供給に向けた取組等」記入されているか確認。
	・同意依頼書(審査判定基準様式5-2) 原本※ ※同一SSで他の設備を申請する場合、他の設備に原本を提出していれば写し可		・地方自治体等若しくは石油商業組合などから発行されているか ・適した押印がされているか ・記載内容に漏れや誤りがないか
	・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙 (審査判定基準様式5-3)		・日付入り写真で、日付が読めるか(読めない場合再提出) ・防火扉や出入り口のガラス等で申請給油所が特定できるか ・ステッカーを貼付している計量機、セールスルーム等の日付写真が貼付されているか
6	取得した財産に関する申告書		・申請年月の記入があるか確認。 ・補助金による取得財産があるか確認する。(処分制限期間満了の場合は記載不要) ・取得財産がある場合、額の確定通知書が添付されているか確認。 ・運営者と所有者が異なる場合、申請者の方の印の押印があるか確認。
7	・役員等名簿(審査判定基準様式3) (個人事業主も提出必要)		・登記簿謄本に登記(記載)されている役員全て記載されているか(監査役を含む) ・会社名欄に申請者の会社名以外の記載はないか(提出されている登記簿の役職であるか)
8	・「企業規模の確認」の確認(個人は提出不要)	選択	・商業登記簿謄本写し ・あるいは、法人事業概況説明書写し ・あるいは、法人事業税・県民税申告書写しと、課税標準の分割に関する明細書写し ・あるいは、法人事業税・県民税申告書写しと、均等割額の計算に関する明細書写し ・あるいは、給与所得等の源泉所得税領収証書(納付書)写し
	・卸売業者の場合は上記書類に加えて下記どちらか	選択	
	・卸売販売契約書写し		
	・あるいは品質維持計画認定申請書、申請前流通経路及び申請後流通経路証明書、並びに品質維持誓約書写し		
9	・税務署に提出した直近3期分等の右記の書類の写し (個人は提出不要)		・法人の場合: みなし大企業の確認。(①法人税の確定申告書の別表1を3期分+②法人税の確定申告書の別表2を直近1期分(株主等の確認)) ・電子申告の場合: 「電子申告済」と記載されたものか、書類に加え税務署からの受領メール(受付けたことがわかるもの)が必要
10	・地下タンクの確認書類	選択	・照合願いは原本(当該事業)であるか確認。(消防の押印があるか) ※設置(変更)許可申請書(①～③)の場合は、消防の受付印(証明印)があるか確認。 ・地下タンク埋設年数、外塗覆装、板厚の確認。 ・設置者が運営者または所有者であるか確認。 ・設置場所と給油所住所が同一か確認。 ・廃止タンクがある場合、図面に記載されているか確認。 ・地下タンクの本数、油種、容量が現況平面図と合致するか確認。 ・中小企業者等で以下の該当年度になっていないか確認。(該当する地下タンク及び措置期限を超えた地下タンクは令和4年度単年度の申請) ・昭和58年(1983年)4月1日～昭和59年(1984年)3月31日(令和5年度中に40年) ・昭和48年(1973年)4月1日～昭和49年(1974年)3月31日(令和4年度中に50年: 油面計、SIRを除く)
	・「 <u>地下タンク構造及び設置年月日照合願い</u> 」(審査判定基準様式4) 原本 又は下記の消防関係書類3点		
	・①「危険物取扱所設置許可申請書」写し		
	・あるいは「危険物取扱所変更許可申請書」写し		
11	・②「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」写し		・③「完成検査済証」写し
	・「見積書原本」(2業者以上) ※社印が押印されていないものは不可		

裏面に続く

提出書類		チェック	＜＜ チェックポイント ＞＞
12	【FRP全危協に基づく認定事業者の場合】 ・「鋼製地下タンクFRP内面ライニング事業者認定証」写し	選択	・有効期限確認。 ・請負予定業者の認定証か確認。 ・原本(当該事業)であるか確認。 ・内容に記入漏れ、誤記載がないか確認。(申請者・施工業者) ・押印があるか確認。
	【FRP消防庁指針に基づき施工する事業者の場合】 ・「内面ライニング施工工事に関する誓約書」 ※認定事業者の場合は、提出不要。		
13	・危険物取扱者免状(甲・乙4)写し		・写真の書換え有効期限確認。(写真の書換え期限が無い免状は可)
14	・現場組織表(予定) ※下請け業者が未定の場合は「未定」、使用しない場合は「なし」と記載して提出		・申請者・見積業者が記載されているか確認 ・下請事業者に見積先がないか確認
15	・現況写真(全景、右側、左側)		・日付(最新のものか確認)確認。
16	・現況平面図		・地下タンク、配管、油種、容量が全て記載されているか確認。(必須) ・ライニング施工順序を確認。(施工タンクにマーキングのみでも可) ・地下タンク埋設年月日(経過年数)を記入。
17	・給油所の所有者と運営者との「給油所賃貸借契約書」写し		・「給油所賃貸借契約書」の条文において、負担者が明確になっているか確認。 (契約書の条文に取り決められていない場合は、別途書類が必要。)
	・「建物不動産登記簿謄本」の写し		・建物に関する全部事項証明等の提出かどうか確認(土地の登記簿は、提出不要) ・最新の内容か確認。(概ね3ヶ月以内) ・所有者の名前になっているか確認
	・あるいは「固定資産税評価証明書」等の写し		・建物が登記されていない場合に必要。(建物(建屋)に対する納税がある場合) ・直近の証明書等であるか確認。
	・「公図」及び「住宅地図」		・上記いずれかの書類の住所と、申請給油所住所の記載(番地まで)が、合致していない場合に必要。

(※給油所運営者ではない所有者が申請する場合、上記書類に加えて必要な書類)

提出書類		チェック	＜＜ チェックポイント ＞＞
18	・給油所の所有者と運営者との「給油所賃貸借契約書」写し		・「給油所賃貸借契約書」の条文において、負担者が明確になっているか確認。 (契約書の条文に取り決められていない場合は、別途書類が必要。)
19	・給油所等施設の所有者を確認する書類	選択	
	・「建物不動産登記簿謄本」の写し		・建物に関する全部事項証明等の提出かどうか確認(土地の登記簿は、不要) ・最新の内容か確認。(概ね3ヶ月以内) ・所有者の名前になっているか確認
	・あるいは「固定資産税評価証明書」等の写し		・建物が登記されていない場合に必要。(建物(建屋)に対する納税がある場合) ・直近の証明書等であるか確認。
	・「公図」及び「住宅地図」		・上記いずれかの書類の住所と、申請給油所住所の記載(番地まで)が、合致していない場合に必要。

4補 電気防食システム設置工事 補助金交付申請チェックリスト

申請者名: _____

補助率: 中小企業等 2 / 3、非中小企業 1 / 3

給油所名: _____

リピーター補助率: 中小企業等 1 / 2、非中小企業 1 / 4

提出書類		チェック	<< チェックポイント >>
1	・補助金交付申請書(様式再構築第1号) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・会社印の押印があるか確認。 ・内容に記入漏れ、誤記入がないか確認。
	・誓約書(審査判定基準様式1) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
2	・国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し		・検索した法人番号の写しを印刷。 ・法人番号、会社名、本社住所を確認。
3	・誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:審査判定基準様式2) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
4	・同意書(審査判定基準様式8) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
5	・燃料安定供給計画書(審査判定基準様式5) 原本※ ※同一SSで他の設備を申請する場合、他の設備に原本を提出していれば写し可		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。 ・2.「燃料安定供給に向けた取組等」記入されているか確認。
	・同意依頼書(審査判定基準様式5-2) 原本※ ※同一SSで他の設備を申請する場合、他の設備に原本を提出していれば写し可		・地方自治体等若しくは石油商業組合などから発行されているか ・適した押印がされているか ・記載内容に漏れや誤りが無い
	・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙 (審査判定基準様式5-3)		・日付入り写真で、日付が読めるか(読めない場合再提出) ・防火扉や出入り口のガラス等で申請給油所が特定できるか ・ステッカーを貼付している計量機、セールスルーム等の日付写真が貼付されているか
6	・取得財産等の管理・処分に関する誓約書(審査判定基準様11)		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
7	取得した財産に関する申告書		・申請年月の記入があるか確認。 ・補助金による取得財産があるか確認する。(処分制限期間満了の場合は記載不要) ・取得財産がある場合、額の確定通知書が添付されているか確認。 ・運営者と所有者が異なる場合、申請者の方の印の押印があるか確認。
8	・役員等名簿(審査判定基準様式3)		・役員名が登記簿謄本に記載されている内容の通りか確認。(個人事業主も必要) (法人の場合、商業登記簿謄本等に記載されている役員全員記入)
9	・「企業規模の確認」の確認(個人は提出不要) 選択 ・商業登記簿謄本写し ・あるいは、法人事業概況説明書写し ・あるいは、法人事業税・県民税申告書写しと、課税標準の分割に関する明細書写し ・あるいは、法人事業税・県民税申告書写しと、均等割額の計算に関する明細書写し ・あるいは、給与所得等の源泉所得税領収証書(納付書)写し		・商業登記簿謄本の日付は申請日より最新(概ね3ヶ月以内)の内容であるか確認。 ・それ以外の書類も、最新(直近)の書類であり、税務署等の受付印等があるか確認。 ・中小企業等一資本金等の額が5,000万円以下か従業員50人以下の会社または個人事業者 ・卸売業の場合一資本金等の額が1億円以下か従業員100人以下の会社 ・非中小企業一中小企業等に該当しない者(みなし大企業、協同組合(団体)、地方自治体等を含む) ※地方自治体は、地方自治体であることを証する書類【ホームページや広報誌等】。
2	<卸売業者の場合は上記書類に加えて下記どちらか> 選択 ・卸売販売契約書写し ・あるいは品質維持計画認定申請書、申請前流通経路及び申請後流通経路証明書、並びに品質維持誓約書写し		・資本金等の額が5,000万円以下か従業員が50人以下であれば不要 ・卸売先が存在すること(現在も卸売を行っていること) ・卸売先(副特約店、販売店)までの流通経路が記載されているか確認。 ・押印の印影や受付印等が確認できるか確認。
10	・税務署に提出した直近3期分等の右記の書類の写し (個人は提出不要)		・みなし大企業の確認。(①法人税の確定申告書の別表1を3期分+②法人税の確定申告書の別表2を直近1期分(株主等の確認)) ・電子申告の場合:「電子申告済」と記載されたものか、書類に加え税務署からの受領メール(受付けたことがわかるもの)が必要
11	・地下タンクの確認書類 選択 ・「地下タンク構造及び設置年月日照合願い」(審査判定基準様式4) 原本又は下記の消防関係書類3点 ・①「危険物取扱所設置許可申請書」写し ・あるいは「危険物取扱所変更許可申請書」写し ・②「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」写し ・③「完成検査済証」写し		・照合願いは原本(当該事業)であるか確認。(消防の押印があるか) ※設置(変更)許可申請書(①～③)の場合は、消防の受付印(証明印)があるか確認。 ・地下タンク埋設年数、外装覆装、板厚の確認。 ・設置者が運営者または所有者であるか確認。 ・設置場所と給油所住所が同一か確認。 ・廃止タンクがある場合、図面に記載されているか確認。 ・地下タンクの本数、油種、容量が現況平面図と合致するか確認。 ・中小企業者等で以下の該当年度になっていないか確認。(該当する地下タンク及び措置期限を超えた地下タンクは令和4年度単年度の申請) ・昭和58年(1983年)4月1日～昭和59年(1984年)3月31日(令和5年度中に40年) ・昭和48年(1973年)4月1日～昭和49年(1974年)3月31日(令和4年度中に50年:油面計、SIRを除く)

裏面に続く

提出書類		チェック	＜＜ チェックポイント ＞＞
12	・「見積書原本」(2業者以上) ※社印が押印されていないものは不可		・原本であるか確認。 ・見積先の宛先が申請者になっているか確認。：個人の場合宛先が事業主の氏名が記載されているか。(屋号のみはNG) ・見積書日付が申請時において若しくは予定工期まで有効期限内であるか確認。 ・見積業者の社印が押印されているか確認。 ・見積書の計上項目、数量、単位が相見積も同一か確認。 ・完成前検査の対象本数確認。(室 本) ・対象外タンクの圧力検査も計上されているか確認。
13	・危険物取扱者免状(甲・乙4)写し		・写真の書換え有効期限確認。(写真の書換期限が無い免状は可)
14	・現場組織表(予定) ※下請け業者が未定の場合は「未定」、使用しない場合は「なし」と記載して提出		・申請者・見積業者が記載されているか確認 ・下請事業者に相見積先がないか確認
15	・「地下タンク等定期点検事業者認定証」写し		・認定書の有効期限を確認。 (施工業者と認定業者が違う場合、実績報告時に契約書等の提出が必要)
16	・電位差確認調査等試験結果写し又は「電気防食システム設置工事に関する誓約書(審査判定基準様式10)」		・申請日以前に試験を実施している場合に提出。
17	・現況写真(全景、右側、左側)		・日付(最新のものか確認)確認。
18	・現況平面図		・地下タンク、配管、油種、容量が全て記載されているか確認。(必須) ・補助申請するタンクにマーキング、埋設電極の位置(本数を「①」等で表示)と見積計上の埋設電極と合致するか ※電極穴の1箇所電極を纏めて埋設する場合、「①～③」等で表示。 ・地下タンク埋設年月日(経過年数)を記入。
19	・給油所等施設の所有者を確認する書類	選択	全ての申請者提出は必須。
	・「建物不動産登記簿謄本」の写し		・建物に関する全部事項証明等の提出かどうか確認(土地の登記簿は提出不要) ・最新の内容か確認。(概ね3ヶ月以内) ・所有者の名前になっているか確認
	・あるいは「固定資産税評価証明書」等の写し		・建物が登記されていない場合に必要。(建物(建屋)に対する納税がある場合) ・直近の証明書等であるか確認。
	※「公図」及び「住宅地図」		・上記いずれかの書類の住所と、申請給油所住所の記載(番地まで)が、合致していない場合に必要。
21	○申請者と運営者が異なる場合以下の書類の提出は必須。 ・給油所の所有者と運営者との「給油所賃貸借契約書」写し		・「給油所賃貸借契約書」の条文において、どちらが工事を行い負担者が取り決められているか確認。 (契約書の条文に取り決められていない場合は、別途覚書等の書類が必要。)

4補 精密油面計設置工事 補助金交付申請チェックリスト

申請者名:

補助率：中小企業等 2／3、非中小企業 1／3

給油所名:

リピーター補助率：中小企業等 1／2、非中小企業 1／4

提出書類		チェック	<< チェックポイント >>
1	・補助金交付申請書(様式再構築第1号) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・会社印の押印があるか確認。 ・内容に記入漏れ、誤記入がないか確認。
	・誓約書(審査判定基準様式1) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
2	・国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し		・検索した法人番号の写しを印刷。 ・法人番号、会社名、本社住所を確認。
3	・誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:審査判定基準様式2) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
4	・同意書(審査判定基準様式8) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
5	・燃料安定供給計画書(審査判定基準様式5)原本※ ※同一SSで他の設備を申請する場合、他の設備に原本を提出していれば写しも可		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。 ・2.「燃料安定供給に向けた取組等」記入されているか確認。
	・同意依頼書(審査判定基準様式5-2) 原本※ ※同一SSで他の設備を申請する場合、他の設備に原本を提出していれば写しも可		・地方自治体等若しくは石油商業組合などから発行されているか ・適した押印がされているか ・記載内容に漏れや誤りが無い
	・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙 (審査判定基準様式5-3)		・日付入り写真で、日付が読めるか(読めない場合再提出) ・防火扉や出入り口のガラス等で申請給油所が特定できるか ・ステッカーを貼付している計量機、セールスルーム等の日付写真が貼付されているか
6	・取得財産等の管理・処分に関する誓約書(審査判定基準様11)		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
7	取得した財産に関する申告書		・申請年月の記入があるか確認。 ・補助金による取得財産があるか確認する。(処分制限期間満了の場合は記載不要) ・取得財産がある場合、額の確定通知書が添付されているか確認。 ・運営者と所有者が異なる場合、申請者の方の印の押印があるか確認。
8	・役員等名簿(審査判定基準様式3)		・役員名が登記簿謄本に記載されている内容の通りか確認。(個人事業主も必要) (法人の場合、商業登記簿謄本等に記載されている役員全員記入)
9	・「企業規模の確認」の確認(個人は提出不要)	選択	
	・商業登記簿謄本写し		
	・あるいは、法人事業概況説明書写し		
	・あるいは、法人事業税・県民税申告書写しと、課税標準の分割に関する明細書写し		
	・あるいは、法人事業税・県民税申告書写しと、均等割額の計算に関する明細書写し		
	・あるいは、給与所得等の源泉所得税領収証書(納付書)写し		
	<卸売業者の場合は上記書類に加えて下記どちらか>	選択	
	・卸売販売契約書写し		
	・あるいは品質維持計画認定申請書、申請前流通経路及び申請後流通経路証明書、並びに品質維持誓約書写し		
10	・税務署に提出した直近3期分等の右記の書類の写し (個人は提出不要)		・みなし大企業の確認。(①法人税の確定申告書の別表1を3期分+②法人税の確定申告書の別表2を直近1期分(株主等の確認)) ・電子申告の場合:「電子申告済」と記載されたものか、書類に加え税務署からの受領メール(受付けたことがわかるもの)が必要
11	・地下タンクの確認書類	選択	
	・「地下タンク構造及び設置年月日照合願い」(審査判定基準様式4)原本又は下記の消防関係書類3点		・照合願いは原本(当該事業)であるか確認。(消防の押印があるか) ※設置(変更)許可申請書(①～③)の場合は、消防の受付印(証明印)があるか確認。 ・地下タンク埋設年数、外塗覆装、板厚の確認。 ・設置者が運営者または所有者であるか確認。 ・設置場所と給油所住所が同一か確認。 ・廃止タンクがある場合、図面に記載されているか確認。 ・地下タンクの本数、油種、容量が現況平面図と合致するか確認。 ・中小企業者等で以下の該当年度になっていないか確認。(該当する地下タンク及び措置期限を超えた地下タンクは令和4年度単年度の申請) ・昭和58年(1983年)4月1日～昭和59年(1984年)3月31日(令和5年度中に40年) ・昭和48年(1973年)4月1日～昭和49年(1974年)3月31日(令和4年度中に50年:油面計、SIRを除く)
	・①「危険物取扱所設置許可申請書」写し		
	・あるいは「危険物取扱所変更許可申請書」写し		
	・②「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」写し		
	・③「完成検査済証」写し		

提出書類		チェック	<< チェックポイント >>
12	・「見積書原本」(2業者以上) ※社印が押印されていないものは不可		・原本であるか確認。 ・見積先の宛先が申請者になっているか確認。: 個人の場合宛先が事業主の氏名が記載されているか。(屋号のみはNG) ・見積書日付が申請時において若しくは予定工期まで有効期限内であるか確認。 ・見積業者の社印が押印されているか確認。 ・見積書の計上項目、数量、単位が相見積も同一か確認。
13	・危険物取扱者免状(甲・乙4)写し		・写真の書換え有効期限確認。(写真の書換期限が無い免状は可)
14	・現場組織表(予定) ※下請け業者が未定の場合は「未定」、使用しない場合は「なし」と記載して提出		・申請者・見積業者が記載されているか確認 ・下請事業業者に相見積先がないか確認
15	・設置する高精度油面計の「性能評価書」写し		・全危協発行の評価書であるか確認。 (裏面の2製造メーカーの場合は評価書のみ提出でOK、それ以外は石油製品の漏れを常時検知することができるかもわかる書類が必要)
16	・現況写真(全景、右側、左側)		・日付(最新のものが確認)確認。
17	・現況平面図		・ 地下タンク、配管、油種、容量が全て記載 されているか確認。(必須) ・精密油面計の位置を記載。(対象タンクにマーキングしているか) ・全ての地下タンク埋設年月日(経過年数)を記入。
18	・給油所等施設の所有者を確認する書類	選択	全ての申請者提出は必須。
	・「建物不動産登記簿謄本」の写し		・建物に関する全部事項証明等の提出かどうか確認(土地の登記簿は提出不要) ・最新の内容か確認。(概ね3ヶ月以内) ・所有者の名前になっているか確認
	・あるいは「固定資産税評価証明書」等の写し		・建物が登記されていない場合に必要。(建物(建屋)に対する納税がある場合) ・直近の証明書等であるか確認。
	※「公図」及び「住宅地図」		・上記いずれかの書類の住所と、申請給油所住所の記載(番地まで)が、合致していない場合に必要。
20	○運営者の建物所有者が異なる場合、以下の書類は提出必須。 ・給油所の所有者と運営者との「給油所賃貸借契約書」写し		・「給油所賃貸借契約書」の条文において、負担者が明確になっているか確認。 (契約書の条文に取り決められていない場合は、別途書類が必要。)

○認定機器

社名	機種名
株式会社タツノ	電磁油面計 (GOM-980EC シリーズ)
昭和機器工業株式会社	磁歪式デジタル・スーパービジョン (DSVX-1 DOSVX-1B)

4補 SIR設置工事 補助金交付申請チェックリスト

申請者名: _____

補助率: 中小企業等 2 / 3、非中小企業 1 / 3

給油所名: _____

リピーター補助率: 中小企業等 1 / 2、非中小企業 1 / 4

提出書類		チェック	<< チェックポイント >>
1	・補助金交付申請書(様式再構築第1号) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・会社印の押印があるか確認。 ・内容に記入漏れ、誤記入がないか確認。
	・誓約書(審査判定基準様式1) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
2	・国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し		・検索した法人番号の写しを印刷。 ・法人番号、会社名、本社住所を確認。
3	・誓約書(暴力団排除に関する誓約事項:審査判定基準様式2) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
4	・同意書(審査判定基準様式8) 原本		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
5	・燃料安定供給計画書(審査判定基準様式5) 原本※ ※同一SSで他の設備を申請する場合、他の設備に原本を提出していれば写しも可		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。 ・2.「燃料安定供給に向けた取組等」記入されているか確認。
	・同意依頼書(審査判定基準様式5-2) 原本※ ※同一SSで他の設備を申請する場合、他の設備に原本を提出していれば写しも可		・地方自治体等若しくは石油商業組合などから発行されているか ・適した押印がされているか ・記載内容に漏れや誤りが無い
	・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙 (審査判定基準様式5-3)		・日付入り写真で、日付が読めるか(読めない場合再提出) ・防火塀や出入り口のガラス等で申請給油所が特定できるか ・ステッカーを貼付している計量機、セールスルーム等の日付写真が貼付されているか
6	・取得財産等の管理・処分に関する誓約書(審査判定基準様11)		・申請年月日の記入があるか確認。 ・氏名、押印の記入漏れが無い確認。 ・運営者と所有者が異なる場合はそれぞれに氏名、押印の記入があるか確認。
7	取得した財産に関する申告書		・申請年月の記入があるか確認。 ・補助金による取得財産があるか確認する。(処分制限期間満了の場合は記載不要) ・取得財産がある場合、額の確定通知書が添付されているか確認。 ・運営者と所有者が異なる場合、申請者の方の印の押印があるか確認。
8	・役員等名簿(審査判定基準様式3)		・役員名が登記簿謄本に記載されている内容の通りか確認。(個人事業主も必要) (法人の場合、商業登記簿謄本等に記載されている役員全員記入)
9	・「企業規模の確認」の確認(個人は提出不要)	選択	・商業登記簿謄本の日付は申請日より最新(概ね3ヶ月以内)の内容であるか確認。 ・それ以外の書類も、最新(直近)の書類であり、税務署等の受付印等があるか確認。 ・中小企業等一資本金等の額が5,000万円以下か従業員50人以下の会社または個人事業者 ・卸売業の場合一資本金等の額が1億円以下か従業員100人以下の会社 ・非中小企業一中小企業等に該当しない者(みなし大企業、協同組合(団体)、地方自治体等を含む) ※地方自治体は、地方自治体であることを証する書類【ホームページや広報誌等】。
	・商業登記簿謄本写し		
	・あるいは、法人事業概況説明書写し		
	・あるいは、法人事業税・県民税申告書写しと、課税標準の分割に関する明細書写し		
	・あるいは、法人事業税・県民税申告書写しと、均等割額の計算に関する明細書写し		
<卸売業者の場合は上記書類に加えて下記どちらか>		選択	・資本金等の額が5,000万円以下か従業員が50人以下であれば不要 ・卸売先が存在すること(現在も卸売を行っていること) ・卸売先(副特約店、販売店)までの流通経路が記載されているか確認。 ・押印の印影や受付印等が確認できるか確認。
2	・あるいは品質維持計画認定申請書、申請前流通経路及び申請後流通経路証明書、並びに品質維持誓約書写し		
10	・税務署に提出した直近3期分等の右記の書類の写し (個人は提出不要)		・みなし大企業の確認。(①法人税の確定申告書の別表1を3期分+②法人税の確定申告書の別表2を直近1期分(株主等の確認)) ・電子申告の場合:「電子申告済」と記載されたものか、書類に加え税務署からの受領メール(受付けたことがわかるもの)が必要
11	・地下タンクの確認書類	選択	・照合願いは原本(当該事業)であるか確認。(消防の押印があるか) ※設置(変更)許可申請書(①～③)の場合は、消防の受付印(証明印)があるか確認。 ・地下タンク埋設年数、外塗覆装、板厚の確認。 ・設置者が運営者または所有者であるか確認。 ・設置場所と給油所住所が同一か確認。 ・廃止タンクがある場合、図面に記載されているか確認。 ・地下タンクの本数、油種、容量が現況平面図と合致するか確認。 ・中小企業者等で以下の該当年度になっていないか確認。(該当する地下タンク及び措置期限を超えた地下タンクは令和4年度単年度の申請) ・昭和58年(1983年)4月1日～昭和59年(1984年)3月31日(令和5年度中に40年) ・昭和48年(1973年)4月1日～昭和49年(1974年)3月31日(令和4年度中に50年:油面計、SIRを除く)
	・「地下タンク構造及び設置年月日照合願い」(審査判定基準様式4) 原本 又は下記の消防関係書類3点		
	・①「危険物取扱所設置許可申請書」写し		
	・あるいは「危険物取扱所変更許可申請書」写し		
	・②「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」写し		
・③「完成検査済証」写し			

裏面につづく

提出書類		チェック	＜＜ チェックポイント ＞＞
12	・「見積書原本」(2業者以上) ※社印が押印されていないものは不可		・原本であるか確認。 ・見積先の宛先が申請者になっているか確認。:個人の場合宛先が事業主の氏名が記載されているか。(屋号のみはNG) ・見積書日付が申請時において若しくは予定工期まで有効期限内であるか確認。 ・見積業者の社印が押印されているか確認。 ・見積書の計上項目、数量、単位が相見積も同一か確認。
13	・危険物取扱者免状(甲・乙4)写し		・写真の書換え有効期限確認。(写真の書換期限が無い免状は可)
14	・設置するSIRの「性能評価書」写し		・全危協発行の評価書であるか確認。
15	・現況写真(全景、右側、左側)		・日付(最新のものか確認)確認。
16	・現況平面図		・地下タンク、配管、油種、容量が全て記載されているか確認。(必須) ・地下タンク埋設年月日(経過年数)を記入。
17	・給油所等施設の所有者を確認する書類	選択	全ての申請者提出は必須。
	・「建物不動産登記簿謄本」の写し		・建物に関する全部事項証明等の提出かどうか確認(土地の登記簿は提出不要) ・最新の内容か確認。(概ね3ヶ月以内) ・所有者の名前になっているか確認
	・あるいは「固定資産税評価証明書」等の写し		・建物が登記されていない場合に必要。(建物(建屋)に対する納税がある場合) ・直近の証明書等であるか確認。
	※「公図」及び「住宅地図」		・上記いずれかの書類の住所と、申請給油所住所の記載(番地まで)が、合致していない場合に必要。
19	○申請者と建物所有者が異なる場合提出は必須。 ・給油所の所有者と運営者との「給油所賃貸借契約書」写し		・「給油所賃貸借契約書」の条文において、負担者が明確になっているか確認。 (契約書の条文に取り決められていない場合は、別途書類が必要。)

申請者名

給油所名①

給油所名②

提出書類	☒	チェックポイント
① 補助金交付申請書（様式再構築第1号）		・必要事項の記入・押印があるか確認
② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し		1 3 桁。国税庁法人番号公表サイトで検索・印刷が可能 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
③ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類 選択		・個人事業者は提出不要 ・非中小企業は提出不要（協同組合、地方自治体は非中小企業に該当するので提出不要） ・資本金もしくは出資金が5,000万円以下であるかまたは、常時使用する従業員の数が50人以下であるか従業員の数に会社役員は含まない。 ※卸売業の場合 ・資本金が1億円以下であるか - または、常時使用する従業員の数が100人以下であるか
1) 「商業登記簿謄本写し」 ※謄本の日付は、申請日より概ね3ヶ月以内のものであること 2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」 3) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「課税標準の分割に関する明細書写し」 4) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「均等割額の計算に関する明細書写し」 5) 「給与所得等の源泉所得税領収書（納付書）写し」		
④ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、「みなし大企業」でないことを確認する書類		・個人事業者は提出不要 ・非中小企業は提出不要（協同組合、地方自治体は非中小企業に該当するので提出不要）
直近3年分の法人税確定申告書の「別表1写し」と、直近の法人税確定申告書の「別表2写し」 ※税務署受付印もしくは税理士の署名のあるもの ※電子申告の場合は、「電子申告済」と記載されたものか、上記書類に加え税務署からの受領メール（受付けたことが判るもの）を添付		別表1 ・直近過去3年の各年又は年平均の課税所得が15億円を超えていないか 別表2 ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないか ※どちらかに該当しているとみなし大企業に該当 ・申請者のA社がB社に100%の株式を、B社がC社に100%の株式を保有されていれば、BとCの資本金又は出資金が5億円以上か否かの判断書類（BとCの直近1年分の別表1と別表2）も必要（100%所有が続く限り必要）
⑤ 卸売業の場合、次のいずれかの書類 選択		
1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」 2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」		・契約書等の署名、押印に間違いはないか
⑥	・燃料安定供給計画書（細則様式1） ・同意依頼書（細則様式1-2） ・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙（細則様式1-3）	・計画書は、原本であるか ・計画書に日付の記載、署名、押印があるか ・所有者が異なる2SSを申請する場合は2SS分必要 ・同意依頼書は、原本であるか（同一SSで他の設備を設置する場合は、一部で可） ・同意依頼書に日付の記載、署名、押印があるか ・同意者名、日付の記載、押印があるか ・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真の提出があるか（申請給油所名が確認できる撮影日付入り写真か） （ステッカーを貼付している計量機や釣銭機又はセールスルーム内（チラシ等掲載場合）等の撮影日付入り写真の添付があるか）
⑦ 誓約書（細則様式2）		・原本であるか ・必要事項の記入・押印があるか ・所有者が異なる2SSを申請する場合は2SS分必要

⑧ 暴力団排除に関する誓約書（交付規程別紙）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ 所有者が異なる２ＳＳを申請する場合は２ＳＳ分必要
⑨ 役員等名簿（細則様式３）		・ 個人事業者の場合は、本人を記載してあるか ・ 法人の場合で「商業登記簿謄本写し」が提出されているならその役員欄の内容と一致するか（監査役を含む全役員の記載があるか）
⑩ 取得財産等の管理・処分に関する誓約書（細則様式４）		・ 原本であるか。 ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ 所有者が異なる２ＳＳを申請する場合は２ＳＳ分必要
⑪ 運営者に貸与している者が申請者の場合は、次のいずれかの書類 選択 1) 所有者が確認できる当該施設に係る「建物不動産登記簿謄本写し」、「固定資産税評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」等 2) 運営者との賃貸借関係を示す「契約書写し」等		・ 直近の書類であるか ・ 賃貸借の双方が、所有者であり、運営者であるか
⑫ ２業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は１業者の見積書写し及び選定理由書		・ 見積日の日付記載があるか ・ 申請日時点で見積書の有効期限内であるか ・ ２業者以上の見積書の計上項目、数量、単位等の内容が一致するか ・ 補助対象設備の型番に係る一覧表の洗車機であるか ・ 安価な方を見積額を申請額に採用しているか ・ 選定理由が妥当であるか ・ 発注先が申請者自身である場合は利益排除を行っているか ・ 設備の数量が図面や設置予定場所リストと一致するか
⑬ 申請する補助対象設備の製品仕様書（パンフレット）等		・ 対象設備を確認できるか
⑭ 日付入り写真 1) 申請給油所の全景写真 2) 現況設備（入換する設備）の写真 3) 増設の場合は申請する設備の設置予定箇所の写真		・ 日付があるか
⑮ 申請給油所等の平面図		・ 申請する設備の設置予定場所が分かる目印（マーカーなど）が確認できるか
⑯ その他協会が要請する書類		・ 個別にあれば対応

補助率：新規申請者は、中小企業等２／３、非中小企業１／３
 補助率：リピーターは、中小企業等１／２、非中小企業１／４

申請者名

給油所名①

給油所名②

提出書類	☒	チェックポイント
① 補助金交付申請書（様式再構築第1号）		・必要事項の記入・押印があるか確認
② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し		13桁。国税庁法人番号公表サイトで検索・印刷が可能 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
③ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類 選択		・個人事業者は提出不要 ・非中小企業は提出不要（協同組合、地方自治体は非中小企業に該当するので提出不要）
1) 「商業登記簿謄本写し」 ※謄本の日付は、申請日より概ね3ヶ月以内のものであること		・資本金もしくは出資金が5,000万円以下であるか - または、常時使用する従業員の数が50人以下であるか - 従業員の数に会社役員は含まない。
2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」		※卸売業の場合
3) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「課税標準の分割に関する明細書写し」		・資本金が1億円以下であるか - または、常時使用する従業員の数が100人以下であるか
4) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「均等割額の計算に関する明細書写し」		
5) 「給与所得等の源泉所得税領収書（納付書）写し」		
④ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、「みなし大企業」でないことを確認する書類		・個人事業者は提出不要 ・非中小企業は提出不要（協同組合、地方自治体は非中小企業に該当するので提出不要）
直近3年分の法人税確定申告書の「別表1写し」と、直近の法人税確定申告書の「別表2写し」 ※税務署受付印もしくは税理士の署名のあるもの ※電子申告の場合は、「電子申告済」と記載されたものか、上記書類に加え税務署からの受領メール（受付けたことが判るもの）を添付		別表1 ・直近過去3年の各年又は年平均の課税所得が15億円を超えていないか 別表2 ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないか ※どちらかに該当しているとみなし大企業に該当 ・申請者のA社がB社に100%の株式を、B社がC社に100%の株式を保有されていれば、BとCの資本金又は出資金が5億円以上か否かの判断書類（BとCの直近1年分の別表1と別表2）も必要（100%所有が続く限り必要）
⑤ 卸売業の場合、次のいずれかの書類 選択		
1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」		・契約書等の署名、押印に間違いはないか
2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」		
⑥ ・燃料安定供給計画書（細則様式1） ・同意依頼書（細則様式1-2） ・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙（細則様式1-3）		・計画書は、原本であるか ・計画書に日付の記載、署名、押印があるか ・所有者が異なる2SSを申請する場合は2SS分必要 ・同意依頼書は、原本であるか（同一SSで他の設備を設置する場合は、一部で可） ・同意依頼書に日付の記載、署名、押印があるか ・同意者名、日付の記載、押印があるか ・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真の提出があるか（申請給油所名が確認できる撮影日付入り写真か）（ステッカーを貼付している計量機や釣銭機又はセールスルーム内（チラシ等掲載場合）等の撮影日付入り写真の添付があるか）

⑦ 誓約書（細則様式 2）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ 所有者が異なる 2 S S を申請する場合は 2 S S 分必要
⑧ 暴力団排除に関する誓約書（交付規程別紙）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ 所有者が異なる 2 S S を申請する場合は 2 S S 分必要
⑨ 役員等名簿（細則様式 3）		・ 個人事業者の場合は、本人を記載してあるか ・ 法人の場合で「商業登記簿謄本写し」が提出されているならその役員欄の内容と一致するか（監査役を含む全役員の記載があるか）
⑩ 取得財産等の管理・処分に関する誓約書（細則様式 4）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ 所有者が異なる 2 S S を申請する場合は 2 S S 分必要
⑪ 災害発生時の対応に関する誓約書（細則様式 5）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ メールアドレス、電話番号は 2 つ以上の記載があるか（ショートメールは不可） ・ メールアドレスを 2 つ以上登録できない場合は理由書が必要（1 つもアドレスが登録できない場合は申請不可） ・ 申請 S S ごとに登録が必要
⑫ 運営者に貸与している者が申請者の場合は、次のいずれかの書類	選択	・ 直近の書類であるか ・ 賃貸借の双方が、所有者であり、運営者であるか
1) 所有者が確認できる当該施設に係る「建物不動産登記簿謄本写し」、「固定資産税評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」等		
2) 運営者との賃貸借関係を示す「契約書写し」等		
⑬ 2 業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は 1 業者の見積書写し及び選定理由書		・ 見積日の日付記載があるか ・ 申請日時点で見積書の有効期限内であるか ・ 2 業者以上の見積書の計上項目、数量、単位等の内容が一致するか ・ 安価な方の見積額を申請額に採用しているか ・ 選定理由が妥当であるか ・ 発注先が申請者自身である場合は利益排除を行っているか ・ 設備の数量が図面や設置予定場所リストと一致するか
⑭ 申請する補助対象設備の製品仕様書（パンフレット）等		・ 対象設備を確認できるか
⑮ 日付入り写真		・ 日付があるか
1) 申請給油所の全景写真		
2) 現況設備（入換する設備）の写真		
3) 増設の場合は申請する設備の設置予定箇所の写真		
⑯ 申請給油所等の平面図		・ 申請する設備の設置予定場所が分かる目印（マーカーなど）が確認できるか
⑰ その他協会が要請する書類		・ 個別にあれば対応

補助率：新規申請者は、中小企業等 2 / 3、非中小企業 1 / 3
補助率：リピーターは、中小企業等 1 / 2、非中小企業 1 / 4

省エネ型ローリー 補助金交付申請チェックリスト

申請者：

補助率：中小企業等２／３、非中小企業１／３

リピーター補助率：中小企業等１／２、非中小企業１／４

提出書類		申請者 チェック欄	【チェックポイント】
1	申請書（様式再構築第1号）		※必要事項の記入・押印があるか確認
2	省エネ型ローリー整備事業詳細情報等（細則様式9）		※必要事項の記入・押印があるか確認
3	【法人で申請する場合】 法人番号がわかる検索結果書類		国税庁法人番号公表サイトで検索・印刷が可能 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
4	中小企業の場合、事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類	選択	・個人事業者は提出不要。 ・非中小企業は提出不要。
	1) 「商業登記簿謄本写し」		・資本金もしくは出資金が５００万円以下であるか、 または、常時使用する従業員の数が５０人以下であるか （従業員の数に会社役員は含まない。）
	2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」		
	3) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「課税標準の分割に関する明細書写し」		
	4) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「均等割額の計算に関する明細書写し」		
	5) 「給与所得等の源泉所得税領収書（納付書）写し」		
	※卸売業の場合、上記に加えて次のいずれかの書類	選択	*卸売業の場合 ・資本金が１億円以下であるか、 または、常時使用する従業員の数が１００人以下であるか
	1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」		
	2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」		※兼業の場合、直近1年間の売上高が一番大きい事業によって業種が決まるため、決算書類の提出が必要。当該業種の定義にて判定。
5	中小企業の場合、「みなし大企業」でないことを確認する書類 （「みなし大企業」の定義については手引書9ページ参照）		・個人事業者は提出不要。 ・非中小企業は提出不要。
	直近３年分の法人税確定申告書の「別表１写し」及び 直近の法人税確定申告書の「別表２写し」 *税務署受付印もしくは税理士の署名のあるもの。 *電子申告の場合は、「電子申告済」と記載されたものか、 税務署からの受領メールを添付。		別表一 ・直近過去３年の各年又は年平均の課税所得が１５億円を超えていないか 別表二 ・資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有 されていないか 100%の株式を保有している法人があれば、その法人の下記書類が必要 ・直近の法人税確定申告書の「別表1写し」及び「別表2写し」
6	燃料安定供給計画書（細則様式１）		※必要事項の記入・押印があるか確認（SSの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意書及び燃料油激変緩和事業広報ステッカー添付写真を添付すること）
7	誓約書（細則様式2）		※必要事項の記入・押印があるか確認
8	取得財産等の管理・処分に関する誓約書（細則様式4）		※必要事項の記入・押印があるか確認
9	役員等名簿（細則様式3）		※必要事項の記入があるか確認（登記簿謄本に記載の全ての役員を記載、「監査役」の漏れ多し）
10	省エネ型ローリーの適正利用に係る誓約書（細則様式6）		※必要事項の記入・押印があるか確認
11	暴力団排除に関する誓約書（交付規程別紙）		※必要事項の記入・押印があるか確認
12	災害発生時の対応に関する誓約書（細則様式5） 資源エネルギー庁 石油流通課宛		・必要事項の記入、押印があるか確認 ・設置場所住所は細則様式9に記載の設置場所住所と一致しているか ・メールアドレス・電話番号はそれぞれ原則２つ以上 （ショートメールは不可） ・メールアドレスを２つ登録できない場合は理由書添付 【１つもアドレスが登録できない者は申請不可】
13	２社以上の見積書（写し）		・２社以上の見積書があるか ・見積日の記載があるか ・申請時点で見積有効期限内か ・見積業者の社名の記載、押印があること（担当者印可） ・タンク貯蔵量等、同一条件か ・見積金額が間違っていないか ・安価な方を採用しその金額等を申請書に記載しているか
14	災害時の配送状況報告にかかる誓約書（細則様式7）		※必要事項の記入・押印があるか確認
15	災害発生時の連携体制に関する同意書（細則様式8）		※必要事項の記入・押印があるか確認
【「石油販売業者（給油所を運営していない者）」が申請する場合】			
16	石油の備蓄の確保等に関する法律第27条に基づく「石油販売業」の「届出書」又は「変更届書」写し		・申請者のものであるか ・備蓄法の届出番号が確認できるか ・経済産業局等の受付印があるか
17	運営している配送拠点に係る消防法設置許可書類一式（写し）		・申請日において現に運営している配送拠点

申請者名

給油所名①

給油所名②

提出書類	☒	チェックポイント
① 補助金交付申請書（様式再構築第1号）		・必要事項の記入・押印があるか確認
② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し		13桁。国税庁法人番号公表サイトで検索・印刷が可能 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
③ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類 選択		・個人事業者は提出不要 ・非中小企業は提出不要（協同組合、地方自治体は非中小企業に該当するので提出不要） ・資本金もしくは出資金が5,000万円以下であるかまたは、常時使用する従業員の数が50人以下であるか従業員の数に会社役員は含まない。 ※卸売業の場合 ・資本金が1億円以下であるか - または、常時使用する従業員の数が100人以下であるか
1) 「商業登記簿謄本写し」 ※謄本の日付は、申請日より概ね3ヶ月以内のものであること		
2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」		
3) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「課税標準の分割に関する明細書写し」		
4) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「均等割額の計算に関する明細書写し」		
5) 「給与所得等の源泉所得税領収書（納付書）写し」		
④ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、「みなし大企業」でないことを確認する書類		・個人事業者は提出不要 ・非中小企業は提出不要（協同組合、地方自治体は非中小企業に該当するので提出不要）
直近3年分の法人税確定申告書の「別表1写し」と、直近の法人税確定申告書の「別表2写し」 ※税務署受付印もしくは税理士の署名のあるもの ※電子申告の場合は、「電子申告済」と記載されたものか、上記書類に加え税務署からの受領メール（受付けたことが判るもの）を添付		別表1 ・直近過去3年の各年又は年平均の課税所得が15億円を超えていないか 別表2 ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないか ※どちらかに該当しているとみなし大企業に該当 ・申請者のA社がB社に100%の株式を、B社がC社に100%の株式を保有されていれば、BとCの資本金又は出資金が5億円以上か否かの判断書類（BとCの直近1年分の別表1と別表2）も必要（100%所有が続く限り必要）
⑤ 卸売業の場合、次のいずれかの書類 選択		
1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」		
2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」		・契約書等の署名、押印に間違いはないか
⑥ ・燃料安定供給計画書（細則様式1） ・同意依頼書（細則様式1-2） ・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙（細則様式1-3）		・計画書は、原本であるか ・計画書に日付の記載、署名、押印があるか ・所有者が異なる2SSを申請する場合は2SS分必要 ・同意依頼書は、原本であるか（同一SSで他の設備を設置する場合は、一部で可） ・同意依頼書に日付の記載、署名、押印があるか ・同意者名、日付の記載、押印があるか ・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真の提出があるか（申請給油所名が確認できる撮影日付入り写真か）（ステッカーを貼付している計量機や釣銭機又はセールスルーム内（チラシ等掲載場合）等の撮影日付入り写真の添付があるか）
⑦ 誓約書（細則様式2）		・原本であるか ・必要事項の記入・押印があるか ・所有者が異なる2SSを申請する場合は2SS分必要

⑧ 暴力団排除に関する誓約書（交付規程別紙）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ 所有者が異なる２ＳＳを申請する場合は２ＳＳ分必要
⑨ 役員等名簿（細則様式３）		・ 個人事業者の場合は、本人を記載してあるか ・ 法人の場合で「商業登記簿謄本写し」が提出されているならその役員欄の内容と一致するか（監査役を含む全役員の記載があるか）
⑩ 取得財産等の管理・処分に関する誓約書（細則様式４）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ 所有者が異なる２ＳＳを申請する場合は２ＳＳ分必要
⑪ 運営者に貸与している者が申請者の場合は、次のいずれかの書類	選択	・ 直近の書類であるか ・ 賃貸借の双方が、所有者であり、運営者であるか
1) 所有者が確認できる当該施設に係る「建物不動産登記簿謄本写し」、「固定資産税評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」等		
2) 運営者との賃貸借関係を示す「契約書写し」等		
⑫ ２業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は１業者の見積書写し及び選定理由書		・ 見積日の日付記載があるか ・ 申請日時点で見積書の有効期限内であるか ・ ２業者以上の見積書の計上項目、数量、単位等の内容が一致するか ・ 安価な方を見積額を申請額に採用しているか ・ 選定理由が妥当であるか ・ 発注先が申請者自身である場合は利益排除を行っているか ・ 設備の数量が図面や設置予定場所リストと一致するか
⑬ 申請する補助対象設備の製品仕様書（パンフレット）等		・ 対象設備を確認できるか
⑭ 日付入り写真		・ 日付があるか
1) 申請給油所の全景写真		
2) 申請する設備の設置予定箇所の写真		
⑮ 申請給油所等の平面図		・ 申請する設備の設置予定場所が分かる目印（マーカーなど）が確認できるか
⑯ その他協会が要請する書類		・ 個別にあれば対応

補助率：新規申請者は、中小企業等２／３、非中小企業１／３
補助率：リピーターは、中小企業等１／２、非中小企業１／４

申請者名

給油所名

提出書類	☒	チェックポイント
① 補助金交付申請書（様式再構築第1号）		・必要事項の記入・押印があるか確認
② 法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し		13桁。国税庁法人番号公表サイトで検索・印刷が可能 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
③ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、事業規模を確認する書類として、次のいずれかの書類 選択		・個人事業者は提出不要 ・非中小企業は提出不要（協同組合、地方自治体は非中小企業に該当するので提出不要） ・資本金もしくは出資金が5,000万円以下であるかまたは、常時使用する従業員の数が50人以下であるか従業員の数に会社役員は含まない。 ※卸売業の場合 ・資本金が1億円以下であるかまたは、常時使用する従業員の数が100人以下であるか
1) 「商業登記簿謄本写し」 ※謄本の日付は、申請日より概ね3ヶ月以内のものであること 2) 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」 3) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「課税標準の分割に関する明細書写し」 4) 「法人事業税・県民税申告書写し」及び「均等割額の計算に関する明細書写し」 5) 「給与所得等の源泉所得税領収書（納付書）写し」		
④ 個人事業者を除いた中小企業等の場合、「みなし大企業」でないことを確認する書類		・個人事業者は提出不要 ・非中小企業は提出不要（協同組合、地方自治体は非中小企業に該当するので提出不要）
直近3年分の法人税確定申告書の「別表1写し」と、直近の法人税確定申告書の「別表2写し」 ※税務署受付印もしくは税理士の署名のあるもの ※電子申告の場合は、「電子申告済」と記載されたものか、上記書類に加え税務署からの受領メール（受付けたことが判るもの）を添付		別表1 ・直近過去3年の各年又は年平均の課税所得が15億円を超えていないか 別表2 ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないか ※どちらかに該当しているとみなし大企業に該当 ・申請者のA社がB社に100%の株式を、B社がC社に100%の株式を保有されていれば、BとCの資本金又は出資金が5億円以上か否かの判断書類（BとCの直近1年分の別表1と別表2）も必要（100%所有が続く限り必要）
⑤ 卸売業の場合、次のいずれかの書類 選択		
1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」 2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」		・契約書等の署名、押印に間違いはないか
⑥		・燃料安定供給計画書（細則様式1） ・同意依頼書（細則様式1-2） ・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真提出用紙（細則様式1-3）
		・計画書は、原本であるか ・計画書に日付の記載、署名、押印があるか ・所有者が異なる2SSを申請する場合は2SS分必要 ・同意依頼書は、原本であるか（同一SSで他の設備を設置する場合は、一部で可） ・同意依頼書に日付の記載、署名、押印があるか ・同意者名、日付の記載、押印があるか ・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真の提出があるか（申請給油所名が確認できる撮影日付入り写真か）（ステッカーを貼付している計量機や釣銭機又はセールスルーム内（チラシ等掲載場合）等の撮影日付入り写真の添付があるか）

⑦ 誓約書（細則様式 2）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ 所有者が異なる 2 S S を申請する場合は 2 S S 分必要
⑧ 暴力団排除に関する誓約書（交付規程別紙）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ 所有者が異なる 2 S S を申請する場合は 2 S S 分必要
⑨ 役員等名簿（細則様式 3）		・ 個人事業者の場合は、本人を記載してあるか ・ 法人の場合で「商業登記簿謄本写し」が提出されているならその役員欄の内容と一致するか（監査役を含む全役員の記載があるか）
⑩ 取得財産等の管理・処分に関する誓約書（細則様式 4）		・ 原本であるか ・ 必要事項の記入・押印があるか ・ 所有者が異なる 2 S S を申請する場合は 2 S S 分必要
⑪ 2 業者以上の競争した見積書写し、又は随意契約の場合は 1 業者の見積書写し及び選定理由書		・ 見積日の日付記載があるか ・ 申請日時点で見積書の有効期限内であるか ・ 2 業者以上の見積書の計上項目、数量、単位等の内容が一致するか ・ 安価な方の見積額を申請額に採用しているか ・ 選定理由が妥当であるか ・ 発注先が申請者自身である場合は利益排除を行っているか ・ 設備の数量が図面や設置予定場所リストと一致するか
⑫ 申請する補助対象設備の製品仕様書（パンフレット）等		・ 対象設備を確認できるか
⑬ 設置予定場所のリスト		・ 個人情報に該当しないもの 記載例（〇〇市 5 0 0 世帯、〇〇郡〇〇町 3 0 0 世帯…）
⑭ その他協会が要請する書類		・ 個別にあれば対応

補助率：新規申請者は、中小企業等 2／3、非中小企業 1／3

補助率：リピーターは、中小企業等 1／2、非中小企業 1／4